

平成 28 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と
事業の効果検証に関する調査研究事業

別冊 資料編



目次 資料編

札幌市	1
古河市	13
埼玉県	19
さいたま市	33
川口市	39
足立区	56
江戸川区	62
大津市	69
長岡京市	83
箕面市	94
田川市	100
沖縄県	104
那覇市	137
宜野湾市	148

【札幌市】

札幌まなびのサポート事業 実施要綱

平成27年1月23日

保健福祉局長決裁

(目的)

第1条 本事業は、生活困窮世帯の中学生に対して、自ら考え・学ぶことの大切さを教え、学習習慣を身につけさせることにより基礎的な学力の向上を図り、高校進学を促進することに加えて、自尊感情や自己肯定感を持てるような居場所を提供することを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 本事業の対象者は、生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生とする。

(事業の委託)

第3条 本事業の実施については、青少年支援事業の実績があり、対象者への学習支援が可能であると認められるとともに、札幌市が別途定める応募資格を有する者（以下、受託事業者という。）に委託する。

(事業の内容)

第4条 本事業の内容は、次のものとする。

- (1) 対象者への個別学習支援
- (2) 対象者及び保護者に対する生活相談
- (3) その他本事業の目的達成に資する事項

(実施場所)

第5条 本事業は、札幌市と受託事業者との協議により、適切とされる場所で実施する。

(参加申込)

第6条 対象者及び保護者は、本事業への参加を同意の上、「札幌まなびのサポート事業

参加申込書」(様式1)を受託事業者に提出する。

(参加申込結果の通知)

第7条 受託事業者は、参加申込者に対して、「札幌まなびのサポート事業 申込結果のお知らせ」(様式2)により申込結果を通知する。

(実績報告)

第8条 受託事業者は、毎月「札幌まなびのサポート事業 実績報告書」[(様式3/生活保護受給世帯)及び(様式4/就学援助利用世帯)]を翌月の10日までに札幌市へ報告する。

(運営状況等の報告)

第9条 受託事業者は、運営状況等について、札幌市の求めに応じ報告することとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 受託事業者及びその従事者は、この事業の実施にあたって知り得た対象者及び保護者の個人情報を漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(「さっぽろ まなびのサポート事業実施要綱」の廃止)

2 「さっぽろ まなびのサポート事業実施要綱」(平成25年4月1日)は廃止する。

附則(平成28年1月20日一部改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

札幌まなびのサポート事業 参加申込書

年 月 日

申込者 住所

保護者氏名

印

電話番号

札幌市 あて

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 あて

私どもは「札幌まなびのサポート事業」に参加したいので、次のとおり、申込みます。また、私どもの個人情報について、同事業の実施に必要な範囲内で、関係機関が相互に情報交換することに同意します。

参加希望者 氏名(フリガナ)	()	性別	男・女
学校名		学年	
参加 希望会場	第一希望		
	第二希望		
	第三希望		

該当世帯	必要書類	備考
1 生活保護受給世帯	生活保護受給証明書	
2 就学援助利用世帯	就学援助申請の認定結果について(写)	

※該当する世帯の番号に○をつけてください。

※申込時、必要書類を提出できない場合、備考欄に「後日提出」と記載してください。

年 月 日

様

受託事業者名

代表者名

札幌まなびのサポート事業 申込結果のお知らせ

この度の本事業への参加申込について、次のとおり、お知らせいたします。

参加が決定いたしました。

参加者氏名	
実施会場	
備考	

※実施内容等（開催日、開催時間等）は、別紙のとおりです。

参加が決定いたしませんでした。

理由

【担当：〇〇 電話 ー ー】

札幌まなびのサポート事業 実績報告書 (平成 年 月)
(区 会場)

	氏名 (学年)	日	日	日	日	日	備考
1	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
2	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
3	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
4	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
5	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
6	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
7	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
8	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
9	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
10	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
合計	(1年生 人) (2年生 人) (3年生 人)	出 人	出 人	出 人	出 人	出 人	合計
		欠 人	欠 人	欠 人	欠 人	欠 人	出 人 欠 人

札幌まなびのサポート事業 実績報告書（平成 年 月）
（ 区 会場）

	氏名 (学年)	日	日	日	日	日	備考
1	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
2	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
3	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
4	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
5	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
6	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
7	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
8	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
9	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
10	(年生)	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	
合計	(1年生 人) (2年生 人) (3年生 人)	出 人	出 人	出 人	出 人	出 人	合計
		欠 人	欠 人	欠 人	欠 人	欠 人	出 人 欠 人

中学生を対象とした学習支援のお知らせ

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび、札幌市の委託事業として、大学生ボランティアの支援により学習習慣の定着を図るとともに心地よい居場所を提供することを目的とした学習支援を実施することとなりました。参加を希望される方は、下記をお読みのうえ、お申込みください。

記

- 1 事業名称**
札幌まなびのサポート事業 「まなべえ」
- 2 対象者**
「就学援助利用世帯」及び「生活保護受給世帯」の中学1～3年生
- 3 参加費用**
参加費用は無料です。
- 4 会場等案内**
別添のとおり（定員は1会場 15人程度）
※ 希望会場が応募者多数の場合は抽選となります(申込時に第3希望まで選択可)。
※ 居住区以外の会場でも参加可能です。
- 5 申込について**
「参加申込書」「平成28年度就学援助申請の認定結果について(写)」を「まなべえ」事務局まで郵送してください。
※ このお知らせが届いた時点で就学援助を申請中の方は、「参加申込書」の備考欄に「後日提出」と記載してください。申込後、就学援助が認定されなかった場合は、その旨、「まなべえ」事務局まで連絡してください。
※平成27年度に参加されていた方も新たに申し込みが必要です。
- 6 1次申込期間**
平成28年5月16日(月)まで
- 7 参加についてのお知らせ**
申込みされた方に対しては、平成28年5月中旬～下旬までの間に、希望会場に参加できるかどうかについて、文書にてお知らせいたします。
なお、定員に満たない会場につきましては、1次申込期間以降も参加可能です。参加ご希望の方は、「まなべえ」事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 (受託者)	〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 「まなべえ」事務局 TEL671-4121
--------------------	--

中学生を対象とした学習支援のお知らせ

このたび、札幌市の委託事業として、大学生の学習ボランティアの支援により学習習慣の定着を図るとともに心地よい居場所を提供することを目的とした学習支援を開催することとなりました。参加を希望される方は、下記をお読みのうえ、お申込みください。

記

- 1 事業名称**
札幌まなびのサポート事業「まなべえ」
- 2 対象者**
「生活保護受給世帯」及び「就学援助利用世帯」の中学 1～3 年生
- 3 内容**
個人の学習能力に応じ、学習ボランティアが予習・復習の習慣を身に付けてもらうような支援を行います。詳しくは、「札幌まなびのサポート事業ご案内」リーフレットをご覧ください。
- 4 参加費用**
参加費用は無料です。
- 5 会場等案内**
別添のとおり（定員は 1 会場 15 人程度）
※ 希望会場が応募者多数の場合は抽選となるため、参加できない場合があります。
（申込時に第 3 希望まで選択可）。
※ 居住区以外の会場でも参加可能です。
- 6 申込について**
参加をご希望される方は、同封の「参加申込書」と「生活保護受給証明書」を「まなべえ」事務局まで郵送してください。
- 7 1 次申込期間**
平成 28 年 5 月 16 日(月)まで
- 8 参加についてのお知らせ**
申込みされた方に対しては、平成 28 年 5 月中旬～下旬までの間に、希望会場で参加できるかどうかについて、文書にてお知らせいたします。

《裏面へ続く》

なお、定員に満たない会場につきましては、1次申込期間以降も参加可能です。参加ご希望の方は、「まなべえ」事務局までお問い合わせください。

9 生活保護受給証明書・交通費

- ・申込みの際に必要な生活保護受給証明書については、各区保護課にて発行いたしますので、保護課担当者に相談してください。
- ・参加会場へ通う際に交通費を要する場合には、生活保護費として交通費の支給を受けることができます。ご希望の方は保護課担当者に相談してください。

10 その他

- ・本事業につきましては、平成27年度より、就学援助利用世帯と生活保護受給世帯の中学生を対象として、実施しております。
- ・就学援助利用世帯の保護者には通学先から事業周知します。
- ・平成27年度に参加されていた方も新たに申込みが必要です。

【お問い合わせ先】

(受託者) 〒063-0051

札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

「まなべえ」事務局 TEL671-4121

※生活保護受給証明書・交通費については保護課担当者まで

<参加した中学生の声>

自分と同じ夢を持つ学習支援サポーターと話をすることで、自分の夢について深く知ることができた（白石区/Mちゃん）

人見知りを少し克服できたかな？（北区/Rちゃん）

自分から勉強しようとする意識が高まった（豊平区/Rくん）

人生の先輩にたくさん話を聞いた（南区/Mちゃん）

受験に向けた面接練習もしてもらえてとても良かった！（西区/Yちゃん）

<保護者の声>



学習支援サポーターを見て、「自分もあんな風になりたい」と将来へ向けた意欲の向上の場となっていたと思います（中央区）

勉強・学力面のサポートだけではなく、料理などの学習以外のプログラムで協調性や人とのかわり方が身についたようです（北区）

学校では人間関係が上手くいっていない時期もありましたが、まなべえは本人にとって安らげる場所になっていました（豊平区）

勉強への取り組み方のアドバイスがもらえ、家庭で机に向かっている時間が増えました（中央区）

「まなべえ」参加者高校進学率
平成 25 年度 96.7% / 平成 26 年度 100%
平成 27 年度中学生登録人数 502 名



「まなべえ」1日の流れ <基本的なプログラム>

18:00—スタッフ集合
会場準備

18:15—中学生集合

1 週間のふりかえりなどをしてから
個別の学習開始

ゲームやおしゃべり

19:00—コミュニケーションタイム
リラックスタイム

19:20—個別学習再開

学習内容を
記録してまた
来週!

20:10—今日のふりかえり

20:15—解散

個別の学習だけではなく、グループの時間も楽しみながら、学習意欲を高めるプログラムを提供します。

事業受託者

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
子ども事業部子ども育成課「まなべえ」事務局

所在地 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10
TEL(011)671-4121

札幌まなびのサポート事業

ご案内



中学生の学習支援事業

「まなべえ」は、

一人ひとりに寄り添いながら
学習習慣を身につけ、基礎学力の
向上を目指します。





「まなべえ」は、 私たちが運営しています

私たち、(公財) さっぽろ青少年
女性活動協会は、子どもたちの健全
育成や若者の就労支援など、夢を形
に、社会への一歩を踏み出すための
お手伝いをしています。

このまなびのサポート事業「まな
べえ」も、中学生の可能性をひろ
げ、将来の夢に向かって、一歩踏み
出すためのサポートをさせていただ
きます。

たくさん仲間・スタッフとの交
流や体験をとおして、中学生がいろ
いろなことに興味を持ち、たくさん
チャレンジすることを応援します。

保護者のみなさまとともに、子ど
もたちの成長を見守ることができ
たら幸いです。

はじめまして！「まなべえ」はこんな事業です

札幌市内40会場で実施している中学生のための学習支援事業「まなべえ」は、一人ひとりのペースに合わせた学習を支援します。また、学習だけではなく仲間作り、ソーシャルスキルなどを高めるための活動も行います。こうした活動は、円滑な友人関係の構築に役立ちます。

《サポート体制について》

「まなべえ」はさまざまな年齢や経験をもった大人が
コーディネーターとしてかかわっています。コーディネ
ーターは、場づくりが主な役割。会場のプログラムの進
行役です。また、自分の経験や特技を活かして話題を提
供したり、中学生の問題と一緒に悩んだり…この場が中
学生にとって、心地よい居場所となるよう、会場全体の
サポートをします。



《学習以外のプログラム》

仲間作りのため、会場
ごとのお楽しみ会（スポ
ーツ・クッキングなど）
や会場をまわりたい交流会
もを行います。

《勉強をサポートするのは、 大学生のおにいさん、おねえさん》

中学生の学習を全面的に支援するのが「学習支援サポ
ーター」です。中学生と年齢の近い大学生は、先生でも
なく友だちでもない、身近だけどちょっと特別な存在。
学習はもちろんのこと、自分自身の中学生時代のこと、
部活や受験のこと、大学生生活のことなどを話してくれ、
中学生の気持ちにスパイスを与えます。

《「まなべえ通信」で情報共有》

保護者のみなさまに活動内容をお伝えする
ために「まなべえ通信」を発行しています。
参加者の声やスタッフからのメッセージもど
んどん載せていきますので、ぜひ、読んで感
想などもお寄せいただくと嬉しいです。

《まずは、参加してみませんか？》

こんなスタッフが待っている「まなべえ」会場に、どう
ぞお気軽にご参加ください。自分が勉強したいもの（宿題
や問題集）を持ってきて、一緒に学習に取り組みます。一
人ひとりの学習進度にあわせて、学習しましょう。会場に
は、教科書や問題集、参考図書も準備してあります。時に
はグループ学習など、みんなと一緒に考えたり、協力しあ
ったり、学習がたのしくなる工夫をします。

《参加申込について》

この事業は、生活保護世帯および就学援助受給
世帯の中学生を対象にしています。参加方法、実
施会場については、裏面の「まなべえ」事務局へ
お問い合わせください。なお、この事業で知り得
た個人情報等は適切に取り扱い、参加者のプライ
バシーは遵守いたします。

札幌まなびのサポート事業 年度別実績表

年度	対象者	実施区	対象者数	参加者数			参加率	出席率	延べ開催日数	進学者	進学率	定員	定員充足率 (年平均)	申込者数	
				1年生	2年生	3年生									
H24	生活保護	1区	298	41	10	16	15	13.8%	46.3%	240	15	100.0%	75	54.7%	41
H25	生活保護	5区	1,371	181	63	53	65	13.2%	54.5%	800	63	96.9%	375	48.3%	181
H26	生活保護	全区	2,626	233	73	85	75	8.9%	60.0%	1026	75	100.0%	450	51.8%	233
H27	生活保護 就学援助	全区	生活保護	172	/			7.0%	73.0%	1030	148	100% (※)	450	105.8%	206
			就学援助	330				4.4%							
			合計	502				5.0%							
H28	生活保護 就学援助	全区	生活保護	223	149	176	177	9.5%	73.8%	1349	次年度に把握	600	94.5%	220	
			就学援助	395	65	71	87	5.5%							
			合計	618	172	203	243	6.5%							

※進学率の算定にあたっては、年度途中退会者及び長期未出席者は母数から除外している。 ※平成28年度は2月末時点
 ※就学援助の対象者数は各年5月末現在。

【古河市】 ※なお、以下の資料は平成26年度の事業に関するものである。

古河塾プレ実施要

1 「古河塾」のねらい
児童・生徒の自主学習の環境を整備することで、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図る。

2 プレ実施期間 平成26年12月～平成27年3月

3 対象者

・古河第五小学校児童(小学校4年生以上)，市内希望中学校生徒の通塾(学習塾)していないものの中から希望者を対象とする。(1教室40名程度)

4 プレ実施時間 ※学校管理外の活動とする

小学校	週2日	放課後1時間
中学校	週2日	放課後1時間30分

※各学校の実態により開始及び終了時間は調整する。

5 実施内容

・インターネット配信によるタブレット版プリント教材で参加児童生徒が個別の学習を行う。(みんなの学習クラブ：日本コスモトピア)
・古河塾学習サポーター2名が学習補助に当たる。
・帰宅方法は、児童は保護者の迎え、生徒は自転車もしくは徒歩とする。

6 プレ実施サポーター

・登録制の有償ボランティアとする。
・謝金 1時間あたり 800円(保険有り，交通費無し)
・各小中学校に1日につき2名配置する。

7 プレ実施サポーターの勤務

・勤務日は各校と調整の上決定する。

小学校	週2日	放課後2時間
中学校	週2日	放課後2時間30分

・古河塾実施前30分 教室開錠，児童生徒の出席確認，プリント配布
・古河塾実施後30分 教室施錠，児童生徒の下校指導

8 その他

・プリンター，印刷用紙は専用機器・用品を古河市が準備する。
・実施時間，人数，場所の調整については，随時検討する。

古河塾実施要項

1 「古河塾」のねらい

古河市内小中学校に在籍する児童・生徒のための放課後の自主学習の環境を整備することで、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図る。

2 対象者

・市内小中学校児童生徒(小学校4年生以上)の者のうちから、保護者の同意を得た希望者を対象とする。

(1教室:1日40名程度)

3 募集方法 各学校を通して、教育委員会が行う。

4 経 費 経費は無料とする。

5 開始時期

平成27年6月～(予定)

6 開設校及び教室数

市内全小中学校と委員会が協議の上、実施教室を決定する。

7 実施時間 ※学校管理外の活動とする。

小学校	週2日	放課後1時間	標準実施時間 15:30～16:30
中学校	週2日	放課後1.5時間	標準実施時間 16:10～17:40

8 実施環境

(1) 機器

時期	平成27年9月まで	10月以降	
プリンター	古河塾専用プリンターを各校に2台常設		
P C	小学校	図書室のP Cもしくは教師用P C1～2台	タブレットP C
	中学校	タブレットP C	

(2) 教室

小学校	図書室等のインターネットが使用可能なP Cが設置でき、古河塾用のプリンター2台を常設できる教室。
中学校	パソコン室

9 実施方法

・参加児童生徒が、Web上から専用のアプリにより自分で選択し印刷したプリント教材で、個別の学習を行う。

・古河市で登録し配置する古河塾学習サポーター2名が学習補助に当たる。

・帰宅方法は、通常の児童は保護者の迎え、生徒は自転車もしくは徒歩を基本とする。

・学校管理外の活動とする。児童生徒には古河市負担で保険に加入するものとする。

10 その他

・プリンター、プリンタートナー、印刷用紙は専用機器・用品を古河市が準備する。

・緊急時の連絡に学校の電話を使用する場合がある。

保護者 様

古河市教育委員会教育長
古河市立〇〇中学校校長

古河塾(古河市放課後学習支援事業)の実施及びプレ実施希望調査について

師走の候、皆様におきましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、児童・生徒の自主学習の環境を整備することで、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図るために、来年度より、希望者を対象とした放課後の学習支援事業「古河塾」を実施することとなりました。

つきましては、下記により 12 月よりプレ実施をいたします。参加を希望する場合には下記の希望調査に必要な事項を記入いただき、 月 日()までに申込み願います。

記

1 プレ実施学習内容

タブレットPCを使った、個別ドリル学習(別紙参照)

2 プレ実施場所 通学する中学校のパソコン室

3 プレ対象者 市内中学生で通塾していない生徒
(1 教室 40 名程度)

4 プレ実施期間及び実施時間等

(1)実施期間 平成 26 年 12 月 15 日(月)～平成 27 年 3 月 24 日(火)

(2)実施時間 ※学校管理外の活動とする。

中学校	週 2 日	放課後 1 時間 3 0 分
実施時間	午後 時 分	～ 午後 時 分

※古河市から配属された指導員 2 名が学習指導を行う。

(3)実施費用 無償

(4)下校について 通常の下校方法とする。

き り と り

古河塾プレ実施申込書

古河塾プレ実施に申し込みます。

平成 26 年 月 日

年 組 生徒氏名

保護者氏名 _____ 印

※ 担任の先生に提出して下さい。

案

古 指 第 号
平成 26 年 12 月 日

保護者 様

古河市教育委員会教育長
古河市立古河第五小学校長

古河塾(古河市放課後学習支援事業)の実施及びプレ実施希望調査について

師走の候、皆様におきましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、児童・生徒の自主学習の環境を整備することで、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図るために、来年度より、希望者を対象とした放課後の学習支援事業「古河塾」を実施することとなりました。

つきましては、下記により1月よりプレ実施をいたします。参加を希望する場合には下記の希望調査に必要な事項を記入いただき、月 日()までに申込み願います。

記

- 1 プレ実施学習内容
PCを使った、個別ドリル学習(別紙参照)
- 2 プレ実施場所 古河第五小学校 図書室
- 3 プレ対象者 古河第五小学校4年生以上で通塾していない児童。
(1教室40名程度)
- 4 プレ実施期間及び実施時間等
 - (1)実施期間 平成27年1月13日(火)～平成27年3月24日(火)
 - (2)実施時間 ※学校管理外の活動とする。

小学校	週2日	放課後1時間
実施時間	午後 時 分	～ 午後 時 分

※古河市から配属された指導員2名が学習指導を行う。
 - (3)下校方法 保護者の迎えとする。

き り と り
古河塾プレ実施申込書

古河塾プレ実施に申し込みます。

平成 26 年 月 日

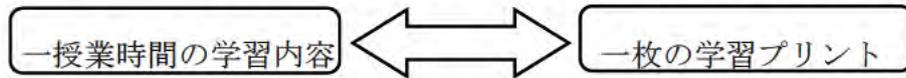
年 組 生徒氏名

保護者氏名 _____ 印

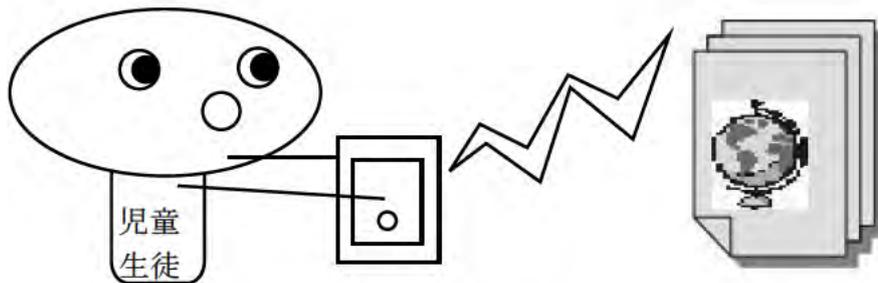
※ 担任の先生に提出して下さい。

古河塾（放課後学習教室）について

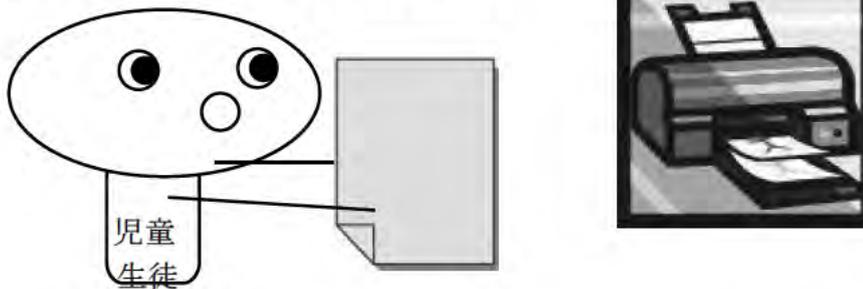
授業内容と関連づけられたプリントで自主学習を進める放課後学習教室です。



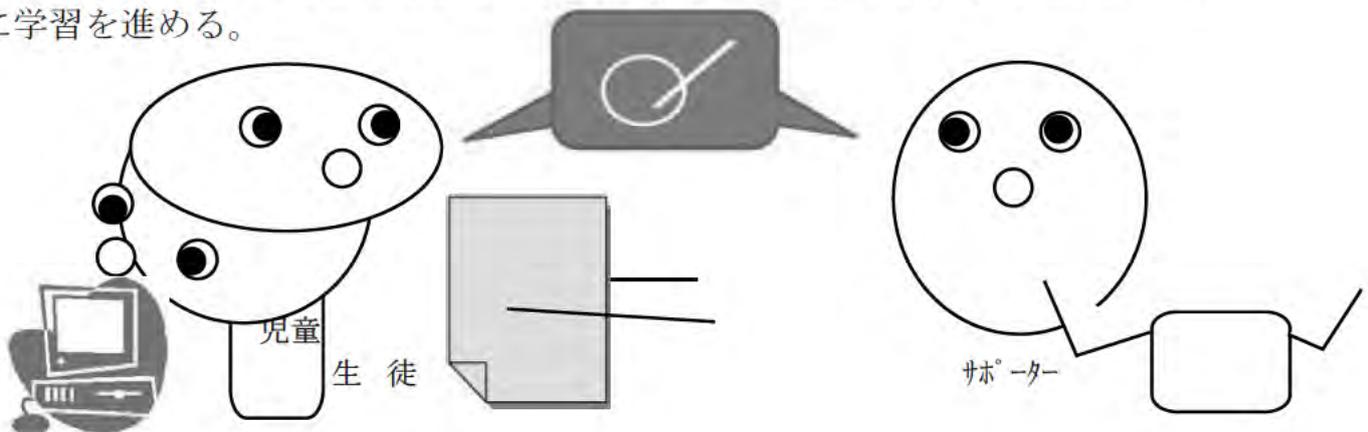
- 1 児童生徒がタブレット PC で学習プリントのWEBページにアクセスする。



- 2 各自でプリントを選択し、印刷する。

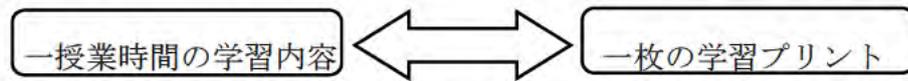


- 3 ネット上のヒントを見たり，サポーターに教えてもらったりしながら個人で学習を進め，プリントが終わったら，新しいプリントを印刷して，さらに学習を進める。



古河塾（放課後学習教室）について

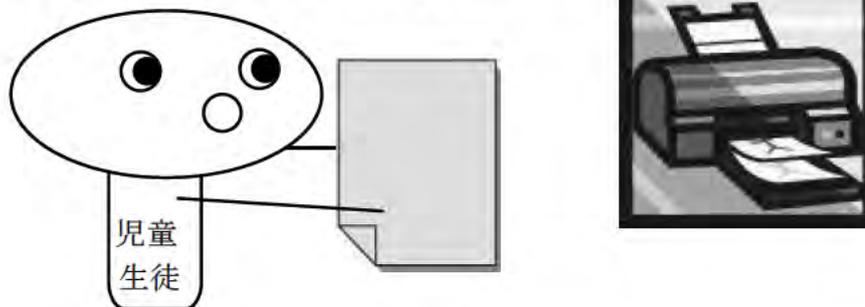
授業内容と関連づけられたプリントで自主学習を進める放課後学習教室です。



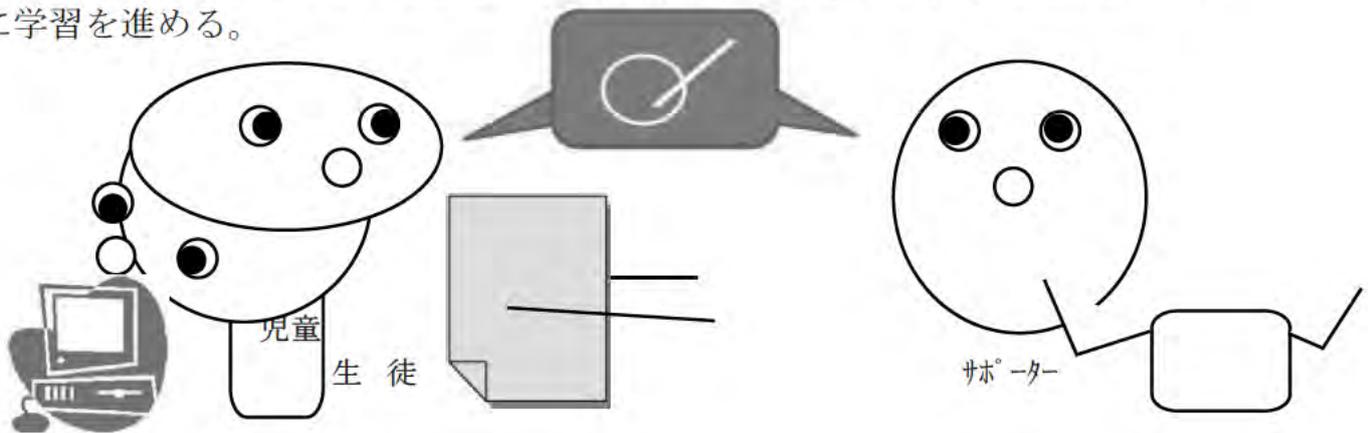
- 1 児童生徒がパソコンで「学習クラブ」のホームページにアクセスする。



- 2 各自でプリントを選択し、印刷する。



- 3 ネット上のヒントを見たり，サポーターに教えてもらったりしながら個人で学習を進め，プリントが終わったら，新しいプリントを印刷して，さらに学習を進める。



埼玉県学習支援事業実施要綱

1 事業目的

中学生及び高校生の児童並びにその保護者等に対して、高等学校進学及び卒業の重要性を理解させるとともに、基礎学力の向上を図ることにより、高等学校への進学及び卒業を支援する。

2 実施主体

埼玉県（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる。）

3 事業内容

(1) 支援対象者

ア 中学生及び高校生の被保護者（県福祉事務所が実施責任を負う被保護者とする。）
及びその保護者等

イ 県福祉事務所管内町村に居住する者の内、就学援助費が支給されている世帯の中学生、高校生及びその保護者等（当該中学生が学習支援事業を利用し、高校進学後も生活困窮世帯である場合は引き続き支援対象者とする。）

ウ 県福祉事務所管内町村に所在する以下の施設等に入所等をしている児童のうち、中学生及び高校生

(ア) 児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害短期治療施設に入所中の児童

(イ) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）で養育を受けている児童

(ウ) 里親に委託されている児童

エ 県福祉事務所管内町村に居住している生活困窮世帯であって、自立相談支援事業を利用してプランを作成し、当該プラン中に学習支援事業の利用を位置付けた世帯の中学生、高校生及びその保護者等

オ 学習支援事業を利用していた被保護者であった者が、年度途中で生活保護が廃止となり、廃止後も学習支援事業の利用を希望している場合であって以下の要件を満たす者

(ア) 県福祉事務所が、学習教室の参加が対象生徒の自立支援に効果があると判断していること。

(イ) 県福祉事務所が、引き続き対象生徒が属する世帯の支援に責任を持つこと。

上記取扱いは、生活保護が廃止となった同一年度中の適用とし、新年度からはイ又はエの取扱いとすること。

カ その他県福祉事務所が支援を必要と認める者。

(2) 学習支援員等

教員経験者や社会福祉士等、教育や福祉に関する専門的な知識を有する学習支援員を配置する。

また、高校生を対象とした学習教室の運営を補助する者として、学習専門員を配置する。

(3) 支援内容

ア 学習教室の運営に関すること。

(ア) 中学生を対象とした学習教室の運営

- a 設置場所 県内10か所程度
- b 開設日 1教室当たり週1日から3日程度
- c 時間 平日夜間（おおむね18時から20時）又は土日（半日程度）
- d 定員 1教室当たり40人程度

(イ) 高校生を対象とした学習教室の運営

- a 設置場所 県内7か所程度
- b 開設日 1教室当たり週1日から3日程度
- c 時間 ・平日夜間（おおむね18時から20時）又は土日（半日程度）
・平日昼間（2時間程度）（主に定時制・通信制高校の生徒を対象とする。）
- d 定員 1教室当たり40人程度

イ 県内大学等と連携したボランティアの募集活動に関すること。

ウ ボランティアの専門性向上に向けた研修計画の策定・実施等に関すること。

エ 児童やその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援に関すること。

オ 児童の進学支援に関すること。

カ 児童の中退予防に関すること。

キ 児童の就労意欲の喚起に関すること。

ク 引きこもりや不登校の児童の支援に関すること。

ケ その他、児童の健全育成支援に関すること。

(4) 支援方法

学習支援員による支援対象者への定期的な家庭訪問若しくは役場等での面接又は学習教室の実施等により、中学校入学から高等学校卒業まで継続的に支援する。

4 県福祉事務所の役割及び学習支援員との連携

(1) 3の(1)のアの支援対象者の場合

(3の(1)のオの支援対象者の場合は、この規定に準じるものとする。)

ア 支援対象者に対する説明及び同意書の徴取

県福祉事務所は、支援対象者に対して本事業の説明を行うとともに、学習支援員に対する個人情報の提供等に係る同意書の提出を求める。

イ 県福祉事務所から学習支援員への情報提供

県福祉事務所は、同意書を得られた支援対象者に関する情報を学習支援員に提供する。

ウ 県福祉事務所職員の同行訪問

学習支援員が初回訪問する際には、原則として県福祉事務所職員が同行する。

エ 学習支援員から県福祉事務所への支援状況に関する報告

学習支援員は、県福祉事務所に支援対象者の支援に関する情報を定期的に報告する。

(2) 3の(1)のイ～エの支援対象者から利用希望があった場合

ア 利用希望者に対する説明及び同意書の徴取

学習支援員は、利用希望者に対して面接し本事業の説明を行うとともに、利用申込書及び個人情報の提供等に係る同意書の提出を求める。

イ 学習支援員から県福祉事務所への情報提供

学習支援員は、同意書を得られた支援対象者の利用申込書の写しを県福祉事務所に送付する。

ウ 県福祉事務所の支援確認

利用申込書の写しの送付を受けた県福祉事務所は、「埼玉県生活困窮者自立支援法に係る支援調整会議及び支援決定実施要領」第2の9に基づき、支援内容を確認する。

エ その他

3の(1)のイ～エの支援対象者から県福祉事務所に学習支援事業の利用について直接問い合わせがあった場合は、本事業の説明を行うとともに、学習支援受託事業者の連絡先等を案内する。

(3) 生活保護廃止の場合等

被保護者の支援対象者が生活保護廃止となった場合、又は被保護者以外の支援対象者が被保護者となった場合は、継続して学習支援事業が利用できるよう、県福祉事務所と学習支援員が連携を図るものとする。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

松伏町

中学生 学習教室への ご案内

埼玉県では経済的理由により学習塾に通えない

松伏町の中学1年生から3年生を対象として

高校進学、基礎学力の向上等を目的に

学習教室を開催しております。

問い合わせ申し込み先は裏面をご覧ください。



勉強は個別指導が中心です



たくさんの大学生ボランティアが参加しています

場所 せんげん台駅からバス5分

日時 週1回
木曜日 18:00~20:00

費用 無料

対象者 就学援助費が支給されている
世帯の中学生

この事業は、埼玉県から委託を受けて、彩の国子ども・若者支援ネットワークが運営しています。

★裏面もご覧ください

学習教室では

- 中学3年生は、高校入試に向けた受験勉強をおこないます。
- 中学1・2年生は、学校の授業の補習や定期テストに向けた勉強をおこないます。
- 高校入試など、進路相談もおこないます。

学習教室で教える人

- 学習教室での勉強は、大学生ボランティアや中学校・高校の教職経験者が、個別指導します。
- 進路相談・悩みごと相談などは、教職経験者・臨床心理士・精神保健福祉士など専門スタッフがおこないます。

こんな

悩みをもつ方は

問い合わせを

- 学校の授業についていけない
- 成績が悪くて受験が心配
- 1人だと勉強がわからない
- 経済的理由で塾に行くことができない

問い合わせ・申し込み

一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク
アスポート学習支援センター 埼玉東部事務所
TEL 0480-31-6327

受付時間：月曜日～金曜日(祝日を除く)12:00～18:00
※お子さまの学習状況を把握するために面談をおこないます。

主催

埼玉県社会福祉課 生活困窮者支援担当



埼玉県のマスコット
「コバトン」

平成 年 月 日

一般社団法人
彩の国子ども・若者支援ネットワーク 様
(埼玉県学習支援事業受託事業者)

学習支援事業利用申込書

学習支援事業を利用したいので、以下のとおり申し込みます。

利用者の ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 (満 才)
		性 別	男 ・ 女
住 所	〒 —		
(電話番号)	TEL ()		
保護者の ふりがな 氏 名	本人との続柄 ()		
保護者の住所	〒 —		
(電話番号)	TEL ()		
苦手な教科・勉強 したい教科 があれば記入 してください			
*利用者に配慮してほしいことがありましたら記入してください			

※就学援助を受けていることが分かる書類（決定通知書等）の写しを提出してください。

【個人情報に関する同意】

(宛先) 埼玉県知事 上田 清司	
別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」に基づいて、学習支援事業の検討・実施等に当たり必要となる関係機関（者）と情報共有することに同意いたします。	
平成 年 月 日	保護者署名 _____

[第3の1] 福祉事務所別・町村別の学習教室参加者(生活保護世帯・中学生)

福祉事務所別・町村別対象者

福祉事務所	町村	対象者(a)			
		全学年	中学3	中学2	中学1
伊奈町		0			
宮代町		0			
杉戸町		0			
松伏町		0			
計		0	0	0	0
三芳町		0			
毛呂山町		0			
越生町		0			
滑川町		0			
嵐山町		0			
小川町		0			
川島町		0			
吉見町		0			
鳩山町		0			
ときがわ町		0			
東秩父村		0			
計		0	0	0	0
美里町		0			
神川町		0			
上里町		0			
寄居町		0			
計		0	0	0	0
横瀬町		0			
皆野町		0			
長瀬町		0			
小鹿野町		0			
計		0	0	0	0
その他		0	0	0	0
計		0	0	0	0
合計		0	0	0	0

福祉事務所別・町村別参加人数(実数)

福祉事務所	福祉事務所	参加人数(b)			うち、不登校者数(c)			教室不参加の不登校者数(d)				
		全学年	中学3	中学2	中学1	全学年	中学3	中学2	中学1	全学年	中学3	中学2
伊奈町		0				0			0			
宮代町		0				0			0			
杉戸町		0				0			0			
松伏町		0				0			0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三芳町		0				0			0			
毛呂山町		0				0			0			
越生町		0				0			0			
滑川町		0				0			0			
嵐山町		0				0			0			
小川町		0				0			0			
川島町		0				0			0			
吉見町		0				0			0			
鳩山町		0				0			0			
ときがわ町		0				0			0			
東秩父村		0				0			0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町		0				0			0			
神川町		0				0			0			
上里町		0				0			0			
寄居町		0				0			0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横瀬町		0				0			0			
皆野町		0				0			0			
長瀬町		0				0			0			
小鹿野町		0				0			0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

福祉事務所別・町村別参加状況の割合

福祉事務所	福祉事務所	参加率(b/a)				教室参加者の不登校割合(c/b)				教室不参加の不登校割合(d/a)			
		全学年	中学3	中学2	中学1	全学年	中学3	中学2	中学1	全学年	中学3	中学2	中学1
伊奈町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
宮代町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
杉戸町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
松伏町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三芳町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
毛呂山町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
越生町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
滑川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
嵐山町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
川島町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
吉見町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鳩山町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ときがわ町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東秩父村		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
美里町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
神川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
上里町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
寄居町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
横瀬町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
皆野町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長瀬町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小鹿野町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

[第3の2] 福祉事務所別・町村別の学習教室参加者(生活困難世帯・中学生)

福祉事務所別・町村別対象者

福祉事務所	町村	対象者(a)			
		全学年	中学3	中学2	中学1
伊奈町		0			
宮代町		0			
杉戸町		0			
松伏町		0			
計		0	0	0	0
三芳町		0			
毛呂山町		0			
越生町		0			
滑川町		0			
嵐山町		0			
小川町		0			
小川町		0			
吉見町		0			
鳩山町		0			
ときがわ町		0			
東秩父村		0			
計		0	0	0	0
美里町		0			
神川町		0			
上里町		0			
寄居町		0			
計		0	0	0	0
横瀬町		0			
皆野町		0			
長瀬町		0			
小鹿野町		0			
計		0	0	0	0
その他		0	0	0	0
計		0	0	0	0
合計		0	0	0	0

福祉事務所別・町村別参加人数(実数)

福祉事務所	福祉事務所	参加人数(b)				うち、不登校者数(c)				教室不参加の不登校者数(d)			
		全学年	中学3	中学2	中学1	全学年	中学3	中学2	中学1	全学年	中学3	中学2	中学1
伊奈町		0				0				0			
宮代町		0				0				0			
杉戸町		0				0				0			
松伏町		0				0				0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三芳町		0				0				0			
毛呂山町		0				0				0			
越生町		0				0				0			
滑川町		0				0				0			
嵐山町		0				0				0			
小川町		0				0				0			
小川町		0				0				0			
吉見町		0				0				0			
鳩山町		0				0				0			
ときがわ町		0				0				0			
東秩父村		0				0				0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町		0				0				0			
神川町		0				0				0			
上里町		0				0				0			
寄居町		0				0				0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横瀬町		0				0				0			
皆野町		0				0				0			
長瀬町		0				0				0			
小鹿野町		0				0				0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

福祉事務所別・町村別参加状況の割合

福祉事務所	福祉事務所	参加率(b/a)				教室参加者の不登校割合(c/b)				教室不参加の不登校割合(d/a)			
		全学年	中学3	中学2	中学1	全学年	中学3	中学2	中学1	全学年	中学3	中学2	中学1
伊奈町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
宮代町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
杉戸町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
松伏町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三芳町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
毛呂山町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
越生町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
滑川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
嵐山町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
吉見町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鳩山町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ときがわ町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東秩父村		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
美里町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
神川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
上里町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
寄居町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
横瀬町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
皆野町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長瀬町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小鹿野町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

[第3の3] 福祉事務所別・町村別の学習教室参加者(集計表・中学生)

福祉事務所別・町村別対象者

福祉事務所	町村	対象者(a)			
		全学年	中学3	中学2	中学1
伊奈町		0			
宮代町		0			
杉戸町		0			
松伏町		0			
計		0	0	0	0
三芳町		0			
毛呂山町		0			
越生町		0			
滑川町		0			
嵐山町		0			
小川町		0			
川島町		0			
吉見町		0			
鳩山町		0			
ときがわ町		0			
東秩父村		0			
計		0	0	0	0
美里町		0			
神川町		0			
上里町		0			
寄居町		0			
計		0	0	0	0
横瀬町		0			
皆野町		0			
長瀬町		0			
小鹿野町		0			
計		0	0	0	0
その他		0	0	0	0
計		0	0	0	0
合計		0	0	0	0

福祉事務所別・町村別参加人数(実数)

福祉事務所	町村	参加人数(b)				うち、不登校者数(c)				教室不参加の不登校者数(d)			
		全学年	中学3	中学2	中学1	全学年	中学3	中学2	中学1	全学年	中学3	中学2	中学1
伊奈町		0				0				0			
宮代町		0				0				0			
杉戸町		0				0				0			
松伏町		0				0				0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三芳町		0				0				0			
毛呂山町		0				0				0			
越生町		0				0				0			
滑川町		0				0				0			
嵐山町		0				0				0			
小川町		0				0				0			
川島町		0				0				0			
吉見町		0				0				0			
鳩山町		0				0				0			
ときがわ町		0				0				0			
東秩父村		0				0				0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町		0				0				0			
神川町		0				0				0			
上里町		0				0				0			
寄居町		0				0				0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横瀬町		0				0				0			
皆野町		0				0				0			
長瀬町		0				0				0			
小鹿野町		0				0				0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

福祉事務所別・町村別参加状況の割合

福祉事務所	町村	参加率(b/a)				教室参加者の不登校割合(c/b)				教室不参加の不登校割合(d/a)			
		全学年	中学3	中学2	中学1	全学年	中学3	中学2	中学1	全学年	中学3	中学2	中学1
伊奈町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
宮代町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
杉戸町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
松伏町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三芳町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
毛呂山町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
越生町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
滑川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
嵐山町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
川島町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
吉見町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鳩山町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ときがわ町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東秩父村		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
美里町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
神川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
上里町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
寄居町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
横瀬町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
皆野町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長瀬町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小鹿野町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

〔第4の1〕福祉事務所別・町村別の学習教室参加者(生活保護世帯・高校生)

平成〇〇年〇月報告分

福祉事務所別・町村別対象者

福祉事務所	町村	対象者(a)				
		全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上
東部	伊奈町	0				
中部	宮代町	0				
中部	杉戸町	0				
中部	松伏町	0				
中央	計	0	0	0	0	0
西部	三芳町	0				
西部	毛呂山町	0				
西部	越生町	0				
西部	澁川町	0				
西部	嵐山町	0				
西部	小川町	0				
西部	小川町	0				
西部	吉見町	0				
西部	鳩山町	0				
西部	ときがわ町	0				
東秩父村	東秩父村	0				
計	計	0	0	0	0	0
美里町	美里町	0				
神川町	神川町	0				
上里町	上里町	0				
寄居町	寄居町	0				
計	計	0	0	0	0	0
横瀬町	横瀬町	0				
岩野町	岩野町	0				
長瀬町	長瀬町	0				
小栗野町	小栗野町	0				
計	計	0	0	0	0	0
その他	その他	0	0	0	0	0
計	計	0	0	0	0	0
合計	合計	0	0	0	0	0

福祉事務所別・町村別参加人数(美数)

福祉事務所	参加人数(b)	うち、不登校者数(c)					教室不参加の不登校者数(d)				
		全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上	全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上
伊奈町	0						0				
宮代町	0						0				
杉戸町	0						0				
松伏町	0						0				
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三芳町	0						0				
毛呂山町	0						0				
越生町	0						0				
澁川町	0						0				
嵐山町	0						0				
小川町	0						0				
小川町	0						0				
吉見町	0						0				
鳩山町	0						0				
ときがわ町	0						0				
東秩父村	0						0				
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町	0						0				
神川町	0						0				
上里町	0						0				
寄居町	0						0				
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横瀬町	0						0				
岩野町	0						0				
長瀬町	0						0				
小栗野町	0						0				
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

福祉事務所別・町村別参加状況の割合

福祉事務所	参加率(b/a)	教室参加者の不登校割合(c/b)					教室不参加の不登校割合(d/a)					
		全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上	全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上	
伊奈町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
宮代町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
杉戸町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
松伏町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三芳町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
毛呂山町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
越生町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
澁川町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
嵐山町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小川町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小川町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
吉見町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鳩山町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ときがわ町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東秩父村	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
美里町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
神川町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
上里町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
寄居町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
横瀬町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
岩野町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長瀬町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小栗野町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	合計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

〔第4の2〕福祉事務所別・町村別の学習教室参加者(生活困窮世帯・高校生)

平成〇〇年〇月報告分

福祉事務所別・町村別対象者

福祉事務所	町村	対象者(a)					福祉不参加の不登校割合(d/a)				
		全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上	全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上
伊奈町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東宮代町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
郡中		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
杉戸町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中央		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
松伏町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三芳町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
毛呂山町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
越生町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
津川町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
嵐山町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小川町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西川島町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
吉見町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鳩山町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ときがわ町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東秩父村		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
美里町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
神川町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
北の上里町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
寄居町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
横瀬町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
菅野町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長瀬町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小鹿野町		0					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他		0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計		0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

福祉事務所別・町村別参加人数(美数)

福祉事務所	社務所	参加人数(b)					福祉不参加の不登校者数(d)				
		全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上	全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上
伊奈町		0					0				
東宮代町		0					0				
郡中		0					0				
杉戸町		0					0				
中央		0					0				
松伏町		0					0				
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三芳町		0					0				
毛呂山町		0					0				
越生町		0					0				
津川町		0					0				
嵐山町		0					0				
小川町		0					0				
西川島町		0					0				
吉見町		0					0				
鳩山町		0					0				
ときがわ町		0					0				
東秩父村		0					0				
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町		0					0				
神川町		0					0				
北の上里町		0					0				
寄居町		0					0				
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横瀬町		0					0				
菅野町		0					0				
長瀬町		0					0				
小鹿野町		0					0				
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

福祉事務所別・町村別参加状況の割合

福祉事務所	社務所	参加率(b/a)					福祉参加者の不登校割合(c/b)					福祉不参加の不登校割合(d/a)					
		全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上	全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上	全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上	
伊奈町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東宮代町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
郡中		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
杉戸町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中央		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
松伏町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三芳町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
毛呂山町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
越生町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
津川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
嵐山町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西川島町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
吉見町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鳩山町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ときがわ町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東秩父村		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
美里町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
神川町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
北の上里町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
寄居町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
横瀬町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
菅野町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長瀬町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小鹿野町		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

〔第4の3〕福祉事務所別・町村別の学習教室参加者(集計表・高校生)

平成〇〇年〇月報告分

福祉事務所別・町村別対象者

福祉事務所	町村	対象者(a)				
		全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上
東部	伊奈町	0				
東部	宮代町	0				
中部	杉戸町	0				
中部	松伏町	0				
中央	計	0	0	0	0	0
西部	三芳町	0				
西部	毛呂山町	0				
西部	越生町	0				
西部	湊川町	0				
西部	嵐山町	0				
西部	小川町	0				
西部	小川町	0				
西部	吉見町	0				
西部	鳩山町	0				
西部	ときがわ町	0				
東秩父村	東秩父村	0				
計	計	0	0	0	0	0
美里町	美里町	0				
神川町	神川町	0				
上里町	上里町	0				
寄居町	寄居町	0				
計	計	0	0	0	0	0
横瀬町	横瀬町	0				
岩野町	岩野町	0				
長瀬町	長瀬町	0				
小鹿野町	小鹿野町	0				
計	計	0	0	0	0	0
その他	その他	0	0	0	0	0
計	計	0	0	0	0	0
合計	合計	0	0	0	0	0

福祉事務所別・町村別参加人数(美数)

福祉事務所	町村	参加人数(b)					うち、不登校者数(c)					教室不参加の不登校者数(d)				
		全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上	全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上	全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上
東部	伊奈町	0					0					0				
東部	宮代町	0					0					0				
中部	杉戸町	0					0					0				
中部	松伏町	0					0					0				
中央	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部	三芳町	0					0					0				
西部	毛呂山町	0					0					0				
西部	越生町	0					0					0				
西部	湊川町	0					0					0				
西部	嵐山町	0					0					0				
西部	小川町	0					0					0				
西部	小川町	0					0					0				
西部	吉見町	0					0					0				
西部	鳩山町	0					0					0				
西部	ときがわ町	0					0					0				
東秩父村	東秩父村	0					0					0				
計	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町	美里町	0					0					0				
神川町	神川町	0					0					0				
上里町	上里町	0					0					0				
寄居町	寄居町	0					0					0				
計	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横瀬町	横瀬町	0					0					0				
岩野町	岩野町	0					0					0				
長瀬町	長瀬町	0					0					0				
小鹿野町	小鹿野町	0					0					0				
計	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

福祉事務所別・町村別参加状況の割合

福祉事務所	町村	参加率(b/a)					教室参加者の不登校割合(c/b)					教室不参加の不登校割合(d/a)				
		全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上	全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上	全学年	高校1	高校2	高校3	高校4以上
東部	伊奈町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東部	宮代町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中部	杉戸町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中部	松伏町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中央	計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西部	三芳町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西部	毛呂山町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西部	越生町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西部	湊川町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西部	嵐山町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西部	小川町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西部	小川町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西部	吉見町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西部	鳩山町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
西部	ときがわ町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東秩父村	東秩父村	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
美里町	美里町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
神川町	神川町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
上里町	上里町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
寄居町	寄居町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
横瀬町	横瀬町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
岩野町	岩野町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長瀬町	長瀬町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小鹿野町	小鹿野町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	合計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

[第5] 学習支援員の活動状況(年 月)

	支援員氏名	所属事務所	勤務日数	(再掲)有休	福祉事務所の支援依頼	延べ支援件数	(訪問支援)					(学習教室)	(会議)	連絡調整業務
							家庭訪問	面接相談	電話相談	福祉事務所・役場協議	学校・教育委員会協議	関係機関等協議	教室運営	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38														
39														
40														
41														
42														
43														
44														
45														
46														
47														
48														
49														
50														
合計														

別紙7

[第6] 学習支援ボランティア登録人数 28年度中(平成28年4月1日～ 年 月 日)

大学名等		登録人数	うち県事業に参加
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
大学生合計		0	0

社会人・その他		登録人数	うち県事業に参加
1	元教員		
2	現教員		
3	元教育関係職		
4	現教育関係職		
5	福祉関係職		
6	元福祉関係職		
7	弁護士		
8	会社員		
9	ケースワーカー		
10	作業療法士		
11	その他(定年退職者)		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
社会人・その他合計		0	0

総計		0	0
----	--	---	---

【さいたま市】

■平成28年度さいたま市生活困窮者学習支援事業実施状況

【生保】

	中1	中2	中3	中学計	参/登	高1	高2	高3	高校計	参/登	その他	総計	参/登
対象者	144	160	159	463	-	191	175	154	520	-	-	-	-
登録者	25	33	29	87	89.7%	31	22	16	69	84.1%	1	157	87.3%
登録率	17.4%	20.6%	18.2%	18.8%		16.2%	12.6%	10.4%	13.3%		-	-	
参加者	21	30	27	78		27	17	14	58		1	137	
参加率	14.6%	18.8%	17.0%	16.8%		14.1%	9.7%	9.1%	11.2%		-	-	

※平成28年7月31日現在。(概算値)

※対象者は4/1の人員(それ以降の新規開始は含まない)

※登録者、参加者には、事業を一度申込後に辞退した者は含まない。

※一回以上教室に参加した場合に参加者としてカウント。

【児扶】

	中1	中2	中3	中学計	参/登
対象者	262	274	309	845	-
登録者	33	26	43	102	88.2%
登録率	12.6%	9.5%	13.9%	12.1%	
参加者	30	26	34	90	
参加率	11.5%	9.5%	11.0%	10.7%	

※平成28年7月31日現在。(概算値)

※対象者は4/1の人員(それ以降の新規開始は含まない)

※登録者、参加者には、事業を一度申込後に辞退した者は含まない。

※一回以上教室に参加した場合に参加者としてカウント。

【生保+児扶】

	中1	中2	中3	中学計	参/登	高1	高2	高3	高校計	参/登	その他	総計	参/登
対象者	406	434	468	1308	-	191	175	154	520	-	-	-	-
登録者	58	59	72	189	88.9%	31	22	16	69	84.1%	1	259	87.6%
登録率	14.3%	13.6%	15.4%	14.4%		16.2%	12.6%	10.4%	13.3%		-	-	
参加者	51	56	61	168		27	17	14	58		1	227	
参加率	12.6%	12.9%	13.0%	12.8%		14.1%	9.7%	9.1%	11.2%		-	-	

※平成28年7月31日現在。(概算値)

※対象者は4/1の人員(それ以降の新規開始は含まない)

※登録者、参加者には、事業を一度申込後に辞退した者は含まない。

※一回以上教室に参加した場合に参加者としてカウント。

さいたま市学習支援教室一覧

対象者	教室名	所在地
中学生 (高校生も可)	西教室	さいたま市西区
	北教室	さいたま市北区
	大宮教室	さいたま市大宮区
	見沼教室	さいたま市見沼区
	中央教室	さいたま市中央区
	桜教室	さいたま市桜区
	浦和教室	さいたま市浦和区
	南教室	さいたま市南区
	緑教室	さいたま市緑区
	岩槻教室	さいたま市岩槻区
高校生	高校教室	さいたま市中央区

学習支援教室に来ませんか？

学習支援教室って？

- ◇料金は無料です！教材なども用意しております！
- ◇毎回参加しなければならぬ訳ではありません！
時間内であれば途中から参加することもできます！
部活動等で遅れたの参加も大丈夫です！
- ◇日時：平日 18:00～20:00 各教室 週2回
- ◇場所：別の紙に詳しい場所が書いてありますが、さいたま市内の10区全区にあります！教室は一つの場所しか通えないけど、どこの教室を選んでもらっても大丈夫です！家から近いところの方が通いやすいかな？
高校生限定の教室もあります！大学受験の勉強や進路相談もできますよ！



何ができるの？

- ◇学校の課題などで分からないところを、大学生のお兄さん・お姉さんが優しく教えてくれます！
- ◇「数学の文字式が苦手だから復習したい・・・」「入試の過去問がほしい！」など、ほしい教材があればこちらで用意することができます！
- ◇「高校入試の仕組みとかが分からない」「大学受験ってなにかから始めればいいのか？」そんな疑問にもお答えします！
いろいろな情報を教えてくれます！
- ◇「どこの高校に行けばいいのか分からない」「高校ってどんなところ？」などの進路相談もできます！
- ◇受験前になると、大学生が面接官になって面接練習もしてくれます！



教室の様子は？

こんな感じで勉強しています！

やべえ分かんねえ...

こうやるんだよー



イベント・しくもやるよ！



教材も用意してるよ！

Q.勉強が苦手なんだけど...

A.どこからつまづいているのが、一人ひとりに合わせたプログラムを作っています！

Q.人見知りで緊張します...

A.大丈夫！大学生のボランティアさんが温かく迎えてくれます！

Q.部活動で忙しいんだけど...

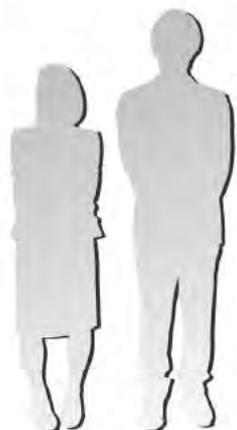
A.毎回来なければいけないわけじゃありません！途中から来るのも大丈夫です！部活動でなかなか来れない人には教材を家まで届けることもできますよ！

NPO法人 さいたまユースサポートネット
学習支援教室 電話番号：048-829-7562
(9:00~18:00)

担当：金子

何かあれば上記番号までお気軽にご連絡ください！

さいたま市高校生支援教室参加者大募集!



「いま通っている高校続けられる気がしない…」
「通信制高校に入ったけど、サポートが出せない」
「大学受験の勉強を教えてほしい」
「高校をやめたけど、どうしたらいいだろう」
「将来のこと、気軽に相談できる場所が欲しい」

自分たちの「今」のこと、「将来」のこと。
一緒に考えてみませんか?

さいたま市学習支援教室は、中学卒業後、このような悩み・希望をもった方々の「進路を応援すること」「学習を支えること」を目的につくられました。

- 高校卒業を応援するための学習支援
- 大学に向けた受験勉強
- 高校中退後の進路相談など
- これらをすべて無料で行っていきます。



対象：さいたま市在住生活保護世帯の高校生/生活保護世帯の方で、これから高校進学、再入学を考えている方（高校は全日制、定時制、通信制などは問いません）

対象外の方：誰でもこられる居場所「たまり場」のご案内。

ホームページ：<http://www.saitamayouthnet.org/>



お問い合わせ・ご相談は下記の番号にて受け付けております。気軽にお電話を！
TEL：048-829-7562（平日10時～17時）

NPO法人さいたまユースサポートネット 学習支援教室（学習支援員が対応します）

ボランティア募集中!!

あなたの参加を待っています!

登録人数600人突破!



みんなの
「教室」を
つくろう。

What's the 学習支援教室?

学習支援教室とは、生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯の中高生を対象に、「学ぶ権利」の保障や「居場所」づくりをする取り組みを行っています。さいたま市の委託事業として市内10区全てで教室が開かれています。これらの教室はそれぞれ週2回開かれ、有償ボランティアという形式をとっています。

教室にはたくさんのお大学生ボランティアがいます。教育系の学生ばかりではなく、福祉系や理系の学生も多く見られます。大学生同士の交流も盛んです。一緒にこれからの中高生の未来を考えましょう!

▶条件

- 活動時間……18:00～20:00(終了後、任意参加のミーティングあり)
- 有償……1回の教室参加につき

2,000円 (交通費込)

ボランティアの「声」

学習支援教室に来ている子どもたちの勉強の遅れを補うだけでなく、一緒に遊んだり、おしゃべりをしたりして、「その子本来の姿を出せる場」にしたいと思いついて活動しています。もちろん子どもと関わる中での失敗もたくさんあります。しかし、その失敗を通して悩み苦しんで出した答えにはお金には変えがたい価値があると思います。(教育学部 1年生)

ボランティアの魅力は「失敗してもいい」、「挑戦できる」ということです。生徒だけじゃなく、ボランティアもやってみようことを提案すれば、賛成派も反対派も一緒になって提案したことを考えてくれます。実際にやる前から真剣になってくれるし、挑戦すれば反省も一緒にしてもらえます。「教育」について経験的に学んだ人たちは頼りになりますよ。(教育学部 1年生)

よくある質問のコーナー

Q. どうやって参加するの？

A. 裏側の「登録の流れ」をご覧ください!

Q. 教室では何をすればいいの？

A. 基本的には生徒にマンツーマンで勉強などを教えます。わからない問題があっても大丈夫! 周りの先輩ボランティアがフォローしてくれます! その日の生徒によっては生徒の好きなことをやったり、遊んだり……とにかく楽しんでください!

Q. 授業があるのでなかなか参加できないのですが……

A. それはもちろん授業を優先してください(笑) 近場の教室と曜日が合わない場合、違う曜日の少し離れた教室に行ってみるのもオススメですよ! 遅れての参加もお待ちしております!

NPO法人 さいたまユースサポートネット
学習支援教室 ボランティア募集

【川口市】

学習支援事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもに対する学習支援を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、川口市とする。ただし、事業の全部又は一部を、適正な運営が確保できると認められる法人に委託することができる。

(事業の対象者等)

第3条 本事業の対象世帯は、川口市内に居住する生活保護世帯及び生活困窮世帯で、世帯の状況が次に該当する場合とする。なお、本事業において、生活困窮世帯とは、支援を必要とする子どもの親又はその子どもの保護者等で、その世帯の状況が次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

(2) 就学援助の対象世帯に属する者

(3) 前各号に準ずる者として、市及び福祉事務所長が、支援が必要と認める世帯であること。

2 本事業の対象者は、前項の対象世帯の子ども（中学生、高校生等に限る。）及び保護者等とする。

(事業内容)

第4条 本事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、次に掲げる取組等を実施するものである。

(1) 学習支援

高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し

(2) 居場所の提供

日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供

(3) 進路指導

家庭訪問等による個別の進路相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供

(4) 高校中退防止のための支援

家庭訪問等による個別相談の実施、学習支援の参加者のフォロー

(5) 親に対する養育支援

子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供

(6) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

(学習教室の開催)

第5条 前条(1)の学習支援について、1教室あたり週1日から週3日程度、第3条に規定する中学生、高校生等を対象に、学習教室を開催する。

(1) 中学生を対象とした学習教室の運営

ア 設置場所 市内の特別養護老人ホーム、公民館等を利用

イ 開設日 1教室あたり週1日から週3日程度

ウ 時間 平日夜間（概ね17時から19時）又は土日（半日程度）

エ 定 員 1 教室当たり 40 人程度

(2) 高校生を対象とした学習教室の運営

ア 設置場所 市内の特別養護老人ホーム等を利用

イ 開設日 1 教室あたり週 1 日から週 3 日程度

ウ 時 間 平日夜間（概ね 17 時から 19 時）又は土日（半日程度）

エ 定 員 1 教室当たり 20 人程度

(訪問支援)

第 6 条 家庭状況、通学状況に応じて、家庭訪問により学習の機会を提供するための支援を行う。

(支援の実施期間)

第 7 条 支援期間は 4 月～3 月を基本とし、支援対象者等の決定は年度ごとに行うものとする。

(参加費用)

第 8 条 学習教室の参加費用は無料とする。

2 学習教室の参加に係る教材費及び交通費は、学習教室に参加する対象者の負担とする。

(配置職員)

第 9 条 配置する学習支援員等は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 社会福祉法第 19 条各号のいずれかに該当する者。

(2) 社会福祉事業に 2 年以上従事した者。

※ 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 2 条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日付社庶第 29 号厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知）」に規定された「福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種」に従事した者であることが望ましい。

(3) 以下のアからオのいずれかの資格を有する者。

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

ウ 教員免許

エ 社会教育主事

オ その他、同等以上の能力を有していると認められる資格

(4) 民間企業等で支援員業務に関係する職務経験を 5 年以上有する者。

※ 学習塾等の教育関連企業に勤務し、教育や生徒指導業務等の職務経験を有する者であることが望ましい。

(5) (1) から (4) と同等以上の能力を有していると認められる者。

(留意事項)

第 10 条 事業の実施にあたっては、自立相談支援機関、福祉事務所、教育委員会、学校との連携・調整を行うこと。

2 必要に応じ、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うこと。

3 子どもの貧困の解消には世帯全体の問題解決も不可欠であり、本事業を通じて、複合的な課題を抱える保護者などを自立相談支援機関につなげることが必要となる場合には確実にこれを行うこと。

4 関係機関と個人情報を共有する場合は本人（保護者）から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

川口市生活自立サポートセンター
市役所第二庁舎2階

川口市生活自立サポートセンター
学習支援 事務所
(彩の国子ども・若者支援ネットワーク)



窓口利用案内

川口市生活自立サポートセンター

開設時間 平日8時30分～17時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
住所 川口市中青木1-5-1
市役所第二庁舎2階
電話 048-299-8293(直通)
048-299-8294(直通)
FAX 048-257-6600

★この事業は、川口市から委託を受けて『彩の国子ども・若者支援ネットワーク』が運営しています。

彩の国子ども・若者支援ネットワーク

営業時間 9時00分～21時00分
(日・月・祝日・年末年始を除く)
住所 川口市中青木2-19-6
マンション1F
電話 048-240-5085

川口市

中学生・高校生支援のご案内



学習教室

川口市生活自立サポートセンター

〒332-0032 川口市中青木1-5-1
市役所第二庁舎2階

TEL 048-299-8293

048-299-8294

FAX 048-257-6600

*** 学習援助事業について ***

■ 相談支援

- ・ 家庭訪問、電話による相談支援を行います。
- ・ 進学や就職など、進路に悩みを抱えている方の相談に応じます。
- ・ 不登校やひきこもりなど、子育てや教育に関する相談に応じます。

■ 学習教室の開催

- ・ 中学生教室では、授業の補習、定期テスト対策、そして入試対策を行います。大学生や社会人の学習支援ボランティアまたは支援員が子ども1人ひとりのペースで個別に勉強を教えます。
- ・ 高校生教室では、元高校教員、大学院生等の学習指導員によって授業の補習や定期テスト対策、または専門的な勉強を見てもらうことができます。
- ・ 子どもたちの悩みや不安、相談事を気軽に話せるような居場所作りを行っています。

■ 情報提供

- ・ 学習に役立つ情報や資料の提供を行います。
- ・ 進路選択や進学希望先の情報や資料の提供を行います。
- ・ 生活や教育などに関する情報提供や、奨学金制度のご案内などを行います。

■ 高校生は就職支援も行うことができます

■ 就職支援

- ・ 上級生が下級生に向けて、就職活動の心構えや体験談を講演する場を作っています。
- ・ 進路選択や就労に向けての資料提供や相談活動を行っています。
- ・ 希望があれば特別養護老人ホームや保育園などで体験活動等を行うことが出来ます。

*** 学習教室について ***

川口市では中学生・高校生を対象に無料で学習教室を開催しています。

学習教室は川口市内に中学生学習教室が8カ所、高校生学習教室が1カ所あります。



このような悩みを持っている方の力になっていきます。ぜひご参加下さい。川口教室では、教室開催日の他にも随時、特別教室を開催しております。保護者の方の相談も行っています。お気軽にご相談下さい。

◎ 就学援助費が支給されている世帯及び、経済的事情を抱えている家庭が対象となります。

◎ 詳細については利用窓口までお問合せください。

状 況 報 告
平成 2 8 年 1 1 月 1 日

埼玉県川口市

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市生活自立サポートセンター 学習支援
事業統括責任者 白鳥 勲

被保護世帯児童の支援状況経過報告

このことについて、ご報告いたします。

1 支援対象者

- (1) 氏 名 T・M
- (2) 学 年 ・ 性 別 高校 3 年生
- (3) 生 年 月 日 平成 11 年 3 月 3 日
- (4) 支 援 希 望 者 支援対象者（被保護者・被保護児童）
- (5) 福 祉 事 務 所 川口市 生活福祉 1 課 保護 2 係(池上 CW)
- (6) ケ ー ス 番 号 等 06100
- (7) 同 意 書 徴 収 日 平成 23 年 6 月 28 日
- (8) 初 回 教 室 参 加 日 平成 23 年 11 月 28 日

2 経過・状況

平成 23 年 6 月、支援開始となり、現在の高校生教室に至るまで、本人は恒常的に学習教室に参加している。今年度、平成 28 年 6 月、高校生教室に来室した折に、教室ノートに、「今日でここに来るのを最後にします。行く意味無くなったので。もしかしたら学校も辞めます。分かりませんが。今までありがとうございました！！see you」（原文ママ）とのコメントを書き残した。実は、これには、進路について本人と両親との対立があり、1 か月ほど家出をした経緯がある。初期には不承不承来ている様子を示していたが、継続的に教室に参加することで、教室が、ただ単に学習する場ではなく、自分の【居場所】として認識されるようになり、家出という衝撃的な体験後、本人が帰趨する場として、学習教室を選んだということが出来る。その日のノートには、「久しぶりに来ました。心配かけてゴメンナサイ。」（原文ママ）と記載されていた。

高校卒業まで、引き続き、本人ともども世帯への支援を継続していく所存である。

担 当： 川口市生活自立サポートセンター 学習支援
町田 由希子

状 況 報 告
平成 2 8 年 1 1 月 1 日

埼玉県川口市

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市生活自立サポートセンター 学習支援
事業統括責任者 白鳥 勲

被保護世帯児童の支援状況経過報告

このことについて、ご報告いたします。

1 支援対象者

- (1) 氏 名 O・R
- (2) 学 年 ・ 性 別 高校 2 年生
- (3) 生 年 月 日 平成 10 年 12 月 31 日
- (4) 支 援 希 望 者 支援対象者（被保護者・被保護児童）
- (5) 福 祉 事 務 所 川口市 生活福祉 1 課 保護 1 係(仲田 CW)
- (6) ケ ー ス 番 号 等 08642
- (7) 同 意 書 徴 収 日 平成 22 年 10 月 5 日
- (8) 初 回 教 室 参 加 日 平成 25 年 5 月 22 日

2 経過・状況

平成 24 年 5 月より支援を開始した。母親が DV の被害者であり母子 3 人が他市から経緯がある。本人は小学校高学年からいじめに遭い、不登校になった。中学校には、母親が付き添って登校、が、自分のクラスには参加出来ず、相談室登校と不登校を繰り返した。

当初、訪問学習支援だけであったが、中学校 3 年時に学習教室に参加するようになった。本人の努力により、川口工業高等学校定時制に合格することが出来た。しかしながら、高校 2 年の頃から再び不登校となったため、関係機関との連携を図り、支援を継続した。その結果、今年度 4 月より再び登校できるようになったので、現在も定期的に訪問や電話連絡など行い支援を続けている。

現在中学 3 年生の妹が不登校である。このままだと、世帯が社会から引きこもっていく傾向があるため、今後も定期的な訪問や電話連絡による支援を行っていく所存である。

担 当： 川口市生活自立サポートセンター 学習支援
久保田 敬也

埼玉県川口市

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市生活自立サポートセンター 学習支援
事業統括責任者 白鳥 勲

被保護世帯児童の支援状況経過報告

このことについて、ご報告いたします。

1 支援対象者

- (1) 氏 名 Y・Y
- (2) 学 年 ・ 性 別 中学3年生
- (3) 生 年 月 日 平成13年4月11日
- (4) 支 援 希 望 者 支援対象者（被保護者・被保護児童）
- (5) 福 祉 事 務 所 川口市 生活福祉2課 保護8係(影山 CW)
- (6) ケ ー ス 番 号 等 09124
- (7) 同 意 書 徴 収 日 平成27年10月9日
- (8) 初 回 教 室 参 加 日 平成27年10月20日

2 経過・状況

平成27年10月より支援開始となった。本人は中学入学当初から不登校になり、家から出ることがなくなってしまった。母親と本人に本児に学習支援の話をしたところ興味を示し、実際に利用するに至った。学習教室への参加は意欲的であったが、自宅から近い距離の学習教室の参加は難色を示し、また女性の担当者を希望した。そういう状況からバスで少し遠い教室への参加を案内し、途中で支援員と待ち合わせて、来室するようになった。

学習教室では、本人の希望する学習に取り組ませ、本人の意欲を高めるようにしている。また本人に対応するボランティアや指導員、支援員の配置を考慮しつつ、支援を行っているが、なかなかむづかしいところもあり、本人は都度、引きこもりを繰り返しながら、それでも高校への進学を考えるようになってきている。引き続き、世帯への働きかけと本人の希望する高校に合格出来るように支援を継続していきたい。

担 当： 川口市生活自立サポートセンター 学習支援
今井 恵大

状 況 報 告
平成 28 年 11 月 1 日

埼玉県川口市
川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市生活自立サポートセンター 学習支援
事業統括責任者 白鳥 勲

被保護世帯児童の支援状況経過報告

このことについて、ご報告いたします。

1 支援対象者

- (1) 氏 名 H・T
- (2) 学 年 ・ 性 別 高校 2 年生
- (3) 生 年 月 日 平成 11 年 8 月 17 日
- (4) 支 援 希 望 者 支援対象者（被保護者・被保護児童）
- (5) 福 祉 事 務 所 川口市 生活福祉 2 課 保護 4 係(岡田 CW)
- (6) ケ ー ス 番 号 等 02902-2
- (7) 同 意 書 徴 収 日 平成 24 年 5 月 9 日
- (8) 初 回 教 室 参 加 日 平成 27 年 4 月 23 日

2 経過・状況

平成 24 年 5 月 9 日、世帯の同意書を得ることができ支援開始となった。

世帯は父子世帯、父親は元暴力団員で、現在は統合失調症を患っており働くことは出来ないでいる。そのために、家事全般は本人が行っている。

平成 27 年 4 月初旬、本人より「中学生の時は行けなかったが、教室にはずっと行きたいと思っていた。だから、高校生学習教室には参加したい」という申し込みがあった。同月 23 日、学習教室に参加以来、多い時には月 13 回参加も参加するほど意欲的で成績も向上。現在は定期試験で毎回クラス上位の点数を取ることが出来るようになってきている。それが持続できるよう、今後も学習面でのサポートを継続的に行っていくつもりである。また、本人は将来について、看護師への道を表明している。

本人の希望する自立に向けて、引き続き支援を行っていききたい。

担当： 川口市生活自立サポートセンター 学習支援
中村 崇人

状 況 報 告

平成 28 年 11 月 1 日

埼玉県川口市

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市生活自立サポートセンター 学習支援
事業統括責任者 白鳥 勲

被保護世帯児童の支援状況経過報告

このことについて、ご報告いたします。

1 支援対象者

- (1) 氏 名 I・Y
- (2) 学 年 ・ 性 別 中学 2 年生
- (3) 生 年 月 日 平成 14 年 7 月 18 日
- (4) 支 援 希 望 者 支援対象者（被保護者・被保護児童）
- (5) 福 祉 事 務 所 川口市 生活福祉 1 課 保護 2 係(山本 CW)
- (6) ケー ス 番 号 等 22965
- (7) 同 意 書 徴 収 日 平成 27 年 11 月 10 日
- (8) 初 回 教 室 参 加 日 平成 27 年 12 月 25 日

2 経過・状況

(1) 支援開始

平成 27 年 11 月、支援開始となった。母親は統合失調症を患い暴力的になることもあり、入院することもあった。また、日本語の理解、会話が不十分で、日常生活に支障があった。本人はいじめ等で不登校の傾向があり、母親との関係も悪化していた。こちらから定期的に支援することで学習教室に参加出来るようになったが、当初は、一人で教室に来ることが出来なかったので、支援員が送迎した。現在は、一人で教室に来ることが出来るようになり、表情も明るくなった。更には、中学校に登校しようとする意識も芽生え、母親と本人の関係も良くなってきている。

今後とも、本人への支援と併せ、母親に対しても、精神的安定や自己肯定感を高める支援を行っていきたいと考えている。

担 当： 川口市生活自立サポートセンター 学習支援
吉川 ゆかり

平成 年 月 日

(あて先) 川口市社会福祉事務所長

保護者の住所

氏名

学習援助事業利用申込書

学習援助事業を利用したいので、以下のとおり申し込みます。

利用者の ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日 (満 才)
		性 別	男 ・ 女
住 所 (電話番号)	〒 — TEL ()		
保護者の ふりがな 氏名	本人との続柄 ()		
保護者の住所 (電話番号)	〒 — TEL ()		
苦手な教科・ 勉強したい教 科があれば記 入して下さい			
*利用者に配慮して欲しいことがありましたら記入して下さい			

【個人情報に関する同意】

(あて先) 川口市社会福祉事務所長

川口市個人情報保護条例第8条第1項第1号の規定に基づいて、学習援助事業の検討・実施等にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意いたします。

平成 年 月 日

保護者署名 _____ 印 _____

(あて先) 川口市長

保護者の住所

氏名

学習援助事業利用申込書

学習援助事業を利用したいので、以下のとおり申し込みます。

利用者の ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日 (満 才)
		性 別	男 ・ 女
住 所 (電話番号)	〒 — TEL ()		
保護者の ふりがな 氏名	本人との続柄 ()		
保護者の住所 (電話番号)	〒 — TEL ()		
苦手な教科・ 勉強したい教 科があれば記 入して下さい			
*利用者に配慮して欲しいことがありましたら記入して下さい			

※就学援助を受けていることがわかる書類 (決定通知書等) の写しを提出してください。

【個人情報に関する同意】

<p>(あて先) 川口市長</p> <p>川口市個人情報保護条例第8条第1項第1号に基づいて、学習援助事業の検討・実施等にあたり必要となる関係機関 (者) と情報共有することに同意いたします。</p> <p>平成 年 月 日 保護者署名 _____ 印</p>
--

今年度各中学生教室開催数および参加人数

開催数																					
月																					
累計																					

初参加数		0		0		0		1		1		0		0		5		2		合計		
1月		0		0		0		1		1		0		0		5		2		9		
内訳	保護	就学	保護	就学																		
累計(参加実数)		21		16		31		27		25		12		29		39		21		221		
内訳	保護	就学	保護	就学																		

のべ参加																							
月																							
内訳	保護	就学																					
累計																							
内訳	保護	就学																					

今年度各高校生教室開催数および参加人数

開催数																						合計	
月																							
累計																							

参加実数																						合計	
1月																							
内訳	保護	就学	保護	就学																	保護	就学	
累計																							
内訳	保護	就学	保護	就学																	保護	就学	

のべ参加																						合計	
月																							
内訳	保護	就学	保護	就学																	保護	就学	
累計																							
内訳	保護	就学	保護	就学																	保護	就学	

川口市 平成28年度初回面談件数および面談回数

月

当月の合計											
学年		中1	中2	中3	小計	高1	高2	高3	高4	小計	合計
面談件数											
訪問 面 内 談 件 数	家庭訪問										
	福祉事務所訪問										
	学校訪問										
	関係先訪問										
同意書	内 同意書有										
	内 同意書無										
学年		中1	中2	中3	小計	高1	高2	高3	高4	小計	合計
初回面談件数											

一内 訳一

生活保護											
学年		中1	中2	中3	小計	高1	高2	高3	高4以上	小計	合計
面談件数											
訪問 面 内 談 件 数	家庭訪問										
	福祉事務所訪問										
	学校訪問										
	関係先訪問										
同意書	内 同意書有										
	内 同意書無										
係別訪問件数											
係別 訪問 件 数 内 訳	川口1										
	川口2										
	川口3										
	川口4										
	川口5										
	川口6										
	川口7										
	川口8										
学年		中1	中2	中3	小計	高1	高2	高3	高4以上	小計	合計
初回面談件数											

就学援助											
学年		中1	中2	中3	小計	高1	高2	高3	高4以上	小計	合計
面談件数											
訪問 面 内 談 件 数	家庭訪問										
	福祉事務所訪問										
	学校訪問										
	関係先訪問										
同意書	内 同意書有										
	内 同意書無										
学年		中1	中2	中3	小計	高1	高2	高3	高4以上	小計	合計
初回面談件数											

		学年	N合格者数	合格者数(2) 平成28年度	合格者数(1) 平成27年度	合格者数(3) 平成26年度	合格者数(4) 平成25年度	合格者数(5) 平成24年度	合格者数(6) 平成23年度	立派内務局 禁止・定例的 事件となくした 常任職員等 数	立派内務局 の職員数 (27~28)	立派内務局 の職員数 (29~30)	① 新規徴収率 (5/5・0)	② 全体徴収率 (25/25)			
															平成28年度	平成27年度	平成26年度
川口市	川口1~8	中1															
		中2															
		中3															
		小計															
		留高3															
		留高4															
		留高4以上															
		小計															
		合計															
		保護第1係	川口1	中1													
				中2													
				中3													
				小計													
				留高3													
留高4																	
留高4以上																	
小計																	
合計																	
保護第2係	川口2			中1													
				中2													
				中3													
				小計													
				留高3													
		留高4															
		留高4以上															
		小計															
		合計															
		保護第3係	川口3	中1													
				中2													
				中3													
				小計													
				留高3													
留高4																	
留高4以上																	
小計																	
合計																	
保護第4係	川口4			中1													
				中2													
				中3													
				小計													
				留高3													
		留高4															
		留高4以上															
		小計															
		合計															
		保護第5係	川口5	中1													
				中2													
				中3													
				小計													
				留高3													
留高4																	
留高4以上																	
小計																	
合計																	
保護第6係	川口6			中1													
				中2													
				中3													
				小計													
				留高3													
		留高4															
		留高4以上															
		小計															
		合計															
		保護第7係	川口7	中1													
				中2													
				中3													
				小計													
				留高3													
留高4																	
留高4以上																	
小計																	
合計																	
保護第8係	川口8			中1													
				中2													
				中3													
				小計													
				留高3													
		留高4															
		留高4以上															
		小計															
		合計															
		就学援助・奨 学支援	就学川口 就学援助	中1													
				中2													
				中3													
				小計													
				留高3													
留高4以上																	

月 支援員の活動状況

	支援員名	勤務日数	(再掲)有休	延べ支援件数	(訪問支援)					(学習教室)		
					家庭訪問	面接相談	電話相談	WO協議	学校・教育委員会協議	関係機関等協議	教室運営	連絡調整業務
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【足立区】

足立区生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、足立区（以下「区」という。）とする。ただし、本事業の趣旨を理解し、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することが期待できる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、その他区が適切と認める民間団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業内容)

第3条 本事業は、生活保護受給者世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として次に掲げる取組等を実施する。この場合においては、本事業の目的の範囲内において、地域の実情に応じて柔軟に実施するとともに、創意工夫により効率的・効果的に実施する。

(1) 学習支援

学校の勉強の予習・復習及び宿題等学習の習慣づけ等を行うこと。

(2) 居場所の提供

日常生活習慣の形成、社会性の育成、簡易な食事の提供等、子どもが安心して通える場所を提供すること。

(3) 高校進学支援

高校受験のための進学支援及び進学に必要な情報提供

(4) 家庭への訪問支援

家庭訪問による個別の相談を実施すること。

(5) 親に対する養育支援

子どもの養育に必要な知識及び進学に必要な資金的支援の情報を提供すること。

(6) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められた支援

(留意事項)

第4条 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 関係機関との連携、特に教育委員会及び学校との連携・調整を行うこと。

(2) 必要に応じて、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うこと。

(3) 本事業を通じ、複合的な課題を抱える保護者等を自立相談支援事業等につなげることが必要となる場合は、的確にこれを行うこと。

(4) 関係機関と個人情報共有する場合は、本人から同意を得ておくこと等、個人情報の取扱いについて適切な手続を踏まえること。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則（27足福支第536号 平成27年10月30日 区長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

保護者が仕事で帰りが遅い、兄弟姉妹がいて家で勉強できない
塾に通わせるのはちょっと・・・ といった家庭の中学生に！

足立区 居場所を兼ねた学習支援事業

無料学習会

大学生等のボランティア講師が学習指導します。
各自の学校で使用している学習教材を基本に
苦手教科の克服や、期間テスト対策を指導します。

利用時間：放課後～午後8時

(土曜・日曜・祝日・夏休み・冬休みは13時から)

※利用時間は実施場所により異なります。詳しくは下記へお問い合わせください。

参加できる方：足立区内の中学生（申し込みが必要です）

ボランティア講師から個別、マンツーマンで学習指導が受けられます。

放課後に本を読んだり、自習をして過ごせる居場所があります。

利用料・教材費：無料

実施場所：区内3か所 ※実施場所は下記へお問い合わせください。



西部地域は平成29年4月から実施予定



無料学習会は、足立区がNPO（特定非営利活動法人）に委託して実施しています。

「無料学習会」に関するお問い合わせは…

足立区役所 福祉部 くらしと仕事の相談センター 自立促進係

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 中央館3階

電話：03-3880-5706

居場所を兼ねた学習支援事業 参加申込書兼同意書（梅島）

（※裏面に記入例あり）

私は、足立区が実施する学習支援事業に、以下の者の参加を申し込みます。

なお、以下の点について同意します。

学習支援事業の実施に必要な範囲内で参加者及び世帯員の個人情報^{を足立区及び学校等の関係機関並びに認定非営利活動法人カタリハの間で相互に提供すること。}

足立区 福祉部 くらしとしごとの相談センター所長

平成 年 月 日

フリガナ					
参加者氏名		生年月日	平成 年 月 日 (歳)	性別	男・女
自宅住所	〒 (建物名)				
通所手段・経路	〔手段〕 徒歩・自転車・バス・電車・その他 ()	〔経路〕			
在籍校	区立・私立 中学校 (年生)				
これまでにかかった大きな病気	なし・あり → (病名) ・ 治癒 ・ 治療中 経過観察中 ・ 服薬中 (薬名)				
食物アレルギー ※1	なし・あり → ※ありの方は具体的に ()	食事の提供 ※1	希望する・しない		

※1 おやつを配布したり、希望者には食事の提供もありますので、食物アレルギーについて詳しく記入してください。

フリガナ					
保護者氏名	(印) (続柄)	就学援助の受給	有・無	児童扶養手当の受給 ※2	有・無
生活保護の有無	有・無	(中部1 ・ 中部2 ・ 千住 ・ 東部 ・ 西部 ・ 北部) 福祉課 保護 係 CW			
家族構成	続柄 (歳)	続柄 (歳)	続柄 (歳)		
	続柄 (歳)	続柄 (歳)	続柄 (歳)		
緊急連絡先 (複数可)	〔自 宅〕	〔その他〕			
	〔保護者携帯〕	※必ず連絡のつく電話番号をご記入ください。			
就労状況	就労中 (正雇用 ・ パートアルバイト ・ 自営業 ・ その他 ()) ・ 未就労				
健康状況	良好 ・ 不調 → ※不調の方は具体的に (通院状況)				
配慮して欲しいことなど					

※2 児童扶養手当とは、一定の所得を下回るひとり親家庭の生活が安定するように支給される制度です。

代筆者氏名

本人との関係

連絡先

- -

居場所を兼ねた学習支援事業 **参加申込書兼同意書（梅島）記載例**

(※裏面に記入例あり)

私は、足立区が実施する学習支援事業に、以下の者の参加を申し込みます。

なお、以下の点について同意します。

学習支援事業の実施に必要な範囲内で参加者及び世帯員の個人情報を足立区及び学校等の関係機関並びに認定
 非営利活動法人カタリバの間で相互に提供すること。

足立区 福祉部 くらしとしごとの相談センター所長

平成 28年 6月30 日

フリガナ	アダチ マナブ		生年月日	平成 13年 9月 12日 (14歳)	性別	男・女
参加者氏名	足立 学					
自宅住所	〒 120-0000 足立区001-1-1 (建物名) アダチハイツ303					
通所手段・経路	[手段] 徒歩・自転車・バス・電車・その他 ()	[経路] 自宅⇄綾瀬駅⇄北千住駅⇄梅島駅				
在籍校	区立・私立 足立中学校 (3年生)					
これまでにかかった 大きな病気	なし・あり → (病名 気管支喘息) ・ 治癒 ・ 治療中 経過観察中・服薬中 (薬名 サルタノール)					
食物アレルギー ※1	なし・あり → ※ありの方は具体的に (そばアレルギー)		食事の提供 ※1		希望する・しない	

※1 おやつを配布したり、希望者には食事の提供もありますので、食物アレルギーについて詳しく記入してください。

フリガナ	アダチ ハナコ		就学援助 の受給	有・無	児童扶養手当 の受給※2	有・無
保護者氏名	足立 花子 (印) (続柄 母)					
生活保護の有無	有・無 (中部1 ・ 中部2 ・ 千住 ・ 東部 ・ 西部 ・ 北部)		福祉課 保護 1 係 鈴木CW			
家族構成	足立 花子 続柄 母 (42歳)		足立 一郎 続柄 長男 (17歳)		足立 学 続柄 二男 (14歳)	
	足立 あゆみ 続柄 長女 (8歳)		続柄 (歳)		続柄 (歳)	
緊急連絡先 (複数可)	〔自 宅〕03-XX△△-00XX		〔その他〕029-0△X-0XXXX△ (勤務先)			
	〔保護者携帯〕080-00XX-△△00		※必ず連絡のつく電話番号をご記入ください。			
就労状況	就労中 (正雇用 ・ パートアルバイト ・ 自営業 ・ その他 ()) ・ 未就労					
健康状況	良好 ・ 不調 → ※不調の方は具体的に (糖尿病 通院状況 月1回)					
配慮して欲しい ことなど	全般的に学習意欲が低いので、基礎的な部分から丁寧に教えてください。例えば、英語ならば3単元のSを付け間違えたり、疑問文・否定文への書き換えが苦手なようです。また、数学は計算問題は解けるのですが、文章題にされると苦手意識を持ってしまうようです。人との交流が苦手、自分の思いを上手く伝えられないこともありますので、よろしくお願いいたします。					

※2 児童扶養手当とは、一定の所得を下回るひとり親家庭の生活が安定するように支給される制度です。

代筆者氏名

本人との関係

連絡先

- -

No.

供覧用

支援状況報告書

平成28年

月分

氏名	在籍校			中学校	学年	年生			
学 習 面									記入者名
生 活 面									記入者名
そ の 他									記入者名
出 席 状 況	学 習 支 援 (曜 日)			居 場 所 利 用 日					
	日付	出欠	備 考						
								施設長 確認欄	

【江戸川区】

江戸川区生活困窮者次世代育成支援事業実施要領

(目的)

第1条 本要領に定める事業（以下「本事業」という。）は、貧困の連鎖を防止するため、不登校又はひきこもりの者、若しくは高校進学を控えた者がいる生活困窮世帯に対し、日常生活安定の支援、学習の支援を行い、児童の将来の自立につなげることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、江戸川区（以下「区」という。）とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他、区が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の概ね18歳までの不登校状態の児童（小学校・中学校及び高等学校等に在籍している児童をいう。）並びにその保護者及び高校進学等を控えた児童（高校未就学の児童を含む。）並びにその保護者で、本事業の利用相談があり、保護者の承諾が得られた者（以下「対象児童等」という。）をいう。

(事業内容)

第4条 本事業として、次に掲げる取組を実施するものとする。

- (1) 児童の家庭状況を適切に把握するため、自宅への訪問及び関係機関での面談を実施する。
- (2) 居場所づくりを兼ねた学習会を実施する。
- (3) 進学に必要な情報（奨学金などの公的支援の情報等をいう。）及び養育・教育に必要な知識の提供や活用を支援する。
- (4) 高校進学後の定着に向けた相談及び日常生活・学習等を支援する。
- (5) 必要に応じ、関係機関との連携を図る。

(支援期間)

第5条 支援の実施期間は概ね1年以内とするが、必要に応じて延長することができる。

(支援の開始)

第6条 支援の開始に当たっては、事業の対象者である児童の保護者より同意書を徴取するとともに、次世代育成支援検討票等必要な書類を作成する。

(支援の終了)

第7条 学校等他機関にて継続して支援が行われ、安定したもの（不登校が解消した者、発達障害の相談機関等の別の支援につなげられた場合等をいう。）は支援を終了する。

(その他)

第8条 関係機関との連携、特に、教育委員会、学校その他関係機関との連携・調整を行うこと。

- 2 必要に応じ、事業の対象者である児童と保護者との双方に必要な支援の実施を検討すること。
- 3 子どもの貧困の解消には世帯全体の課題解決も不可欠であり、本事業を通じ、複合的な

課題を抱える保護者等を自立相談支援事業等につなげることが必要となる場合には確実にこれを行うこと。

4 関係機関と個人情報を共有するため、本人（保護者）から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

（委任）

第9条 この要領に定めのない事項で本事業の実施に必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

生活困窮世帯の学習支援「次世代育成支援事業」

事業実績

(人)

	27年度	28年度(1月末現在)
参 加 者	36	42
訪 問 件 数 (延 べ)	85	78
通所件数(延べ)	455	458
達成(登校復帰・高校進学等)	12	6

・ 支援対象者42名の内訳は

小学生	中学生	その他(高校生等)
8名	16名	18名

次世代育成支援検討票

作成日: 年 月 日 作成者: _____ 小学校 中学校 高校

ふりがな	係	S・H 年 月 日生()歳			
対象者氏名	担当者				
住所	丁目 番 号	電話番号			
保護開始	S・H 年 月 日	世帯構成			
通学先情報	<input type="checkbox"/> 通学先(学校 年)				
不登校の期間	<input type="checkbox"/> 学校 年 月頃から不登校				
現在の通学状況	<input type="checkbox"/> 完全不登校 <input type="checkbox"/> 週()日程度通学 <input type="checkbox"/> その他()				
これまでの状況と問題点					
現在関わっている機関	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー <input type="checkbox"/> 教育研究所() <input type="checkbox"/> 子ども家庭支援センター <input type="checkbox"/> 中三勉強会等 <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> すくすくスクール・学童クラブ <input type="checkbox"/> 医療機関() <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他()				
本人(親)と学校の先生との関わり	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他()				
現在の状況					
地区担当員の意見					
支援員検討内容					
	中期目標		最終目標		
支援方針					
今後の課題					

平成 年 月 日

次世代育成支援同意書

江戸川区福祉事務所長 殿

住 所 江戸川区 _____

電話番号 (_____) _____

ふりがな
保護者氏名 _____

ふりがな
氏 名 _____

私たちは、次世代育成支援を受けることを同意します。
支援を受けるにあたり、江戸川区が指定する事業者に支援に必要な個人情報を提供すること、および必要に応じて学校等関係機関との連携について同意します。

次世代育成支援状況確認票

作成年月日		担当		支援員	
支援決定者氏名		【実施の経過】	平成 年 月 日開始		
開始状態 (前回報告時)					
目標	中期		終了		
支援経過 (現状)					
支援員意見					
	<input type="checkbox"/> 具体的支援目標がある		<input type="checkbox"/> 目標が達成されたので、見直しが必要		

【検討結果】

1. 支援を継続する。

今後の支援方針について	
-------------	--

2. 支援を終了する。

理由	
----	--

3. その他

ひとり親家庭 学習支援

「江戸川さくら塾」

大学生などのボランティアによる学習個別指導です。

【対象】 次の全てに該当する中学生
 区内在住のひとり親家庭
 児童扶養手当などの受給世帯
 学習塾や家庭教師、通信教育などを現在利用していない

【実施期間】 7月～29年2月(全24回)
 【実施時間】 第2～4回13時～15時・15時30分～17時30分
 子ども家庭支援センター

【実施場所】 第2～4回10時～12時・13時～15時
 長島川口コミュニティ会館

【申し込み・問い合わせ】 申し込み・問い合わせは、お問い合わせください。
 (保護者および児童と面談により選考)

【問い合わせ先】 キッズア「江戸川さくら塾」担当 ☎5244-9889 = 国～土曜11時～17時(国を除く)
 振替係 ☎5662-1259

ひとり親家庭 学習支援

「えぞさく先生」

大学生などのボランティアによる学習個別指導です。

【対象】 次の全てに該当する中学生
 区内在住のひとり親家庭
 児童扶養手当などの受給世帯
 学習塾や家庭教師、通信教育などを現在利用していない

【実施期間】 7月～29年2月(全24回)
 【実施時間】 第2～4回13時～15時・15時30分～17時30分
 子ども家庭支援センター

【実施場所】 第2～4回10時～12時・13時～15時
 長島川口コミュニティ会館

【申し込み・問い合わせ】 申し込み・問い合わせは、お問い合わせください。
 (保護者および児童と面談により選考)

【問い合わせ先】 キッズア「江戸川さくら塾」担当 ☎5244-9889 = 国～土曜11時～17時(国を除く)
 振替係 ☎5662-1259

1655 cafe

中高生学習支援 「1655勉強cafe」

自由参加型の学習の場です。大学生などのボランティアが参加者に合わせて丁寧に指導します。進路の相談などもできます。

【対象】 中学生・高校生
 【実施期間】 5月10日(四)～29年3月26日(国)を除く
 【実施時間】 第1回16時55分～20時 田14時～16時55分
 第2回17時～20時 田15時～17時

【実施場所】 第1回16時55分～20時 田14時～16時55分
 第2回17時～20時 田15時～17時

【申し込み・問い合わせ】 キッズア「1655勉強cafe」担当 ☎5244-9889 = 国～土曜11時～17時(国を除く)
 青少年係 ☎5662-1629

ひとり親家庭 学習支援

「えぞさく先生」

大学生などのボランティアによる家庭教師を派遣します。自宅での学習で学習できます。

【対象】 次の全てに該当する中学生
 区内在住のひとり親家庭
 児童扶養手当などの受給世帯
 学習塾や家庭教師、通信教育などを現在利用していない

【実施期間】 5月～29年2月(全24回) ※実施日は各家庭と相談の上、決定します。
 【実施時間】 20時帯 4月30日(日)まで
 【実施場所】 申込み方法など詳しくは、お問い合わせください。
 (保護者および児童と面談により選考)

【申し込み・問い合わせ】 家庭教師のトライ担当・秘書 ☎0120-555-202 = 9時～23時
 振替係 ☎5662-1259

一緒に勉強しよう

子どもの成長支援

江戸川区の学習支援事業

得意かな自然環境と子育てを支えるさまざまな地域力を背景に、全国でも高い評価を得ている江戸川区。一方、家族の形態や経済状況などの変化から、将来の自分を描けない子どもたちもいることも事実です。明日の社会を担う全ての子どもたちも、夢と希望を持ち、健やかに成長するための支援が望まれています。

今回の特集では、今年度から実施するさまざまな学習支援事業について紹介します。

地域包括ケアシステム「なごみの家」

拠点学習支援

学力に不安のある子どもに対して、学習習慣の定着および苦手科目の克服のために、相談を含めた学習支援を実施します。

【対象】 小学生～高校生
 【実施時間】 毎週日9時30分～12時30分
 【会場】 なごみの家小岩 東小岩 5-19-8 ☎3658-4753
 なごみの家江川北 中央 2-13-12 ☎3652-4753
 なごみの家長島川 東葛西 6-24-1 ☎3680-2753

【申し込み・問い合わせ】 各会場10人程度
 申し込み・面談会場へ
 【問い合わせ先】 5月7日(日)以降に、各なごみの家へお問い合わせください。

小中学校学習支援 「学力向上事業」

授業のさらなる充実とともに児童・生徒一人ひとりの状況に応じた教育を推進します。

【実施期間】 7月～29年2月(全24回)
 【実施時間】 第2～4回13時～15時・15時30分～17時30分
 子ども家庭支援センター

【実施場所】 第2～4回10時～12時・13時～15時
 長島川口コミュニティ会館

【申し込み・問い合わせ】 申し込み・問い合わせは、お問い合わせください。
 (保護者および児童と面談により選考)

【問い合わせ先】 キッズア「江戸川さくら塾」担当 ☎5244-9889 = 国～土曜11時～17時(国を除く)
 振替係 ☎5662-1259

生活困窮者自立支援制度の学習支援 「次世代育成支援」

専門的な支援員による家庭訪問や面接相談および学習支援を行います。

【対象】 次の全てに該当する18歳までの児童・生徒
 ◆不登校や、高校進学の動機付けが必要
 ◆新たに高校進学を目指す
 ※地域により実施場所・実施内容が異なりますので詳しくは、お問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】 お近くのくらしごと相談室へ
 くらしごと相談室小岩 ☎5659-6626
 中央 ☎876-7730
 東小岩 6-9-14
 小岩区役所分庁舎(生活支援課二階内)

怪物的な支援

ほかに、教育に関する支援を行っています

【対象】 次の全てに該当する18歳までの児童・生徒
 ◆不登校や、高校進学の動機付けが必要
 ◆新たに高校進学を目指す
 ※地域により実施場所・実施内容が異なりますので詳しくは、お問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】 お近くのくらしごと相談室へ
 くらしごと相談室小岩 ☎5659-6626
 中央 ☎876-7730
 東小岩 6-9-14
 小岩区役所分庁舎(生活支援課二階内)

対象者別の各学習支援事業

小学生	中学生	高校生
江戸川さくら塾	江戸川さくら塾	江戸川さくら塾
「えぞさく先生」	「えぞさく先生」	「えぞさく先生」
「なごみの家」	「なごみの家」	「なごみの家」

江戸川区学習支援特設ホームページサイトを開設しました

http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kosodate/benkyoshien/index.html

子どもたちの成長支援 ペンきょう支援サイト

【大津市】

大津市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第6条第1項第4号の規定に基づき本市が行う生活困窮である子どもに対し学習の援助を行う事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の目的

本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進することを目的とする。

3 事業の対象

本事業の対象者は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯等の子どもとする。

4 事業内容

本事業は、次に掲げる取組等を実施する。

また、その目的の範囲内において、地域の実情に応じ柔軟に実施するとともに、創意工夫により効率的・効果的に実施する。

(1) 学習支援

高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ

(2) 居場所の提供

日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供

(3) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

5 業務委託

市長は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

6 留意事項

関係機関と個人情報を共有する場合は本人（保護者）から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえる。

7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

生活困窮者自立支援制度における大津市の子どもの学習支援事業
～信頼できるおとなや若者とつながったとき、子どもの未来が大きく変わる～

事業名	中3学習会	トワライステイ	寺子屋プロジェクト
タイプ(ねらい)	学習支援	学習支援 + 居場所づくり 地域の子どもを地域で育む・地域づくり、子どもをみんなで支えるネットワークづくり	
実施体制	直営 (生活福祉課)	委託 (大津市社会福祉協議会)	委託 (大津市社会福祉協議会)
対象	生活保護世帯やひとり親世帯の ・中学3年生 ・既に中学を卒業した進学希望者 ・学習支援の必要な中学1・2年生	相談窓口や学校等を通じてつながった 関わりが必要な生活困窮のおそれのある子ども	学区内の小中学生
支援内容	高校進学に向けた学習支援 ・ボランティアとのマンツーマン体制による 持参したワークブックや課題等の支援 ・ボランティアとの交流 ・クリスマス会やお別れ会等のイベント	夕方から夜の居場所づくり ・学習支援(宿題支援・生活面) ・自由時間(異年齢・地域との関わり) ・夕食(食の確保) ※1か所での受け入れは2～4名 マンツーマン以上の体制で、受け入れてくれる おとな・若者とじっくり関わることを重視	長期休暇等の宿題支援と居場所づくり ・宿題支援(自由研究・作品づくり) ・野外活動(自然体験・思い出づくり) ・工場見学(日記の題材・思い出づくり) ・調理実習(一緒に作る・食べる) ・書初め・かるた大会等 各地域でメニューを工夫
効果	・高校進学のための学力・学習意欲の向上 ・人間的成長や将来像の確立 ・高校進学の達成	・子どもの孤立防止 ・子どもの生活意欲・学習意欲・自己肯定感の向上 ・関係団体間のネットワーク・連携の強化	
実施団体	—	子育て支援・子ども支援の活動団体・NPO	大津市内の各学区社会福祉協議会 (平成27年度は18学区/36学区で実施)
開催頻度	週1回	週1回	長期休暇中・放課後等 年5回以上
運営協力	学生ボランティア 社会人ボランティア	学生ボランティアグループ	学区社協の構成団体 小中学校・PTA 地域のボランティア など

5. 子どもの学習支援事業

～信頼できるおとなや若者につながったとき、子どもの未来が大きくかわる～

子どもの学習支援を通して、地域で子どもを育み、ネットワークで子どもを守り、支えることで、貧困で連鎖を断ち切り、子どもの孤立防止を目指しています。

また、子どもを取り巻く市内のさまざまな団体と連携を図り、支援の輪を広げています。

事業概要

事業名	体制	実施主体
中3学習会	直営	生活福祉課
トワイライトステイ	委託	大津市社会福祉協議会
寺子屋プロジェクト		

◆中学3年生に対する高校進学支援事業「中3学習会」

①ねらい

学習支援を通して、高校進学のための学力の向上を図るほか、生活力の形成と充実した社会生活の実現

②対象としている世帯や子ども

生活保護世帯や一人親世帯等のうち、高校進学を希望し学習支援を必要とする中学3年生と、既に中学を卒業した方や中学1、2年生のうち福祉事務所が学習支援を必要と認める方

③活動内容

週に1回、参加者とボランティアが会場に集まり、参加者が持参したワークブックや課題についてボランティアがマン・ツー・マンで質問に答え、問題の解き方や復習などの学習指導を行う。

また、ボランティアとの関わりを通じて、参加者の学習意欲の向上のみならず、自身の将来像の確立といった人間的成長のきっかけにも繋がっている。開催期間中にはクリスマス会やお別れ会などのイベントも行っている。

④協力団体

滋賀医科大学学生、龍谷大学生、社会人ボランティア

⑤27年度実績

開催期間：平成27年4月～平成28年2月

開催回数：48回

開催日時：毎週木曜日 18:00～19:30

開催場所：大津市ふれあいプラザ（明日都浜大津）

参加者数（延べ）：中学生363名、ボランティア336名、市役所職員130名

進路状況：参加者全員が進学 高等学校（43名）、各種学校（5名）



◆夕方から夜の子どもたちの居場所づくり「トワイライトステイ」

①ねらい

- ・夕方から夜の居場所づくり
- ・学習支援
- ・自己肯定感の向上
- ・食の確保
- ・異年齢、地域とのかかわり
- ・ボランティア同士の交流



②対象としている世帯や子ども

市社協の総合ふれあい相談や市役所（子ども家庭相談室、生活福祉課等）の生活相談、学校でかかわりが必要な生活困窮のおそれのある子ども、若者

③実施団体

以前より子育て・子ども支援の活動を積極的に進めておられる、幸重社会福祉士事務所、NPO法人あめんど、NPO法人CASNの協力で実施

④関係団体

龍谷大学生ボランティア（ボランティアグループ「トワイライトホーム」）、小中学校、行政 等

⑤27年度実績

市内3か所で、各毎週1回実施。

	実施回数	参加者 (子ども)	参加者 (スタッフ・ボランティア)
幸重社会福祉士事務所	37	79	124
NPO法人 あめんど	45	132	375
NPO法人 CASN	51	26	175
合計	133	237	674

トワイライトステイは、子どもたちのなかにも、学校生活の要因（いじめ等）だけでなく、生活が困窮していることや親が病気や障害を抱えていること等家庭に課題があるため、学校に行きにくく、社会から孤立する子どもが多くいることから、その様な子どもたちに対し、夕方から夜の居場所を地域につくり、生活意欲や学習意欲、自己肯定感の向上を図ることを目的とします。

また、地域の中でボランティアや専門職を中心に、夕方から夜の居場所づくり、学習支援、夕食の調理・食事、野外活動等を内容とします。

⑥各トワイライトステイでの取り組み

《幸重社会福祉士事務所》

特徴的な 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・トワイライトステイを卒業した子どもたちを中間就労やボランティアにつないだ。 ・子ども同士のつながりを作ることができた。 ・子どもたちに協力してもらい、夜の居場所についての報告会を実施した。
反省・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・12月末にトワイライトステイを体験した長期間、不登校である子どもたちに対して、小学校の先生と家庭訪問を毎週実施したが結局、家から出ることができなかった。引きこもり系の子どもたちは居場所活動の提供だけでなく、アウトリーチ型の生活困窮支援が必要。
参加者、 ボランティア の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・トワイライトステイを卒業した子どもたちは中間就労やトワイライトステイのボランティアとして活動するようになり、トワイライトステイを通して大きな変化があった。 ・トワイライトステイに参加した当初は寡黙状態だった子どもがボランティアとの関わりによって明るさを取り戻し、積極的に話しかけてくるようになった。
参加者、 ボランティア、 スタッフの声	<ul style="list-style-type: none"> ・「ここでは静かにマンガが読めるから落ち着く」(生活困窮で部屋数も少なく乳幼児がたくさんいる家庭で、いつも赤ちゃんの世話を追われる小学生) ・「思春期の異性の子どもとの関わりで戸惑ったが、スタッフのアドバイスで自信を持って関わるようになり、今では名前を呼んでももらえるようになって嬉しい」(初めてボランティアをはじめた学生) ・「学校や福祉など関係機関から地域にトワイライトステイがあることで助かっているという声を今年たくさん聞く事ができて、根付いてきたことを強く感じる」(スタッフ)

《NPO法人 あめんど》

特徴的な 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの大学生とのコミュニケーションに力を入れた。 ・小学校や学童の先生との連携し、子どもの情報共有を行った。 ・子どもたちをキャンプや遠足、山登りなどに誘い、普段出来ない体験を提供し、子どもとの信頼関係を深めることが出来た。
反省・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちがなかなか帰らず、終了時間が遅くなった。 ・今後、子どもがトワイライトステイを卒業し、別の事業にどのように移行するか 模索する必要がある。
参加者、 ボランティア の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが緊張や人見知りから、ボランティアに対して無視・暴力・暴言があったが、今年度活動を続ける中で、気持ちに折り合いがつけられるようになり、コミュニケーションがとれるようになり、今まで行わなかった学校の宿題を積極的に行うようになった。 ・大学生が子どもとの関わり方を模索しながら、愛情をこめて関わることで彼らの成長につながっている。
参加者、 ボランティア、 スタッフの声	<ul style="list-style-type: none"> ・「あれ、面白かったなあ」と思い出話を語りながら、「トワイライトのことも私のことも忘れんといてなあ」(大学卒業を前にしたボランティアに対する子どもの声) ・「子どもたちは毎週火曜日を楽しみにしていて、それを支えに頑張っている学校に行っています」(保護者)

《NPO法人 CASN》

<p>特徴的な取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生活基盤が脆弱なため入浴など身なりがきちんとしてきていないため、銭湯など生活学習を取り入れた。 ・入浴の際、同姓スタッフが必要となったため学習支援ネットワークの団体に応援を頼んだ。 ・引きこもり状態でトワイライトステイに参加できなかった際、子ども家庭課、スタッフ、ボランティアと一緒に子どもの家を訪問した。 ・不登校で引きこもりがちであり、トワイライトステイが外の世界とつながる唯一の場となった。
<p>反省・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・走り回ることもある小学生たちの活動では、戸建て拠点での活動が必要だと感じた。 ・子どもが途中でトワイライトステイにまったく参加できなくなった。 ・学校との連携や本人への何らかのサポートができたのではないかな。
<p>参加者、ボランティアの変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に入浴活動を入れることで、子どもの身なりが改善され、学校での友人関係にも変化がでてきたと学校から報告があった。 ・ボランティアが本人の興味を持っていることが共有できるように努力した結果、自分が出せるようになってきた。 ・子どもはみんなの前で食事ができなかったが、初めて調理に関わったことでみんなと食事ができるようになった。
<p>参加者、ボランティア、スタッフの声</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「こんな楽しいところなら8月から参加したらよかった。」(子ども) ・「小中学生でも肩車をせがんでくることに驚いた」(ボランティア) ・「銭湯では番頭さんや地域の方と声を掛け合う関係になった」(スタッフ) ・「いろいろ話せて自分にとってほっとできる場所」(保護者) ・「ボランティアは子どものことを理解したいと、事前に子どもの好きなコミックを読んできたりなど素晴らしい努力をしていた」(スタッフ) ・「子どもが顔を覚えてくれていたり、話した内容を覚えてくれていて嬉しかった」(ボランティア)



◆長期休暇中等の学習支援・居場所づくり「寺子屋プロジェクト」

①活動内容

- ・長期休暇中（夏休み、冬休み等）の宿題支援（作品作りのお手伝い）
- ・野外活動（自然体験、思い出づくり）
- ・工場見学（休み中の日記、思い出づくり）
- ・調理実習（一緒につくって食べる）
- ・書初め、かるた大会 など地域により
メニューはいろいろ



②対象としている世帯や子ども

学区内の小学生、中学生

③実施団体

大津市内の各学区社会福祉協議会（平成27年度は18学区が実施）

④関係団体

小中学校、PTAをはじめ、学区社会福祉協議会の構成団体

⑤27年度実績

18学区社協が実施。子どもたちのプログラムも充実。

学区	実施回数	参加者 (延べ)	ボランティア スタッフ (延べ)	内容・特徴
小松	6	289	92	地元スポーツ大学との連携により、学習支援やレクリエーション
木戸	5	62	47	宿題支援・しめ縄作り・書初め・ゲームなど 親子参加のメニューも。
和邇	5	279	103	体操・宿題支援・工場見学・調理実習など
小野	9	318	139	宿題支援・工場見学・餅つき・調理実習 児童クラブや児童館と連携
真野北	10	192	183	宿題支援・テスト勉強など 中学生を対象に夕方～夜の学習会
堅田	5	144	125	宿題支援・昼食作り・クリスマス会など 毎回昼食を全員で
雄琴	11	91	85	宿題支援・レクリエーション・書初め・工作など 片付けを子どもと一緒に
日吉台	10	322	90	宿題支援・サッカー教室・調理実習・工作など 専門コーチ・元教師の協力
坂本	12	95	107	宿題支援・昼食会 各団体の協力による昼食づくり
下阪本	5	378	167	宿題支援・書初め・カルタ大会・調理実習などを実施
唐崎	6	375	109	宿題支援・カルタ大会・書初めなど 書初めを地元銀行で展示
藤尾	5	160	95	宿題支援・学習支援・書初め・焼き芋など 「学ぶ・遊ぶ・食べる」をテーマ
平野	12	693	183	宿題支援・マジック・書初め・調理実習など お寺で実施
富士見	5	98	50	自由研究相談・宿題学習・調理実習などを実施
晴嵐	7	161	185	宿題支援・調理実習など 食を切り口に商店街・NPOと連携
石山	5	176	94	宿題支援・書初め・受験対策 困窮者支援における学習支援にこだわり実施
南郷	9	148	41	宿題支援・学習支援・書初め 多数のボランティア・学校の先生の協力
瀬田	10	89	94	学習支援・クリスマス会・食事会など 大学生・地域のボランティアの参加
合計	137	4,070	1,989	

寺子屋プロジェクトは、地域で長期休暇中等の宿題支援と居場所づくりを実施し、子どもたちに学びの楽しさや、地域のあたたかさを伝え、心の豊かさと安心を育むために実施しています。今後も、この取り組みが広がることを願います。



Q1. どんなことしてるの？

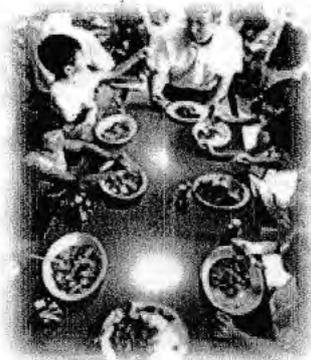
- A1. ・長期休暇の宿題のお手伝い
 ・昼食や軽食による交流
 ・公園での外遊びや工場見学
 ・調理実習
 ・書初めやカルタ大会 など

学区によっていろいろです。

Q2. どこでやってるの？

- A2. ・市民センター ・小中学校
 ・各自治会館 ・お寺
 ・児童館 など

集まりやすく安全な場所を工夫されています。



Q3. 補助金の条件は？

A3. 年間5回以上の実施で、10万円を限度に補助が出ます。

- ・ボランティアの旅費 ・講師謝礼
 ・調理実習の食材費 ・教材費
 ・貸室利用料 ・保険代

などに使われています。

《子どもたちからは…》

- ・友達と一緒に宿題ができて、家よりも集中でき、がんばれた！
 ・いろいろな人に宿題を見てもらい、わからないところがわかるようになった。
 ・みんなとご飯を食べたことがうれしかった。



お寺に子どもがいっぱい



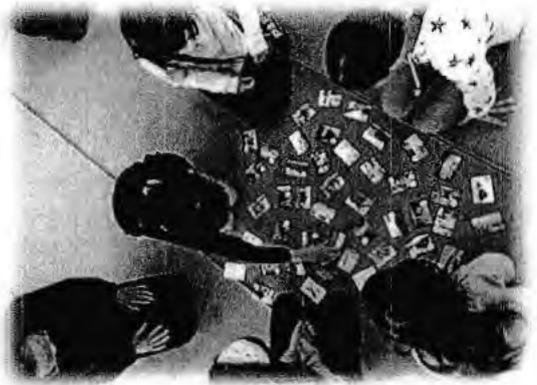
お母さんに手伝ってもらい、作品作り

《保護者からは…》

- ・人とのふれあいが減るなか、人とのつながりが持てる場であると思っています。この活動がながく続いていく様、少しでも協力できることは協力していけたらと思います。
- ・子どもが集まって遊べる場所や機会が少ないので、うちの子がこんなに元気でいきいきと走り回っている姿を見るのは久しぶりです。

《スタッフからは…》

- ・子どもとのかかわりは、体力的にも大変な面はあるが、楽しくて、こちらにも元気をもらえる。
- ・寺子屋をきっかけに、若いお母さんにボランティアとして参加してもらい、今後の学区社協活動が楽しみ。
- ・今まで、各団体との連携が少なかったが、寺子屋プロジェクトをとおして、新たな団体・機関との連携やアイデアが生まれた。



スタッフが札を眺む カルタ大会

まとめ

大津市では、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業として、「中3学習会」「トワイライトステイ」「寺子屋プロジェクト」の3事業を展開しています。

直営で実施（生活福祉課）の「中3学習会」は、貧困世帯の子どもの高校進学率を向上させ、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目的に、平成19年9月にスタートした事業が、生活困窮者自立支援法の施行にともない、平成27年度から、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業に位置づいたものです。進学のための学習のみならず、ボランティアとして協力する大学生との交流を通じた成長も大きな成果となっています。

大津市社協が受託する「トワイライトステイ」と「寺子屋プロジェクト」は、地域の子どもを地域で育む「地域づくり」と、子どもたちをみんなで支える「ネットワークづくり」を目指した活動の組み立てを行い、学習支援だけでなく、居場所づくりを大切に実施しています。

「ひとりの子どもを大切に」、経済的な貧困だけでなく、孤立のしんどさに目を向け、地域の大人や大学生の背中を見せながら、子どもたちの成長をお手伝いする取り組みとなっています。

制度のはざまを放っておかない 協働実践のひろがり

～滋賀の縁創造実践センターの目標と活動～



平成28年7月
滋賀の縁創造実践センター
(事務局:滋賀県社会福祉協議会)

滋賀の縁創造実践センター

～「おめでどから」あがりまで、一人ひとりだれもか大事にされる地域づくり～

- ▶ 糸賀一雄生誕100年の年、平成26年9月に設立。5年間のプロジェクト
- ▶ 制度ごとのバラバラの支援ではなく、困りごとを抱えた人を真ん中において、支援者同士が良い協力をしよう、制度がないからとあきらめず、少しずつでも力を出し合っている人を支えようという志しを持つ団体や法人、個人が、浄財を持ち寄り設立しました。
- ▶ 県内の民間福祉関係者が、高齢者、障害者、保育、児童、医療という分野を越え、また支援者や当事者という立場を越えて参加しています。→県内の社会福祉法人の約7割が会員です。
- ▶ 民間と行政の協働で、大切な取り組みをひろげていきます。

「一人の不幸も見逃さない」「気づいたものが実践者」

滋賀の縁創造実践センターの組織

(平成28年6月10日現在)

1 会員数

- (1) 団体会員数 21
- (2) 法人会員数 199
- (3) 個人会員 23人
- (4) 賛助会員 7

※法人会員には、団体の会員法人(民間)をすべて含んでいます。

2 初年度の基金造成額 96,917,628円

団体会員一覧

県老人福祉施設協議会	県手をつなぐ育成会	県民生委員児童委員協議会連合会
県保育協議会	県身体障害者福祉協会	県障害者自立支援協議会
県児童福祉入所施設協議会	県視覚障害者福祉協会	県市町社会福祉協議会会長会
県社会福祉士会	県母子福祉のぞみ会	県社会福祉法人経営者協議会
県介護支援専門員連絡協議会	県里親連合会	県介護サービス事業者協議会連合会
医療福祉・在宅看取りの地域創造会議	県老人クラブ連合会	県民間社会福祉事業議員共済会
滋賀県教護施設協議会	レイカディア	えしの会

滋賀の縁創造実践センターの目標と活動

～「おめでどから」あがりまで、一人ひとりだれもか大事にされる地域づくり～

縁センターがめざすもの

- ① トータルサポートの福祉システム化
- ② 制度の充実と制度外サービスへの取り組み推進
- ③ 縁・支えあいの県民運動

活動内容

- ① 制度で対応ができないニーズに対する支援の開発と実践
- ② 県内各地で相談・生活支援に取り組み支援者の支援
- ③ 県内各地域におけるトータルサポートのための協働のしくみづくり・トータルサポートの好事例の普遍化

5年間の目標

- ① 縁・共生の場づくり(300か所)
- ② 課題解決のためのネットワークづくり(15か所)
- ③ 制度のはざまなどとなっている課題へのモデル事業(15事業)
- ④ 国や県、市町への施策提案(20の提案)
- ⑤ 新たに福祉のボランティア体験をする人(1万人)

大津市内の淡海子ども食堂の取り組み

② 若いも若きも
おいわか子ども食堂「おいで屋」(大津市)

～おいわか子ども食堂～
おいで屋
 8/4 10時～15時
 8/20 10時～15時
 TEL: 0478-82-1111
 FAX: 0478-82-1112
 住所: 大津市南郷町1-10-10

③ 平野学区母子福祉のぞみ会
子ども食堂平野学区のぞみ (大津市)



●開始: 平成27年6月～
 ●日時: 月1回 午後5時～午後8時
 ●会場: 大津市平野学区センター
 ●主催: 平野学区母子福祉のぞみ会(大津市社会福祉協議会)
 ●対象: 平野学区のひとり親家庭の子どもを中心とした親子
 ●規模: 子どもも15名、ボランティア75名
 ●参加費: 無料 ※調理実習方式

④ NPO法人CASN 晴風みんなの食堂 (大津市)

●開始: 平成27年5月～
 ●日時: 月2回程度
 ●会場: 自治会館等
 ●主催: NPO法人CASN
 (商店街、民協、社協、種谷大
 学ゼミのメンバーで実行委員会)
 ●対象: 隣接学区に住む子ども
 (市生活福祉課や子ども
 家庭課等からよびかけ)
 ●規模: 約40名
 ●参加費: 無料



●開始: 平成27年の夏休み中(2回開催)
 ●会場: 地域福祉センター(若いも若きも)
 ●主催: 若いも若きも(社会福祉法人厚狭園)
 ●対象: 待たし子どもを抱える子ども
 ひとり親、学校、児童館、行政と連携
 ●規模: 子どもや高齢者10名、
 ボランティア10名
 ●参加費: 250円
 (子どもはお手伝いで無料)

福祉施設を活用した、不登校等しんどさを抱える子どもの居場所 「フリースペース」

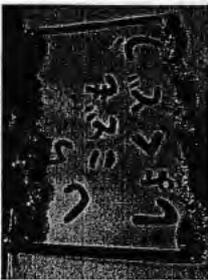
● 地域には、さまざまな事情から学校に行きにくくなっていたり、家庭の中に安心がな
 かったり、子どもらしく大人に甘えることができない状況にある子どもたちがいる。
 ● フリースペースは、こうした子どもたちが、保護者の承諾(SSWや家見相がつかない役)
 のもと、安心して、信頼できる大人と夕刻を過ごせる居場所



① 若狭町自治会・ピアンネ 出会い食堂 (大津市)

●開始: 平成28年5月～
 ●日時: 月1回 第3土曜日 午前10時～午後3時
 ●会場: 若狭町花かば集会所
 ●主催: 若狭町自治会・ピアンネ
 ●対象: 若狭学区Cブロックの小・中学生中心
 (年齢による制限はなし)
 ●規模: 子ども、スタッフあわせて50名
 ●参加費: 子ども100円、おとな200円

① チームしらゆりボランティアの会 しらゆり子ども食堂 (大津市)



●日時: 毎週火曜日、下校時間より午後7時まで
 ●会場: ティータイムしらゆりサロン
 ●主催: チームしらゆりボランティアの会
 ●対象: 平野学区の16歳未満
 ●規模: 子ども、スタッフあわせて15名
 ●参加費: 子ども無料、おとな600円



福祉施設を活用した、不登校等しんどさを抱える子どもの居場所 「フリースペース」

● 特養(福祉施設)の良いところ(お風呂があって、ごはんがあって、24時間必ず誰
 かがいること等)や、マンパワー(専門職が常駐している等)が、支援の必要な子
 どもの居場所として機能することがわかった。
 ● 分野の壁を取っ払うと、新しいものが生まれる
 ● SSW、学校、福祉事務所、児童福祉専門職、社協、地域住民・学生ボランティア、
 特養(福祉施設)職員等、みんなが協力し、強い(良いところ)を生かすことで、過
 去に例のない活動が生まれた。
 ● 地域住民の思いが実現できる
 ● 地域住民の提案が形となったことで、住民にも役に立つ喜びがある。

今、施策化に向
 けて市町行政・
 社協が機能分
 担、運営体制に
 ついて方針を練
 りつつある。

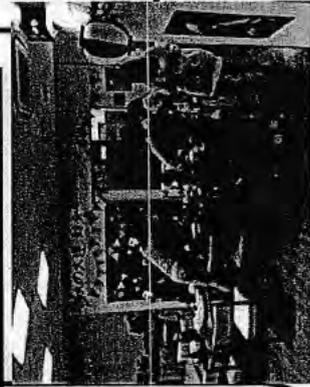
- ① フリースペースカーサ(特別養護老人ホームカーサ月の輪)
- ② フリースペースかなで(小規模多機能型居宅介護事業所、時間の森)
- ③ フリースペースせせらぎ(特別養護老人ホームせせらぎ苑)
- ④ フリースペースひこねふるさと(障害者生活支援施設ふるさと)
- ⑤ フリースペースアリス(特別養護老人ホーム近江舞子しらゆり苑)
- ⑥ フリースペースふじの里(なごみの家(特別養護老人ホームふじの里))

大津市内のフリースペースの取り組み

フリースペースカーサⅠ（大津市）

特別養護老人ホームカーサ月の輪 地域交流スペース

- ◆ 2015. 3. 31より毎週火曜日17:30～21:00に実施。
- ◆ スクールソーシャルワーカーが子どものつなぎ役。
- ◆ 子どもと専門的にかかわるワーカー、ボランティア、施設職員、大津市社協がチームとなり実施中。
- ◆ 中学校1年生の男の子が継続して参加している。※当初未就業の保護者も一緒に参加し、社協の相談窓口を通して就労につなげた。
- ◆ ボランティアには大学生だけでなく、大津市社協のトワイライトステイでサポートを受けてきた若者がかかわっている。



フリースペースカーサⅡ（大津市）

特別養護老人ホームカーサ月の輪 ティススペース

- ◆ 2015. 5. 26より毎週火曜日17:30～21:00に実施。
- ◆ スクールソーシャルワーカーが子どものつなぎ役。
- ◆ 子どもと専門的にかかわるワーカー、学生ボランティア、施設職員、大津市社協がチームとなり実施中。
- ◆ 中学校3年生、小学校6年生、5年生、3年生、5才の女の子が継続して参加している。

フリースペースかなで（大津市）

小規模多機能型居宅介護事業 時間の奏

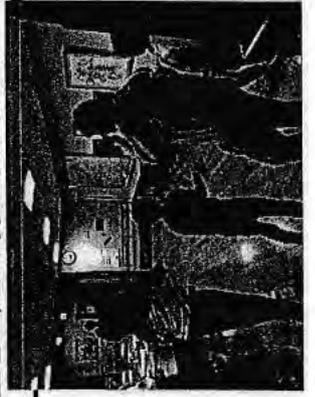
- ◆ 2015. 7. 31より毎週金曜日17:00～20:00に実施。
- ◆ 市子ども家庭相談室が子どものつなぎ役。
- ◆ 子どもと専門的にかかわるワーカー、ボランティア、施設職員、大津市社協がチームとなり実施中。
- ◆ 小学校3年生男の子、5才の女の子が継続して参加している。



フリースペースアイルス（大津市）

特別養護老人ホーム近江舞子しようが苑

- ◆ 2016. 1. 28に見学会を実施。
- ◆ 2016. 2. 18よりプレスタート。
- ◆ 以降毎週木曜日17:00～20:00に実施。
- ◆ 小学校2年生と3年生の男の子が参加。



滋賀の縁創造実践センター事業の天津市内の取り組み

事業名	フリースペース	子ども食堂
タイプ(ねらい)	居場所づくり 地域の子どもを地域で育む地域づくり	学習支援 子どもをみんなで支えるネットワークづくり
実施体制	滋賀の縁創造実践センター・天津市社会福祉協議会	滋賀の縁創造実践センター
対象	相談窓口や学校等を通じてつながった 関わりが必要な生活困窮のおそれのある子ども	地域の子どもたち (地域住民全般を対象とする所もあり)
支援内容	夕方から夜の居場所づくり ・学習支援(宿題支援・生活面) ・自由時間(異年齢・地域との関わり) ・夕食(食の確保) ・お風呂(清潔の保持) ※1か所での受け入れは2~4名 マンツーマン以上の体制で、受け入れてくれるおとな・若者とじっくり関わることを重視 社会福祉施設で実施することにより食事の提供・お風呂の利用が可能	食事を通した居場所とつながりづくり ・調理実習(一緒に作る・食の確保) ・自由時間(異年齢・地域との関わり) ・学習支援(宿題支援)
効果	・子どもの孤立防止 ・子どもの生活意欲・学習意欲・自己肯定感の向上 ・関係団体間のネットワーク・連携の強化	・子どもの孤食・孤立防止 ・地域における子どもの居場所とつながりの確保
実施団体	・社会福祉法人 幸寿会 特別養護老人ホーム カーサ月の輪 ・株式会社六匠 小規模多機能型居住介護 時間(とき)の奏 ・社会福祉法人 志賀福祉会 近江舞子しょうぶ苑 (市内3か所)	・平野学区母子福祉のぞみ会(平野) ・NPO法人CASN(晴嵐) ・社会福祉法人真盛園 老いも若きも(坂本) ・チームしゅらゆりボランティアの会(平野) ・若葉町自治会・ピアンネ(唐崎) 7月申請予定 ・田上青少年学区区民会議(田上) ・ボランティアアイグループ 子育てHappy エンジェライト(膳所)
開催頻度	週1回	週1回・月1・長期休暇に1回
運営協力	・学生ボランティア ・社会人ボランティア	・地域団体 ・地域ボランティア

【長岡京市】

○長岡京市生活困窮世帯学習支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 生活に困窮している家庭の子どもが自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身に付けるため、生活困窮世帯に属する子どもの学習を支援する生活困窮世帯学習支援事業(以下「支援事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「生活困窮世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及びそれに準ずる世帯であって、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯をいう。

2 「学習支援」とは、学習支援を必要とする者(以下「支援対象者」という。)の個々の能力に応じ、基礎学力の向上を図るために行う指導助言をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は長岡京市とし、運営については民間法人等(以下「運営法人」という。)に委託して実施することができる。

2 この要綱における運営法人は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解していること
 - (2) 小・中学生・高校生等(以下学生等)に対する効果的な支援を提供できること。
 - (3) 特定非営利法人、公益法人、社会福祉法人、独立行政法人の資格を有すること
- 3 前項の規定による事業委託の期間は毎年3月31日までとする。

(支援対象者)

第4条 支援対象者は、長岡京市に住所を有する生活困窮世帯に属する学生等であって、福祉事務所長が学習支援を必要と認めるものとする。

2 福祉事務所長は、学習支援を受けている者が支援対象者に該当しなくなった場合において、引き続き学習支援が必要と認めるときは、支援対象者としてすることができる。

(支援事業の実施)

第5条 福祉事務所長は、学習支援のための学習会を開催する。

- 2 学習支援は、支援対象者の保護者の同意を得た上で行うものとする。
- 3 学習支援を行う場所は、長岡京市内において実施する。
- 4 学習支援員は、支援対象者に適切な学習支援を行うため、支援対象者が置かれている状況の把握に努め、学習等支援ボランティアによる学習会の運営・管理を行う者を言う。また、必要に応じて対象者の保護者からの相談に応じる。
- 5 学習支援員は1名以上配置することとし、必要に応じて補助員を設けることができる。

(支援調整会議)

第6条 福祉事務所長は、支援事業の実施に当たり、支援対象者の選定、学習支援の実施方法及び期間等について検討するため、関係機関による支援調整会議を必要に応じて開催するものとする。

(守秘義務等)

第7条 学習支援員・学習ボランティア等は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 学習支援員・学習ボランティア等は、公平かつ適切にその業務を遂行しなければならない。

(実績等の報告)

第8条 運営法人は、本事業について、別に定められた様式により期限までに福祉事務所に報告する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

★平成26年度長岡京市学習支援事業★ 『たけのこルーム』のおしらせ

『たけのこルーム』は、長岡京市在住のひとり親家庭の小・中・高校生を対象とした無料の学習室です。学習室には大学生や社会人のボランティアがいて、一人ひとりの進度に合わせてマンツーマンや小人数で基礎的な学力をつけることを目標に丁寧に対応します。

ひとりで勉強している

- 勉強のやり方がわからない
- 気が散って勉強できない
- わからないことをすぐに聞けない
- やる気がでない
- テスト前しか勉強しない

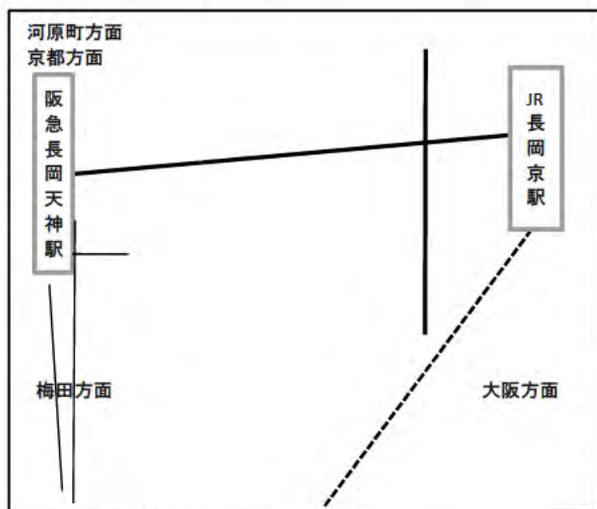


たけのこルームでは・・・

- ひとり、ひとりのペースに合わせて勉強する
- わからないところがすぐに聞ける
- マンツーマンや小人数での勉強
- 仲間がいるので続けて勉強できる



<学習会会場へのアクセス>



阪急長岡天神駅より 徒歩 13分
阪急西山天王山駅より 徒歩 10分
JR長岡京より 徒歩 15分

開設日: 毎週●曜日
(年末年始・祝日を除く)

時間: 午後6時～午後8時

場所: 京都府長岡京市〇〇〇〇
特定非営利活動法人

〇〇〇

電話: 955-〇〇〇〇

FAX: 951-〇〇〇〇

※ 事前に申し込みをしてください。

★平成26年度長岡京市学習支援事業★

『たけのこルーム』のおしらせ

『たけのこルーム』は、長岡京市在住のひとり親家庭の小・中・高校生を対象とした無料の学習会です。学習会には大学生や社会人のボランティアがいて、一人ひとりの進度に合わせてマンツーマンや小人数で基礎的な学力をつけることを目標に丁寧に対応します。

ひとりで勉強していると・

- 勉強のやり方がわからない
- 気が散って勉強できない
- わからないところをすぐに聞けない
- やる気がでない
- 何から勉強してよいかわからない
- テスト前しか勉強



たけのこルームでは・

- ひとり、ひとりのペースに合わせて勉強する
- わからないところがすぐに聞ける
- マンツーマンや小人数で勉強する
- 仲間がいるので続けて勉強できる



開設日：12月25日(水)～12月27日(金)

1月6日(月)、1月7日(火)

計5日間

時間：午後1時30分～午後4時

電話：955-

FAX：951-7739

場所：市役所分庁舎3の近く

※ 参加希望の場合は事前に申し込みをしてください。

事業計画書(運営概要)【平成 年度】

運営法人															
開催場所	会場①	名称										住所			
	会場②	名称										住所			
	会場③	名称										住所			
開催日	実施曜日	会場①	毎週(月・火・水・木・金・土・日)に開催します									該当曜日に○を付けてください			
		会場②	毎週(月・火・水・木・金・土・日)に開催します												
		会場③	毎週(月・火・水・木・金・土・日)に開催します												
開催日数	開始時刻	平日										平日			
		学校休業日										学校休業日			
	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
開催予定日数(日)															
	内訳	平日													
その他イベント予定等	予定イベント①										開催時期①			月頃	
	予定イベント②										開催時期②			月頃	

福祉事務所長 あて

平成 年 月 日
 (住所)
 (法人名)
 (代表者名)

利用申込書

受付日 平成 年 月 日

1 こども			
ふりがな		学 校	小・中・高校 年
氏 名		生年月日	平成 年 月 日
		年齢	才
住 所	〒 —		
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他()		※左記に連絡する際に留意すべきこと ()

2 保護者			
ふりがな		こどもとの関係	
氏 名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
		住所	
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他()		※左記に連絡する際に留意すべきこと ()

3 紹介機関			
<input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> 家庭支援総合センター <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 福祉なんでも相談室 <input type="checkbox"/> その他()			

4 学習支援に求めるもの・伝えておきたいこと

■ この申込書にご記入いただいた個人情報及び当施設のご利用における情報は、支援に必要な範囲で関係する公的機関等と共有します。なお、個人情報を利用する際は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、適切に取り扱います。

■ 上記の旨を了承のうえ、利用を申し込みます。 保護者署名 _____

平成 年 月 日

学習会・個別相談での状況 報告書 (月分)

学習会 ・ 個別相談	
場所	
日時	
学習会 ・ 個別相談	
担当者	
担当者	

【内容】

報告書作成者 :

平成 年 月 日

長岡京市学習支援事業委託事業完了報告書(年度分)

長岡京市福祉事務所長 宛

(住所)

(法人名)

(代表者名)

印

平成 年 月 日付で受託した「長岡京市学習支援事業委託」について、次により事業が完了したことを報告します。

書類提出

- 1 事業実績集計表(決算報告)
- 2 利用状況票
- 3 相談、家庭訪問状況一覧
- 4 学習支援の実施一覧
- 5 その他の学習支援実施状況

(報告書作成者)

平成 年 月 日

長岡京市学習支援事業委託事業実績集計表(平成 年度)

(住所)

(法人名)

(代表者名)

対象月	支払(請求)額	【 内 訳 】				備考
		人件費	事業費	諸経費	合計	
4月分						
5月分						
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						
1月分						
2月分						
3月分						
合計						



学力保障・学習支援事業について

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 実施期間 | 平成27年4月～
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> (平成25年度～平成26年度は、生活困窮者自立支援モデル事業における学習支援事業で、生活保護世帯の中学生を対象に実施) </div> |
| 2 | 対象者 | ①不登校または不登校傾向
②病気による長期欠席等
③生活困窮家庭等 |
| | | } |
| | | により学習支援が必要な児童生徒 |
| 3 | 事業内容 | 保護者や学校の求めに応じ、学生サポーターを派遣して学習支援等を行う。
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ①学生サポーターが、家庭や学校等で学習支援を行う。状況に応じて、個別又は複数の児童生徒に学習支援を行う。
 ②外出支援や登校支援を行う。
 ③学校や保護者等との連携を図るため、委託先のコーディネーターが随時面談を行い、支援内容を検討する。
 ④委託先のコーディネーターが、定期的に支援内容や児童生徒の状況等について学校担当者に報告し、学校との連携を図る。 </div> |
| 4 | 実施場所 | 児童生徒の在籍校、自宅、教育関係施設など |
| 5 | 派遣実績 | 児童生徒119名に対して、延べ2,796回派遣
(1回90分程度) |
| 6 | 決算額 | 2,916円×2,796回(119名)＝8,153,136円 |
| 7 | 事業成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・登校日数の増加 16名(13%) ・学習意欲の向上 63名(53%) ・対人スキルの向上 44名(37%) |
| 8 | 受託事業者 | (特非) あっとすくーる |



9 高等学校への進学者等への拡大について

- 平成28年度から、昨年度、本事業を利用していた中学校3年生及び適応指導教室を利用していた中学校3年生で、卒業した者を対象に、本事業を拡大して実施。
- 実施にあたって、在籍高校へ協力を依頼し、対象者の状況や学力に合わせた支援を行うために、情報交換等を行い、学生サポーターを派遣。

ひとり親の子 支援塾

2015.8.20

経済的に困窮しがちなひとり親家庭の子供を支える学習塾が箕面市にある。塾を運営するのは、同市西小路のNPO法人「あっとすくーる」。

代表の横剛さん(26)が、母子家庭に育った経験から5年前に開き、約200人の子供が巣立った。10月には高槻市でも開校を自指しており、寄付金を募っている。

(斎藤七月)

「学びに格差なし」箕面で5年



ひとり親の子供への学習支援を行っている横剛さん(中央)。「子供たちの夢や目標を応援したい」とNPO法人あっとすくーるを提議

熊本市出身の渡さんは、未婚の母のもとで育った。母は保険外交員をしながら祖母と兄2人の計5人の養育を支えた。渡さんが中学生の時、兄の借金や祖母のけがで日常は一変した。母と兄のけんかが増えた。母は祖母の介護で仕事を減らさざるを得なくなると、生活も苦しくなった。「家に居場所がない」とふさぎこみ、成績も落ちた。相談できる相手もいなかったが、母の期待に応えなければ、懸命に勉強に打ち込んだ。

大学受験を自指していた

10月高槻開校へ寄付募る

高校3年の夏、再び兄の借金が発覚した。「大学に入るには100万円はかかるらしい」。友人との会話に教師の夢が遠のくように思えた。「死ぬるもんなら死にます」と母に手紙を書いたこともあった。その後、会ったことがなかった父が死亡。父の遺産で大阪大学に進学した。

自分と同じ環境の子が少なくないと知ったのは、「子供の貧困」をテーマにした大学の授業でのこと。ひとり親が夜遅くまで働き子供を育てる本を読み、涙が止まらなかった。

「お金が無くて学べる環境を作りたい」と3年生の時、友人と学習支援の団体を発足。阪大生を有償ボランティアの講師として募り、国の助成金200万円を活用、ひとり親家庭の授業料を通常の半額にする個別指導の学習塾を始めた。

現在、講師は約20人で、

平均年収低く

ひとり親家庭の収入は低くなりがちだ。厚生労働省の2011年度の調査によると、ひとり親世帯は全国に約148万世帯いると推定されている。10年の母子家庭の平均年間収入は291万円、父子家庭は455万円。18歳未満の子供のいる世帯全体(658万円)を大きく下回っている。また、ひとり親家庭の保護者が抱える子供についての悩みでは、「教育・進学」と答える割合が最も高かった。

中高生4人が学ぶ。これまで通った生徒の約7割はひとり親家庭だ。学校以外で勉強を見てもらう機会がないことから学校の授業についていけず、「勉強できひんし、夢なんてない」と言う子もいる。「さぼっているのではない。何かつらいことがあるから勉強しなくなりたい」。講師ととも「ニューニケーションを取るよう心がけている。仕事で帰りが遅い親に代わって生徒と夕食を共にすることもある。

3年前から通う府立高校2年の男子生徒(16)は中学1年で両親が離婚。家庭環境の変化にやる気を無くし、成績が下がった。通い始めた塾で、分からない時はとことん付き合ひ、気持ち沈む時は寄り添ってく

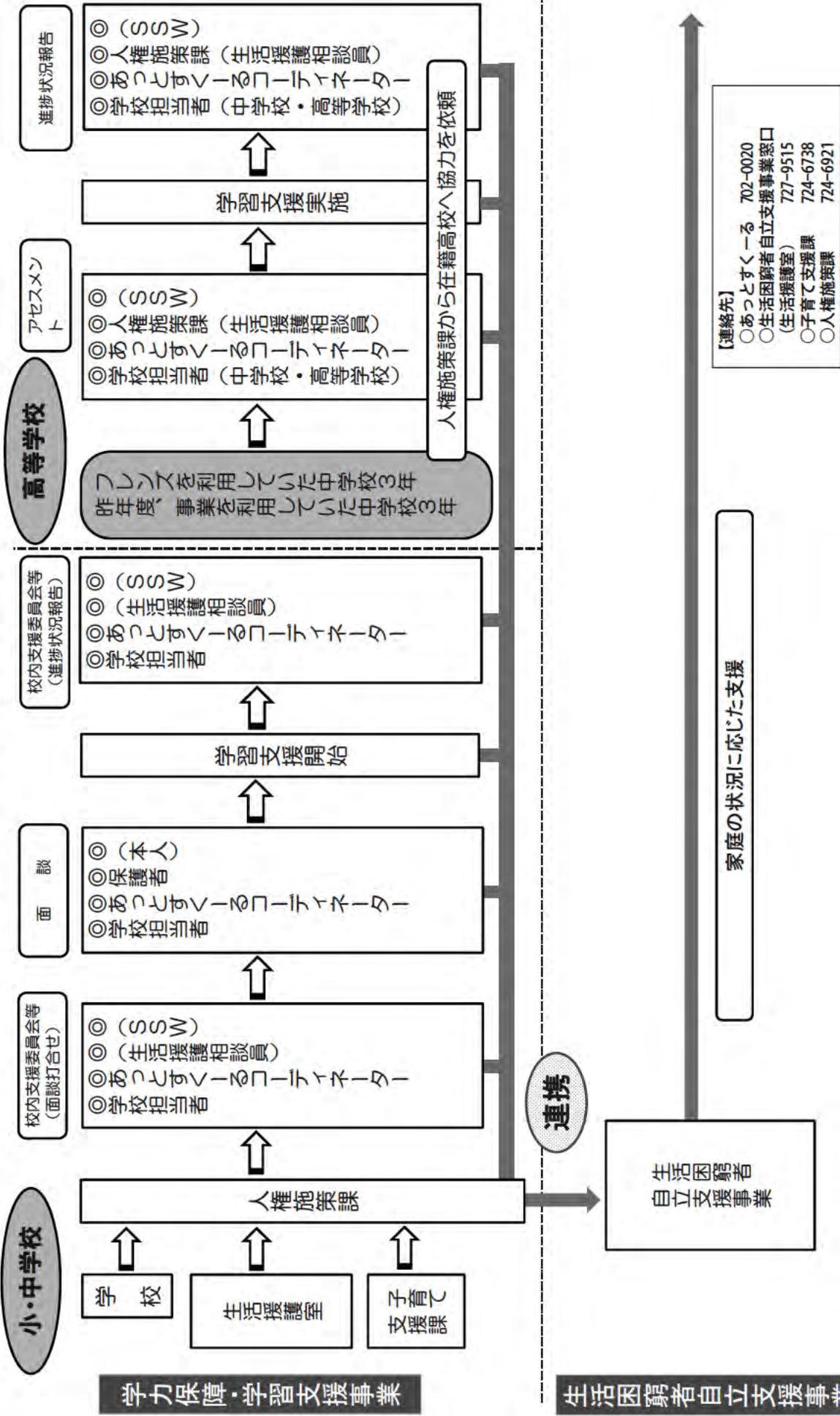
れる講師と出会った。念願の高校に入り、今は大学進学を自指す。「真剣に話を聞いてくれる先生たちに救われた。前を向き努力できるようにになったのは塾のおかげ」と笑顔を見せる。

同法人は高槻市母子福祉会や豊中市母子福祉福祉会と連携し週1回、自習を手助けする学習教室も運営。保護者の要望もあり、高槻にも拠点を立ち上げ、現在、インターネットで支援を募る「クラウドファンディング」などで200万円を目標に資金を集めている。

渡さんは「どんな家庭環境でも自分の力で人生を形作る社会にするため、学習を通して支援していきたい」と意気込んでいる。

問い合わせは同法人(072-702-0020)。

学力保障・学習支援事業と生活困窮者自立支援事業の流れ



【学力保障・学習支援事業】研修計画

特定非営利活動法人あっとすくーる

	研修実施機関 (自社・外部の別)	研修期間 (年月日)	研修名	研修場所	研修内容	対象者	研修時間	
							日数	延時間
1	自社	随時	事業団体概要について	事務所他	<ul style="list-style-type: none"> ・団体概要 ・各事業の内容、目的について ・子どもと関わり際に大事にすること ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規大学生 ・新規職員 	1日	2時間
2	自社	随時	不登校について	事務所他	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の基礎知識 ・派遣時に気をつけるポイントについて ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規大学生 ・新規職員 	1日	2時間
3	自社	随時	1人親家庭・子どもの貧困について	事務所他	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困及び1人親家庭の基礎知識 ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規大学生 ・新規職員 	1日	2時間
4	自社	随時	実地研修(OJT)	事務所他	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと実際に関わってみる ・子どもに学習支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規大学生 	3～4日	10時間程度
5								
1	外部	4月	職員研修	事務所他	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害について ・ソーシャルワークについて ・ケースワークについて ・ボランティアコーディネートについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員 	1日	4時間程度
2	外部	2～3ヶ月に1度	継続研修	事務所他	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生 ・職員 	4日	16時間程度
3	外部	8月	フォローアップ研修	事務所他	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利について ・DV(虐待)について 等、事業に関係のあるテーマを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生 ・職員 	1日	2時間程度
4								
5								

基礎情報									
ケース No.		氏名		性別		生年月日	年 月 日	満 歳	
住所				連絡先				学校・学年	
家族氏名		性別	年齢	続柄	同居/別居	職業・学校		備考	
利用経緯									
支援調整									
初回のケース会議実施日時			年 月 日						
学校方針	担当者:								
SSW方針	担当者:								
利用方法(※変更可)									
開始時期	年 月 日			実施場所				回数/週	
その他留意点(課題・背景要因等)									
備考									

学力保障・学習支援事業 月別状況表 ()月分

学校名					
学年					
名前					
実施日	実施時間	実施場所	派遣者名	実施内容	
月 日	： ～				
月 日	： ～				
月 日	： ～				
月 日	： ～				
月 日	： ～				
月 日	： ～				
子どもの様子					
家庭・保護者の様子					
学生サポーターからの意見・コメント等					
その他・特記事項					

【田川市】

田川市子どもの学習支援事業実施要領

1 事業の目的

田川市子どもの学習支援事業（以下「事業」という。）は、生活保護世帯及び生活困窮世帯で育つ子どもの貧困が世代を超えて連鎖することを予防するため、学習機会の提供その他必要な支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は田川市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することが期待できる民間団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の対象者

事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の条件のいずれかに該当する者とする。ただし、次の条件を満たさない者を支援対象者に含めることは差し支えないものとする。

(1) 田川市生活困窮者自立相談支援事業における支援計画（以下「プラン」という。）に基づき、学習支援を受けることが適当と判断された生活困窮世帯の小学校5年生から高校3年生までの児童又は生徒。

(2) 田川市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）が学習支援を受けることが適当と判断した、生活保護世帯の小学校5年生から高校3年生までの児童又は生徒。

4 支援期間

対象者に対する支援期間は、支援を開始した日の属する年度末日までとする。

5 事業の内容

事業の実施主体は、次の事務を行う。

(1) 学習支援

ア 田川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と福祉事務所が共同で実施する学習会において、対象者の状況に応じた形式で、中学校の生徒の学習支援を行う。

イ 学習会で行う学習支援は、対象者の習熟度に応じて、基礎、基本、発展の3コースに分類し、月3回程度開催する。ただし、特に支援の必要な生徒については、個別による支援を行うこととする。

ウ 教育委員会が実施する学習会に参加する対象者は、徒歩、自転車及び公共交通機関による通学とする。

(2) 進学支援

ア 対象者及びその保護者に対して、主に高等学校への受験情報及び進学に関する情報等を提供する。

イ 対象者及びその保護者に対して、奨学金等の公的制度の情報又は高等学校の入学手続きに必要な情報を提供し、支援を行う。

(3) 就学及び修学支援

ア 対象者及びその保護者の状況等を踏まえ、日常生活における家庭教育に関し、助言、指導を行う。

イ 対象者及びその保護者に対し、学習の重要性についての理解を促すとともに、養育に関する助言、指導を行う。

ウ 対象者の養育環境に課題があると考えられる場合には、自立相談支援機関及び関係機関と連携し、生活環境の改善を図る。

(4) その他

必要であると判断される場合は、対象者及びその保護者の状況等に応じた学習支援計画を作成する。

6 学習支援員の配置

事業の実施主体は、学習支援員を配置し、対象者の学習支援に関する事務を担当する。

- (1) 個人ごとの学習支援計画の作成
- (2) 学習支援計画の達成状況の把握、助言指導
- (3) 学習支援に係る企画、立案、事業の実施及び関係機関との連絡、調整
- (4) 進学支援に係る企画、立案、事業の実施及び関係機関との連絡、調整
- (5) 就学及び修学支援に係る企画、立案、事業の実施及び関係機関との連絡、調整
- (6) 自立相談支援機関との連絡、調整
- (7) 公的制度利用の助言指導
- (8) 支援対象者及びその保護者の相談対応、家庭教育及び養育環境の改善

7 手順

対象者及びその保護者に対する支援は、次の手順で行うものとする。

(1) 相談の受付と課題の把握

ア 生活困窮者からの相談のほか、自立相談支援機関、福祉事務所及び教育委員会と連携し、これら機関の依頼等により、相談を受け付ける。

イ 相談により、支援が必要な状況に至った経緯を把握する。

ウ 家庭教育及び養育環境の改善が必要となった原因を分析し、自立相談支援機関と調整の上、自立相談支援機関での学習支援計画作成の必要性及び他機関との連携の必要性について判断する。

(2) 名簿の登録

ア 関係機関との連携による支援であるため、対象者の保護者から同意書の提出を求める。

イ 対象者の情報を収集し、支援児童生徒名簿に登録する。

(3) 学習支援計画の作成

ア 家庭教育及び養育環境の改善を図るため、具体的な学習支援計画を策定する。

イ 必要に応じて、福祉事務所及び教育委員会との情報共有、調整を行う。

(4) 支援の実施、評価

ア 学習支援計画に基づき、必要な支援を行う。

イ 公的制度を活用する場合は、情報を提供するとともに、必要に応じて関係機関に同行するなどの支援を行う。

ウ 対象者及びその保護者の状況に応じて、定期的に日常生活及び学校生活の状況を把握し、必要に応じて学習支援計画の見直しを行う。

(5) 支援の終了

支援の終了にあたっては、自立相談支援機関と調整の上、学習支援計画の評価を行い判断する。

ア 対象者及びその保護者の家庭環境が改善し、一定の教育水準に達したと見込まれるとき

イ 対象者及びその保護者が教育の重要性を認識していると思込まれるとき

8 関係機関との連携

学生ボランティアとの関係

各大学の学生ボランティア活動支援グループ等との緊密な連携のもと、学生による社会貢献支援を行うものとする。

9 留意事項

(1) 学習支援にあたっては、別に定める「学習支援機関標準仕様様式」を使用することとし、特に支援が必要な利用者については、支援台帳を作成する。ただし、教育委員会が実施する学習会への参加等に関する様式については、教育委員会と協議のうえ、別途

定めることとする。

- (2) 学習支援計画の達成状況について、自立相談支援機関と情報を常に共有するとともに、客観的に背景、要因等を分析し、解決の方向を見定め（以下「アセスメント」という。）、支援を行う。
- (3) 学習支援の終了は、学習支援計画の達成状況等を踏まえ、自立相談支援機関でのアセスメントに基づき決定する。また、自立相談支援機関のプランに基づき、一定期間の事後的支援も実施する。
- (4) 関係機関と個人情報を共有する場合は、本人から同意を得るとともに、個人情報の取扱いについて適切な手続を行う。
- (5) 参加者及び学生ボランティアについては、保険等に参加させるものとする。

10 委任

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

【沖縄県】

子政第72号

沖縄県子育て総合支援モデル事業実施要綱

〔平成29年2月28日子ども生活福祉部長決定〕

(目的)

第1条 沖縄県の子育て世帯の世帯所得は全国に比べて低い状況であるため、準要保護児童のいる世帯等の子どもに対する学習支援並びに当該世帯の親に対する養育支援及び就労支援（以下「学習支援等」という。）など、様々な課題を抱えて困窮している子育て世帯に対する総合的な支援を行い、生活保護等に陥らないように防止するとともに貧困の連鎖を断ち切ることを目的として、子育て総合支援モデル事業（以下「本事業」という。）を実施するものとする。

(事業の実施等)

第2条 本事業の実施は、沖縄県と本事業に係る覚書を締結した町村（以下「本事業の実施町村」という。）で行うものとする。

2 本事業は、沖縄県内で生活保護世帯や困窮世帯等に対する学習支援等の実績がある団体等に委託（以下、本事業の委託を受けた団体等を「受託事業者」という。）して実施するものとする。

3 受託事業者は、知事が別に定める日までに本事業の実施計画書を提出するものとする。

(事業内容)

第3条 受託事業者は、本事業の実施町村において、次に掲げる内容を実施するものとする。

(1) 本事業の実施町村に居住する子育て世帯で学習支援が必要な子ども（次条第1項第2号で規定する町村の教育委員会が認定する準要保護児童をいう。以下この条において同じ。）に対し、当該町村内において学習支援が可能な場所（以下「学習支援会場」という。）を提供し、かつ、当該子どもに対する学習支援を行うものとする。

(2) 前号で支援する子どもの親に対し、学習支援会場等で養育支援（当該子どもの学習環境の改善等に対する相談等）を行うとともに、必要に応じ、就労支援を行うものとする。

(3) 前2号に掲げる業務のほか、本事業の目的等を達成するため、本事業に関連する付帯事業について、知事と協議のうえ、実施できるものとする。

(4) 前3号に掲げる業務に付随する事務その他本事業の実施に必要な事務処理等を行うものとする。

(支援対象子育て世帯)

第4条 本事業で支援する子育て世帯は、次の要件のすべてを満たす世帯とする。ただし、実施町村の長が支援の必要があると協議する世帯で、知事が特に支援が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 本事業の実施町村において住所を有すること。

(2) 小学校1年生から中学校3年生までの子どもがいる世帯であつて、本事業の実

施町村の教育委員会（教育委員会に準ずる組織を含む。以下同じ。）が認定する
準要保護児童がいる世帯（当該年度又は前年度に、当該町村の教育委員会が学校
教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により就学等の援助を認定した世帯
をいう。以下同じ。）であること。

- (3) 本事業の趣旨を理解し、親と子ども双方が本事業による支援を受けること。
 - (4) 本事業の支援期間内に自立に向けた具体的な目標及び意欲等があること。
- 2 前項の規定に関わらず、生活保護世帯等に対する子どもの健全育成支援事業の支援対象者である世帯については、本事業の支援対象外とする。

（申請手続）

第5条 本事業により学習支援等を希望する子育て世帯は、支援申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、本事業の受託事業者又は本事業の実施町村に提出するものとする。

- (1) 準要保護児童がいる世帯であることを証明する書類
 - (2) 前号の書類が添付できない場合は、特に支援が必要であることが分かる書類
 - (3) 同意書
- 2 前項の規定により、本事業の実施町村に支援申込書が提出された場合は、当該町村は速やかに、本事業の受託事業者に送付するものとする。

（支援の決定）

第6条 受託事業者は、前条の規定に基づき子育て世帯から申込書が提出された場合は、本事業の実施町村と協議のうえ、支援対象者を決定するものとする。

- 2 本事業の実施町村の長は、第4条ただし書きで定める子育て世帯に対する支援に当たっては、前項に基づき支援対象子育て世帯を決定する前に、あらかじめ支援対象協議書（様式第13号）により知事と協議するものとする。
- 3 受託事業者は、前2項の規定に基づき支援対象子育て世帯を決定又は不承認とした場合は、当該子育て世帯の親に支援対象決定（不承認）通知書（様式第2号）を送付するものとし、また、当該通知書の写しを添えて支援概要書（様式第3号）を本事業の実施町村及び知事に提出するものとする。

（支援期間）

第7条 本事業による学習支援等の支援期間は、当該支援を開始した年度の3月31日までとする。

（支援の延長）

第8条 受託事業者は、第6条の規定に基づき本事業の支援対象として決定した子育て世帯が支援の延長を希望する場合において、支援期間の延長が必要と認められるときは、支援延長協議書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の協議書が提出された場合は、本事業の実施町村と調整のうえ、支援期間の延長の必要性等を判断し、支援期間の延長決定（不承認）通知書（様式第5号）を受託事業者に送付するものとする。
- 3 前項の規定に基づき支援期間の延長が決定された場合の手続は、第6条第2項の規定を準用する。

(支援の終了)

第9条 支援対象子育て世帯が次のいずれかに該当する場合は、支援を終了するものとする。

- (1) 支援期間（前条の規定に基づき支援期間を延長した場合は、当該延長後の支援期間。以下同じ。）が終了したとき。
- (2) 支援対象子育て世帯から支援終了の申し出があったとき。
- (3) 支援対象子育て世帯の親又は子どもが長期にわたる傷病疾病等により支援を受けることが困難と認められるとき。
- (4) その他本事業の支援を取り消すべき事由が発生したとき。

2 受託事業者は、前項の規定に基づき支援を終了した場合は、当該子育て世帯の親に支援終了通知書（様式第6号）を送付するものとし、また、当該支援が終了した子育て世帯に係る支援終了報告書（様式第7号）を本事業の実施町村及び県に提出するものとする。

(決定等の基準)

第10条 知事は、第6条第1項に基づく支援の決定、第8条第2項に基づく支援の延長及び第9条第1項第4号に基づく支援の取り消しを行うために必要な基準を別に定めるものとする。

(費用負担)

第11条 本事業において支援対象子育て世帯に対する学習支援等に要する費用は、受託事業者が委託費において負担するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 受託事業者は、本事業の実施町村と密接に連携し、かつ、必要に応じ、子どもの通学する学校等と連携を図るものとする。

(報告)

第13条 受託事業者は、毎月、支援月報（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(経理区分及び関係書類の保管)

第14条 受託事業者は、本事業に関する経理については、受託事業者の通常事業に係る経理とは別に区分し、管理するものとする。

2 受託事業者は、本事業に関する経費の収入及び支出についてその経過を明らかにした帳簿を作成し、当該帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(事業の中止)

第15条 受託事業者は、やむを得ない事情により、本事業を中止する場合は、事業中止承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、その内容等を精査し、やむを得ないと判断したときは、中止承認通知書（様式第10号）を送付するものとする。

(実績報告)

第16条 受託事業者は、本事業が完了したとき（前条の規定に基づき本事業の中止の

承認を受けた場合を含む。)は、その日から起算して30日以内又は本事業の契約締結日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い時期までに実績報告書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第17条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書の確認及び必要に応じて行う現地調査等により、本事業の目的及び内容が適当と認めるときは、委託契約の額を確定し、通知書(様式第12号)を送付するものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に実施した本事業については、この要綱の適用は受けないものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

子育て総合支援モデル事業委託事業者 殿

住 所
氏 名 印
連絡先

平成 年度子育て総合支援モデル事業支援申込書

沖縄県子育て総合支援モデル事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり、支援申込書を提出します。

記

区分	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	性別	就業又は 就学状況等	備考
支援を希望する子育て世帯の状況	親 (養育者)		昭和 平成 年 月 日			
			昭和 平成 年 月 日			
	子ども (小学生から 中学生まで)		平成 年 月 日			
			平成 年 月 日			
希望教室						
支援を希望する理由						

[添付書類]

- 準要保護児童がいる世帯であることを証明する書類
- 同意書
- 準要保護児童がいる世帯であることを証明する書類が添付できない場合は、支援を要することが分かる書類

(注) 希望教室は、原則、お住まいの町村の設置する教室となります。

様式第2号（第6条関係）

平成 年 月 日

支援対象子育て世帯の親（養育者） 殿

子育て総合支援モデル事業
受託事業者

平成 年度子育て総合支援モデル事業支援対象決定（不承認）通知書

平成 年 月 日付けで支援申込書の提出がありましたみだしことについて、下記のとおり、決定（不承認）となりましたので通知します。

記

申請結果	決定 / 不承認（不承認の場合は理由を記載）
------	------------------------

（決定内容）

区分	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	性別	就業又は 就学状況等	備考
支援を希望する子育て世帯の状況	親 (養育者)		昭和 平成 年 月 日			
			昭和 平成 年 月 日			
	子ども (小学生から 中学生まで)		平成 年 月 日			
			平成 年 月 日			
支援教室						
支援期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					

様式第3号（第6条関係）

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿
本事業の実施町村長 殿

子育て総合支援モデル事業
受託事業者

平成 年度子育て総合支援モデル事業支援概要書の提出について

みだしのことについて、平成 年 月 日に決定した支援対象子育て世帯に係る支援概要書について、沖縄県子育て総合支援モデル事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 支援対象決定通知書の写し 別添のとおり
- 2 支援概要書 別紙のとおり

様式第4号（第8条関係）

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

子育て総合支援モデル事業
受託事業者

平成 年度子育て総合支援モデル事業支援延長協議書の提出について

みだしのことについて、平成 年 月 日に決定した支援対象子育て世帯について、沖縄県子育て総合支援モデル事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 支援延長が必要な世帯及び理由書 別紙のとおり

様式第5号（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

子育て総合支援モデル事業委託事業者 殿

沖縄県知事

平成 年度子育て総合支援モデル事業支援延長決定（不承認）通知書

平成 年 月 日付けで協議書の提出のありました平成 年度子育て総合支援モデル事業に係る延長については、下記のとおり延長（不承認）としたので通知する。

記

協議結果	決定 / 不承認（不承認の場合は理由を記載）
------	------------------------

様式第6号（第9条関係）

平成 年 月 日

支援対象子育て世帯の親（養育者） 殿

子育て総合支援モデル事業
受託事業者

平成 年度子育て総合支援モデル事業支援終了通知書

平成 年 月 日付けで支援の決定した子育て世帯については、下記のとおり、支援が終了となりましたので通知します。

記

支援終了 理 由	沖縄県子育て総合支援モデル事業実施要綱第9条〇号に基づき、支援を終了する。
-------------	---------------------------------------

様式第7号（第9条関係）

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿
本事業の実施町村長 殿

子育て総合支援モデル事業
受託事業者

平成 年度子育て総合支援モデル事業支援終了報告書の提出について

みだしのことについて、平成 年 月 日に決定した支援対象子育て世帯については、下記のとおり終了しましたので、沖縄県子育て総合支援モデル事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 支援終了通知書の写し 別添のとおり
- 2 支援報告書 別紙のとおり

様式第8号（第13条関係）

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

子育て総合支援モデル事業
受託事業者

平成 年度子育て総合支援モデル事業支援月報（ 月分）の提出について

みだしのことについて、沖縄県子育て総合支援モデル事業実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 支援状況報告書 別紙のとおり

様式第9号（第15条関係）

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

子育て総合支援モデル事業
受託事業者

平成 年度子育て総合支援モデル事業中止承認申請書

平成 年 月 日付けで締結したみだしの委託事業について、下記のとおり中止
したいので、沖縄県子育て総合支援モデル事業実施要綱第15条の規定に基づき、提出しま
す。

記

中止を予定する日	
中止の理由	
中止後の対応	

(注) 中止の理由が分かる関係資料を添付すること。

様式第10号（第15条関係）

第 号
平成 年 月 日

子育て総合支援モデル事業委託事業者 殿

沖縄県知事

平成 年度子育て総合支援モデル事業中止承認通知書

平成 年 月 日付けで提出のありました平成 年度子育て総合支援モデル事業に係る中止の承認申請については、下記のとおり承認したので通知する。

記

承認理由	
------	--

様式第11号（第16条関係）

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

子育て総合支援モデル事業
受託事業者

平成 年度子育て総合支援モデル事業実績報告書

平成 年 月 日付けで締結したみだしの委託事業が完了しましたので、沖縄県
子育て総合支援モデル事業実施要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 委託料の執行状況

- | | |
|----------|---|
| (1) 委託金額 | 円 |
| (2) 支出金額 | 円 |

2 関係書類

- (1) 平成 年度子育て総合支援モデル事業実績報告書（別添のとおり）
- (2) 平成 年度子育て総合支援モデル事業委託料執行状況（別紙1）
- (3) 平成 年度子育て総合支援モデル事業収支決算書（別紙2）
- (4) その他参考となる資料

様式第12号（第17条関係）

第 号
平成 年 月 日

子育て総合支援モデル事業委託事業者 殿

沖縄県知事

平成 年度子育て総合支援モデル事業委託料の確定について

平成 年 月 日付けで締結したみだしの委託事業については、平成 年 月 日付け実績報告書に基づき事業内容及び執行状況等を確認した結果、委託料の額を 円と確定しましたので、沖縄県子育て総合支援モデル事業実施要綱第17条の規定に基づき通知します。

様式第13号（第6条第2項関係）

第 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

本事業の実施町村の長

沖縄県子育て総合支援モデル事業実施要綱第6条第2項の規定に
基づく支援対象協議書

下記の世帯については、特別の理由により支援対象とする必要があると思料しますので、
沖縄県子育て総合支援モデル事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき協議します。

記

支援を希望する子 育て世帯の状況	ふりがな 氏 名	続柄	就業又は 就学状況等	備考
親（養育者）				
子ども				
特に支援が必要である とする理由				
その他参考となる資料 添付書類等	（例 過去、就学援助や県等学習支援事業の対象者であった ことが分かる書類）			

（注）上記の理由にかかわらず、生活保護世帯等（児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯等を含む。）に対する学習支援の支援対象者となる世帯は、支援の対象外となります。

(子育て総合支援モデル事業支援申込書添付用)

沖 縄 県 知 事
本事業の実施町村長
本事業の受託事業者

} 殿

住 所
氏 名

印

同意書

私の世帯（私のほか、同居する家族等）は、沖縄県子育て総合支援モデル事業による支援を受けるため、以下の内容について同意します。

- 沖縄県子育て総合支援モデル事業の趣旨を理解し、本事業の実施要綱及び支援対象世帯決定等基準を厳守すること。
- 本事業の支援申込書に記載されている内容（個人情報等）及び支援決定に関する内容並びに支援状況等は、本事業による支援を円滑、かつ、効果的に実施するため、本事業の実施主体である沖縄県、連携する町村、本事業の受託事業者において情報を共有すること。
- 本事業の支援対象子育て世帯を決定するにあたり、就学援助制度の認定のために収集した世帯の所得、当該世帯の状況（相談内容等を含む。）等を本事業の実施主体である沖縄県、連携する町村、本事業の受託事業者が利用すること。
- 本事業による子どもの学習支援のほか、親に対する支援（養育支援（子育てに関する相談）や就労支援等）を受けること。

沖縄県子どもの健全育成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県生活困窮者自立支援事業実施要綱第3条第3項の規定に基づき、同条第2項第3号で定める生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業である沖縄県子どもの健全育成事業（以下「健全育成事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、沖縄県（以下「県」という。）とする。

- 2 県は、健全育成事業（第3条で定める専門員の配置及びその業務を除く。）を、適切な実施が期待できる団体（以下「委託事業者」という。）に委託する。
- 3 委託事業者は、県と締結する契約により事業を実施する。

(専門員の配置)

第3条 県は、健全育成事業の円滑な実施のため、沖縄県が設置する福祉事務所（以下「県福祉事務所」という。）に、学習支援専門員（以下「専門員」という。）を配置する。

- 2 専門員の配置については、別途、沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程で定める。

(対象者)

第4条 健全育成事業の対象者は、県福祉事務所管内の生活保護世帯等に属する小学1年生から中学3年生（過卒生等含む。）とする。ただし、専門員が支援する対象者については、別途、県福祉事務所で定める。

(学習支援教室の設置)

第5条 委託事業者は、各拠点に学習支援教室（以下「教室」という。）を設置するものとする。

- 2 教室の設置箇所は、委託業務仕様書で定める。

(支援の内容)

第6条 委託事業者が行う支援の内容は、委託業務仕様書で定める。

- 2 専門員は、委託事業者が行う支援の推進を図るため、家庭訪問等による保護者及び子どもへの支援や、関係機関との連携及び調整を行うものとする。
- 3 教室での支援を実施していない対象者については、専門員が個々の対象者に応じた必要な支援を行うこととし、別途、県福祉事務所で定める。

(定員)

第7条 委託事業者が行う事業の定員は、予算の範囲内で実施可能な定員とする。

(留意事項)

第8条 事業の実施に当たっては、県福祉事務所において支援実施方法（手順等）等を記載した沖縄県子どもの健全育成支援プログラム実施要領を策定すること。

- 2 事業の実施に当たっては、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要領（平成27年7月27日付厚生労働省社会・援護局長通知）に基づくこと。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日決裁）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日決裁）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

無料学習支援塾

子どもの健全育成事業



無料塾については沖縄県の委託を受けたNPO法人エンカレッジが中部福祉事務所と連携し、無料の学習塾として学習支援、人間関係の形成を図ることを目的として行います。

NPO法人エンカレッジでは平成20年～27年の間に1224名の生徒が在籍し、高校進学率はおよそ99.3%です。

対象学年：小学1年生～中学3年生まで

エンカレッジには楽しいイベントたくさん！



楽しい遠足！



映画鑑賞会！



音楽活動！



書初めに挑戦！



ウミガメ放流！



パイロット体験！



テスト対策もバッチリ！

日々の勉強と、様々な活動を通して大きく成長します。

「心の成長」から「学力の向上」へ

< 事業内容の詳細 >

対象者

○小学校1年生～6年生

○中学校1年生～3年生

○高校進学を目指す過卒生

※申し込み多数の場合は、ご希望に添えないこともあります。

場 所

北中城村教室（地図参照）

期 間

平成28年8月上旬 ～ 平成29年3月31日

学習支援

小学生：週2回 16:00～18:00の間 2時間

中学生：週3回 17:00～21:00の間 2時間

※上記は原則です。回数や時間は相談に応じます。

費 用

※費用については、県の事業であるため無料です。

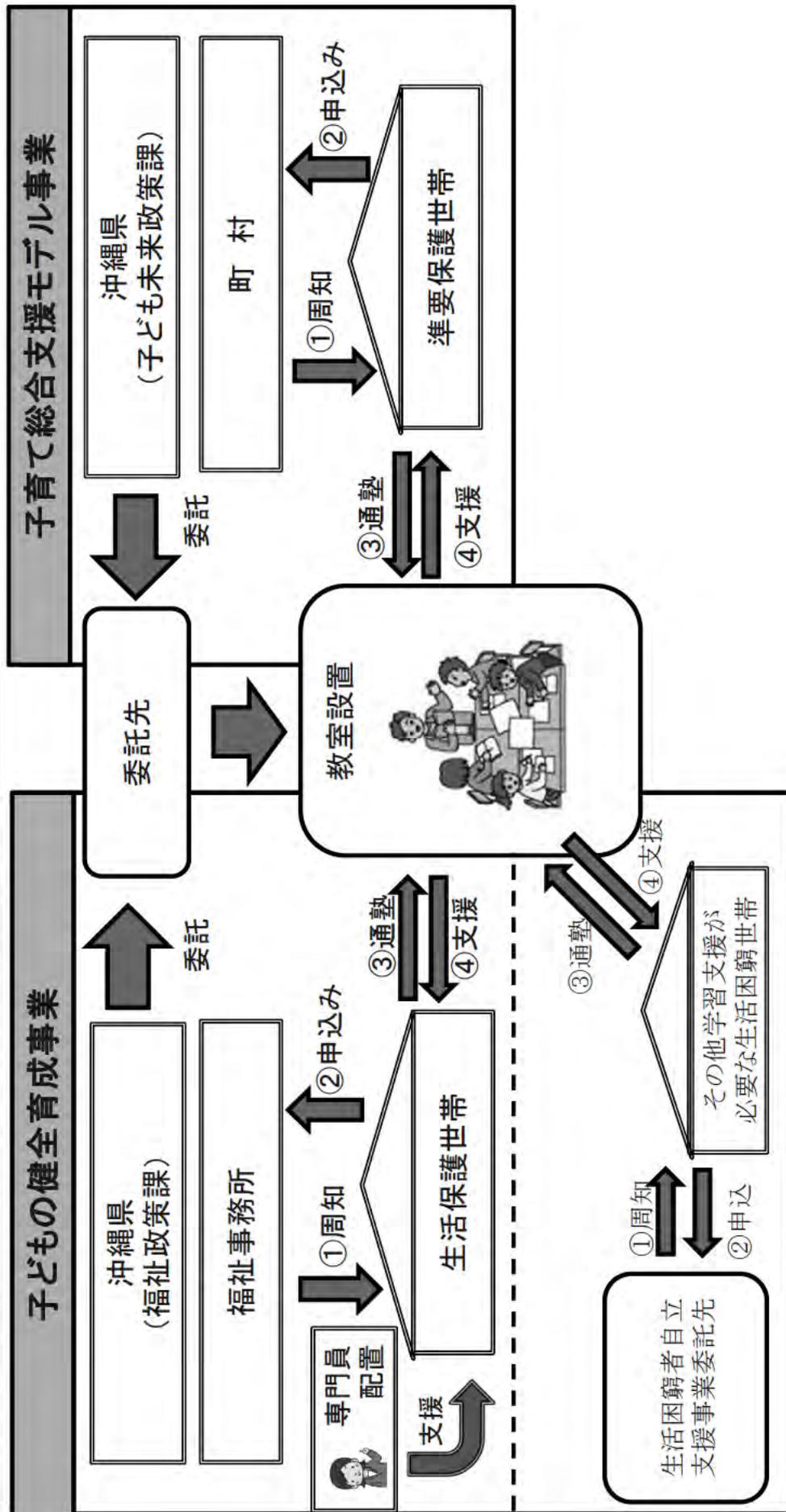
無料学習
支援

【定員】小・中学生10名程度

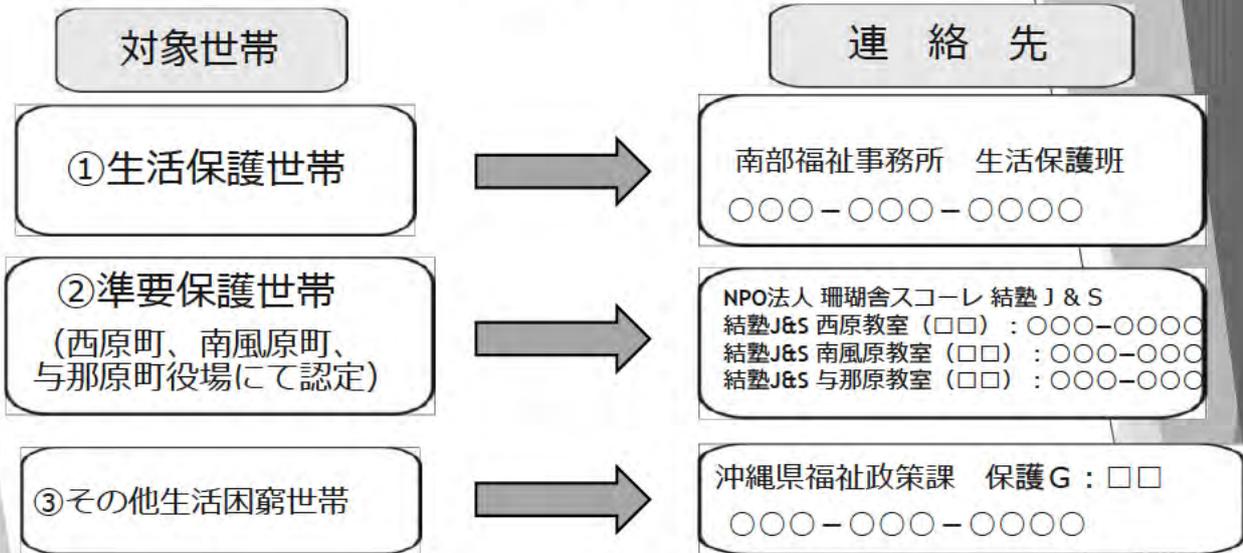
生活困窮世帯への学習支援スキーム(沖縄県子ども生活福祉部)

【事業目的】

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行うことで、学習意欲や学力の向上及び社会性の育成を図り、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

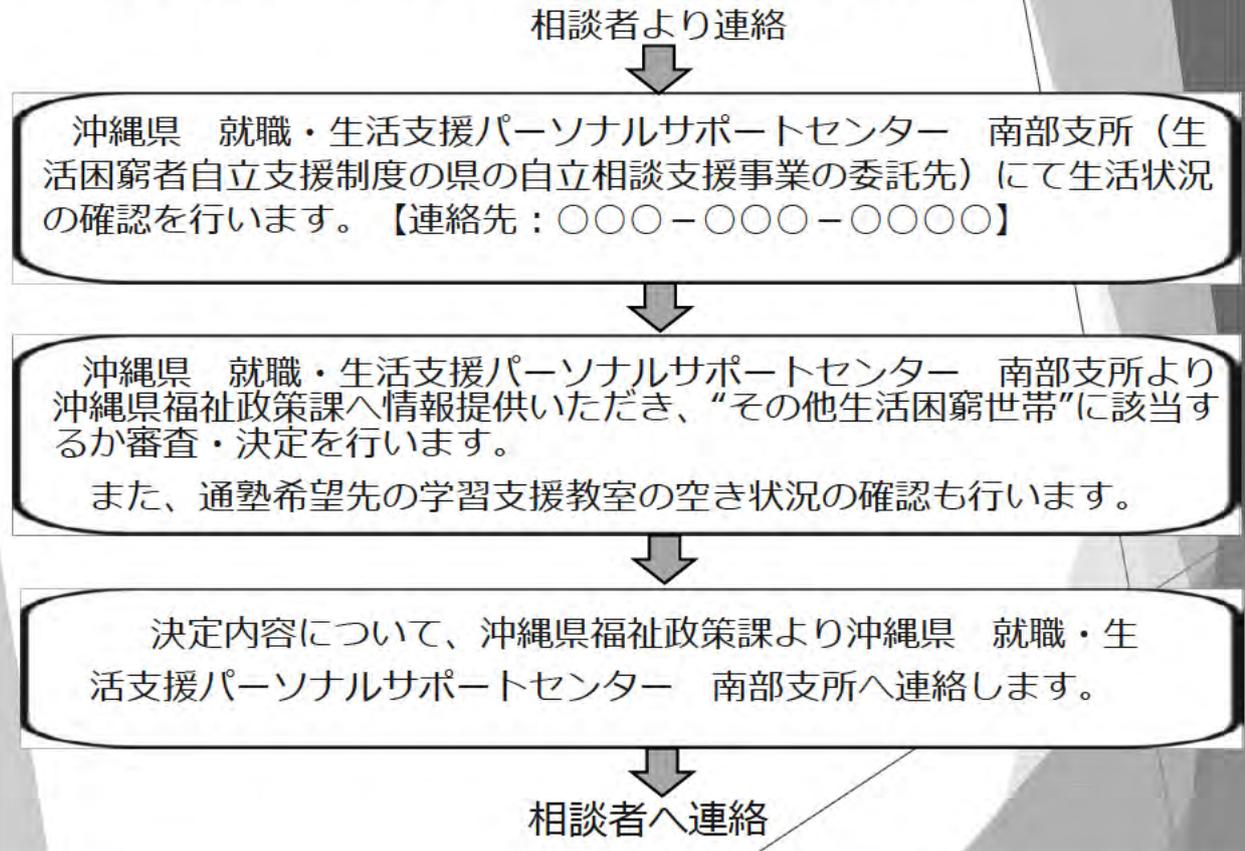


学習支援連絡先（南部圏域）



【通塾希望される場合】
 ①生活保護世帯⇒南部福祉事務所の担当ケースワーカーや学習支援員にご相談下さい。
 ②西原町・南風原町・与那原町にお住まいの準要保護世帯⇒学習支援教室を行う珊瑚舎スコーレ各教室へご相談下さい。
 ③その他生活困窮世帯⇒上記①②に該当しない生活困窮世帯については、基本的にパーソナルサポートセンターにて生活状況を確認の上、沖縄県福祉政策課にて審査・決定しています（流れは別添参照）。

その他生活困窮世帯の通塾の流れ



1 子育て総合支援モデル事業の概要①

子どもの学習の遅れがその後の貧困の要因となることを防止するために、主要保護世帯の児童等を対象に学習支援を行う。また、高校3年生に対しては、児童扶養手当受給世帯等の生徒を対象に、大学等進学促進支援を行う。併せて、その親等に対しては、養育支援を行う。

1 目的

次世代の子どもたち等に貧困が連鎖することを防止する

2 支援内容

授業料（人件費）や教材費、教室運営等に係る経費を県が負担し、委託事業として学習指導や試験受験等の学習支援を受けることができる学習教室を設置しているほか、その親や保護者等に対する養育支援を実施している。

3 目標

支援した子どもの高校進学率9割、大学等進学率6割以上

2 子育て総合支援モデル事業の概要②

4 対象等

- (1) 小中学生 準要保護世帯の児童生徒及びその親等
- (2) 高校生 児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯、里親・

児童養護施設入所児童生徒等

5 支援の拠点

- (1) 小中学生 8 町村（嘉手納町、北谷町、西原町、南風原町、与那原町、恩納村、読谷村、北中城村）
- (2) 高校生 5 圏域（那覇市、沖縄市、名護市、宮古島市、石垣市）

3 子育て総合支援モデル事業の概要③

6 事業予算額等の推移

(単位 千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	26,775	66,357	107,304	102,204	155,920
(うち国庫)	(21,420)	(53,085)	(85,843)	(81,763)	(124,736)
決算額	6,019	39,104	71,545	93,782	-

7 実施スキーム



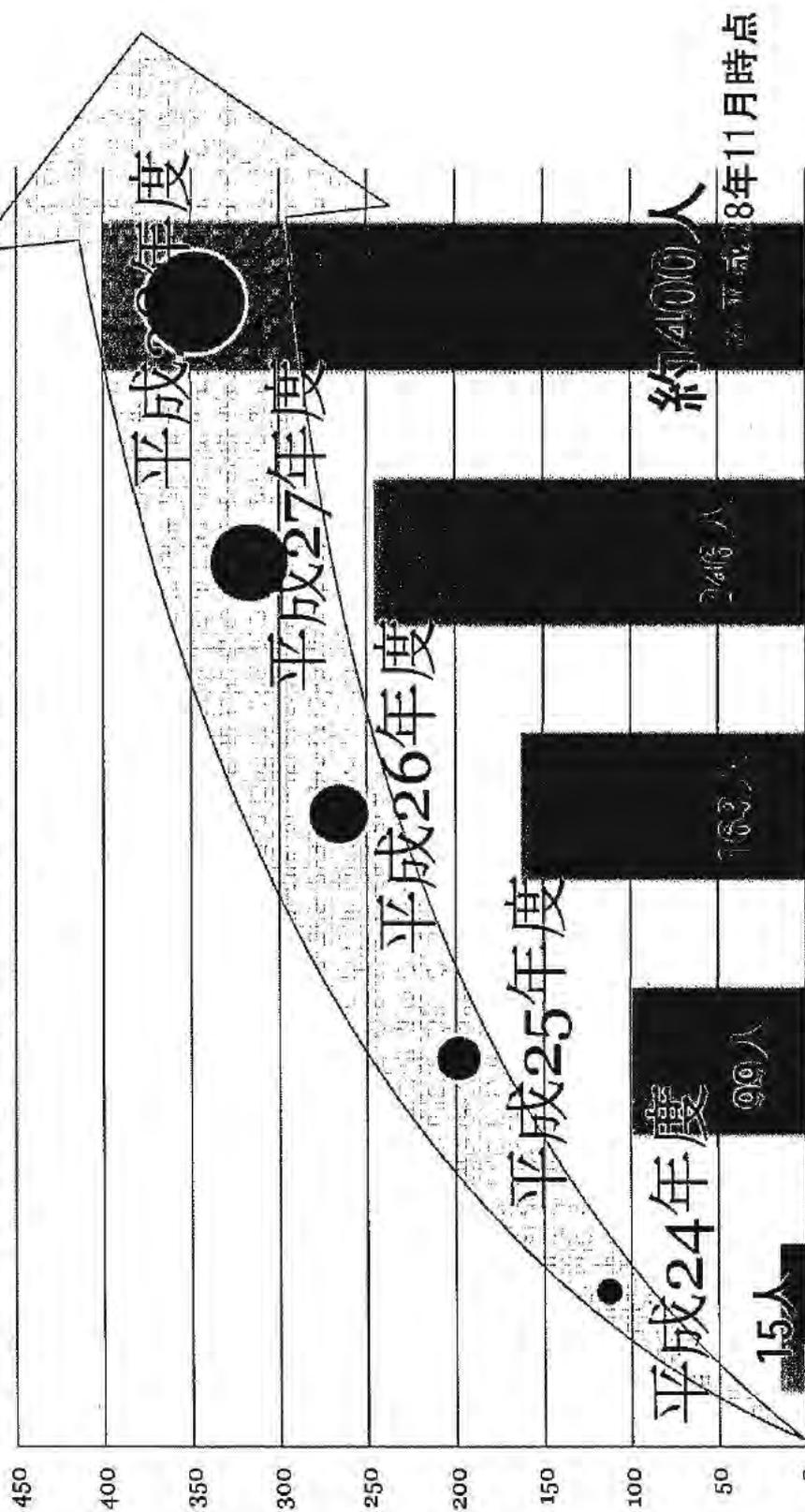
4 子育て総合支援モデル事業実績①

平成24年度から平成27年度までに、523名の児童生徒等に対して支援を行っており、中学3年生は98.1%の高校合格率、高校3年生は81.3%の大学合格率となっている。

その他受験生以外の児童生徒については、成績（席次）の向上や学習以外の音楽や空手などの課外活動の取組を通して自信の向上が見られるほか、児童生徒の親や保護者等に対しては、学習面や生活面での養育相談等による支援を行ってきた。

大学進学のための支援では、塾に通えず大学進学をあきらめていた学生から感謝の声が上がっているなど、学生からも評価されている。

5 子育て総合支援モデル事業実績②



- 中学生進学率 98.1%、高校生進学率 81.3%
- その他の自宅学習の習慣化、学力向上、生活改善などが見られるほか、卒業生が大学進学したり、就職するなど貧困の連鎖の防止につながる事例が見られる。

6 子育て総合支援モデル事業実績③ 小中学生

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
合計	15	99	142	203	459
中学生	8	81	115	143	347
小学生	7	18	27	60	112

うち中学3年生

合計	5	36	60	58	159
うち受験者	5	36	60	58	159
うち合格者	5	35	59	57	156
合格率	100.0%	97.2%	98.3%	98.3%	98.1%

注 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率83.5% (H25) 全国平均90.8% (H25)

7 子育て総合支援モデル事業実績④ 高校3年生

年 度	平成26年度	平成27年度	合 計
合 計	21	43	64
合格者数	17	35	52
合格率	80.9%	81.3%	81.3%
那覇教室	21	30	51
合格者数	17	24	41
合格率	80.9%	80.0%	80.4%
沖縄教室	-	13	13
合格者数	-	11	11
合格率	-	84.6%	84.6%
合 計	21	43	64

注 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率30.8%(H25) 全国平均32.9%(H25)

8 課題と方向性

切れ目のない支援

- 小学校低学年や進学後の高校1・2年生への支援
- なるべく通いやすい場所での支援

継続した支援

- 支援が途切れないように退塾などを防止すること
- 支援が届かない等の事情を持った子どもへの支援

貧困の連鎖の防止に資する支援

- 学力の保証
- 学力に加え、生き方を学ぶ力を付けること

実施場所の拡大、きめ細かな支援、市町村間連携を図ること等について検討する

学習支援希望調査票

ケースワーカー名： _____

対象児童氏名	(男 ・ 女)	
世帯主名		
住 所		
連 絡 先	電話 (自宅) _____ (携帯) _____	
学 校 名		
成績の状況 (直近の成績を記載)	席 次	_____ 名中 _____ 番
	学期末評価	英語 _____ 数学 _____ 国語 _____ 理科 _____ 社会 _____ ※ 不明の場合は無記入で可。
進路希望	① 進学 → (希望校 _____) ② 就職 → (希望職種 _____) ③ 未定 → (未定理由 _____)	
支援希望の有無	有 ・ 無	
その他		

同 意 書

- 1 子どもの健全育成支援プログラムに参加することに同意します。
- 2 子どもの健全育成支援プログラムに参加するにあたり、プログラム参加児童への支援環境を整えるため、南部福祉保健所及び _____ が学校等関係機関と連携し、プログラム参加児童の個人情報を共有することに同意します。

平成 年 月 日

住所 _____

(世帯主又は保護者)

氏名 _____ 印 _____

(プログラム参加者)

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

南部福祉保健所長 殿

平成28年度子どもの自立支援プログラム事業方針

プログラムの趣旨

那覇市福祉事務所では、平成22年度より生活保護世帯が親から子へ引き継がれる貧困の連鎖を断ち切るために、保護世帯のこどもが健全に育成され、能力に応じた適切な進路に向かえるよう児童自立支援員及び子ども自立支援員を配置し、学校やその他機関と連携して生活支援や学習支援などの支援を行います。

平成27年度実績

① 学習支援

平成27年度は対象児童である中学1年生（92名）、中学2年生（94名）、中学3年生（116名）のうち特に学習支援が必要な児童に対して学習支援教室を開催した。

学習支援を受けた児童

中学1年	22名	
中学2年	26名	
中学3年	52名	合計100名

その結果、中学3年生116名のうち105名が高校進学した（進学率90.5%）

② きら星学級との連携

教育委員会教育相談課のきら星学級と連携して引きこもり、不登校の児童生徒の支援を行った。

平成28年3月末現在で19名の児童生徒が関わった。うち週1日以上登校できるようになっている児童数は3名となっている。

また、卒業生8名のうち5名が進学することができた。

その他の児童についても、個々で活動していた児童が、体験活動等を通して人との関わりが持てるようになったり、昼夜逆転していた生活の改善がみられるなど一定の成果を挙げている。

③ その他

状況把握、登校支援、進路相談、見守りなどの支援を行うため児童自立支援員5名で自宅訪問・学校訪問や電話・面談等合計で2952件の支援を行った。

【平成28年度実施方針】

1 被保護世帯及び生活困窮世帯子ども健全育成支援プログラム

① 基本的な対象者は小学校1年～中学校3年生とする。

対象者数は中学生262名、小学生652名（4/1付データ）

※事業拡大に伴い、支援員の拡充が必要だが人材確保が厳しい状況があるため、当面の間は中学生を中心に支援を行い、順次対象者の範囲を広げて行く。

② 中学1・2年生への支援は登校支援を中心とし必要があるときは生活支援・学習支援を行う。

③ 小学生については、特に支援及び関与の必要があった場合のみ支援を行う。

2 高校進学支援プログラム

- ① 当プログラムの対象者は中学3年生とする。支援の方法は登校支援・生活支援・学習支援（学習支援教室含む）・進学（進路）支援とする。
- ② 既卒生で受験希望の児童には、引き続き学習支援を行う。

3 居場所型学習支援

平成28年度は、高校進学または基礎学習の習得が必要な子ども（中学生1年生から3年生、既卒生）に対し、本庁・小祿教室、首里・真和志教室の2教室を開講する。それぞれ100名体制で合計200名の児童生徒の学習支援を行う。

また、居場所の機能を充実させ、軽食の提供やキャリア教育、横の繋がりや縦の繋がりが持てる機会を充実させる。

4 高校中退予防支援

生徒就学支援センター（県立泊高校内）及び高校、那覇サポートステーション等の関係機関と連携を図り、高校生の中退予防のための支援を行うための体制づくりや役割分担を行う。

また、進学後に気になる児童生徒について、支援員が訪問を行い、個々の状態に対応した支援を行う。

5 那覇市教育委員会との連携

那覇市教育委員会の教育相談課・学校教育課と連携を図ると共に校長連絡会・教頭連絡会・生徒指導・進路指導連絡会へ参加し、連携を強化することでより有効な児童支援を行うための体制づくりを行う。

6 発達障がい連絡会への参加

発達障がいの支援機関との情報交換のため、発達障がいワーキング会議に参加する。

7 家庭・学校訪問及び支援方針策定

できるだけ早期に対象となる児童の家庭訪問、学校訪問を実施し、実態を把握して問題の顕在化を図り、児童それぞれの支援方針を策定する。

（児童自立支援員等が学校に伺いますので、ご協力お願いします）

小学校に関しては順次対応する学校を拡大していきます。

8 その他の支援機関との連携

他の支援機関との情報交換会を行う。

9 研修

児童自立支援員の資質向上のため研修を行う。ネットワーク作りも研修と位置付ける。

支援員の配置状況(H28年度)

名称	(1) 寄添い支援員	(2) 子ども自立支援員	(3) 児童自立支援員	(4) 自立子育て世帯
①支援員の配置予定人数	18人	8人	5人	1人
②支援員の配置予定場所	那覇市教育相談課に配置※近隣に執務室(賃借)を設置。	那覇市保護管理課事務室内	那覇市保護管理課事務室内	那覇市子育て応援課事務室内
③支援員の勤務形態	非常勤(週4日) 8:30~17:00	非常勤(週5日) 9:00~16:00、10:00~17:00	非常勤(週5日) 9:00~16:00、10:00~17:00	非常勤(週5日) 9:00~16:00
④支援員の実施形態	直接実施	直接実施	直接実施	直接実施
⑤支援の対象者	準要保護等の支援を要する児童生徒や、不登校等から将来貧困になる恐れのある小中学生。	主に生活保護世帯の小中学生(必要に応じて準要保護世帯の小中学生)	主に生活保護世帯の中高生(必要に応じて準要保護世帯の小中学生)	主に子育て支援室に相談に上がる就学前の児童及び保護者
⑥支援員の募集方法	那覇市HP掲載、ハローワーク求人、大学教授等への依頼	特定の個人への就任依頼、公募、ハローワークで求人	特定の個人への就任依頼、公募、ハローワークで求人	特定の個人へ就任依頼
⑦支援員の採用に関する条件	社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者。 教育・福祉分野に関わる職業経験や活動経験を有する者。	臨床心理士、教諭資格者、保育士又はそれと同等以上の知識を有する者	臨床心理士、教諭資格者、保育士又はそれと同等以上の知識を有する者	臨床心理士、社会福祉士 大学卒で、教育学若しくは社会学等を専修したもの 2年以上児童福祉事業に従事した者等
⑧支援員の活動をバックアップする仕組み	県及び市開催の研修・会議等。貧困対策庁内推進会議。学務課(就学援助所管部署)等と連携。 教育相談課配置の臨床心理士や指導主事等の専門職員との連携・調整。	毎週、支援調整会議を開催。研修の開催時にはその都度対応。研修の開催補助金交付団体との連携会議の開催。他市の支援員との連携会議の開催。他市の支援員との連携会議の参加。協議会への参加等	毎週、支援調整会議を開催。研修の開催時にはその都度対応。研修の開催補助金交付団体との連携会議の開催。他事業の支援員との連携会議の開催。他市の支援員との連携会議の参加。協議会への参加等	・県及び市開催の研修等 ・支援室内で支援調整会議を開催し必要に応じてスーパーバイズを入れる。 ・要対協実務者会議

沖縄県子ども貧困対策推進交付金にて実施している事業(H28年度：平成28年10月～平成29年3月)

	1	2	3	4
事業名	就学援助の充実を図る事業	給食費に係る補足給付事業	ボランティア団体等中間支援事業	子どもの貧困対策支援事業
事業概要	<p>就学援助を受けている要保護、準要保護世帯に対して、新たに新入学用品費の単価を引き上げ、実費に近い額を支給する。</p> <p>対象者数：約84,000人 新入学用品費の単価引上げ ・小学生、20,470円を23,000円へ増額 ・中学生、23,550円を37,000円へ増額</p>	<p>児童を本市の幼稚園・こども園に通園させている非課税世帯の給食費の一部を補助する。</p> <p>対象者数：約75人 ・ひとり親世帯及び在宅障がい者のいる世帯：月額4500円 ・上記以外の市民税非課税世帯：月額2500円</p>	<p>地域で子ども食堂や学習支援を実施しているボランティア団体に対して、自治会や民生委員、PTA、NPO等地域の社会資源や企業、支援員と繋がる機会を提供し、地域で日常的に子どもの見守りや支援がでる環境を整えて地域づくりを促進していく事業</p>	<p>子どもの貧困対策の事業拡大に伴う、非常勤職員の設置：1人</p>
事業費	¥54,707,410	¥1,386,000	¥2,319,000	¥1,260,496
実施担当課	教育委員会 学務課	こども政策課	保護管理課	保護管理課

② 居場所の活動実績

市町村名：那覇市
平成29年1月末現在

ア 総括表

居場所名	開所日数		利用者延べ人数		貧困世帯と 考えられる 子供の割合 %	配食		食事提供		その他		生活指導		学習支援 回数	キャリア形成支援			事業者側の構成 スタッフの人数	注2 ボランティア の人数
	日	人	うち19時 以降	人		有・無	回数	有・無	回数	有・無	回数	有・無	回数		有・無	回数	回数		
那覇市学習支援泉崎教室	218	4,495	4,429	100	有	231	有	4	有			有	214	5	1	3	7		
那覇市学習支援里教室	189	1945	1670	100	有	183	有	3	有			有	183	3	1	3	6		
むぎほ学級	167	372		100	無		有	105	有			有	323	65		8	5		
ほのぼの食堂	31	371	4	50	有	1	有	16	有	1						16	3		
のびのび広場	13	316	47	18	有		有	13	有					2	2		9		
むつみふれあい広場	7	102		19	有		有	7	有								6		
R・Kア카데미	139	922	431	78					有	2			141		7	1	1		
お結びキッズクラブ	24	670		25	有		有	24	有				6				2		
元気食堂																			
ユイマール塾	65	874	500	100									64	1			3		
小学生ユイマール塾よぎ	56	588		80										2	2		1		
小学生ユイマール塾なかいま	55	318		50										1	2		1		
松川こども広場	49	427	298	60	有		有	35	有								2		
すいこども食堂	87	842		15	有		有	25	有				62			25	4		
久揚川児童館	131	1687	3	25	有	121							35	11	29	75	3		
壺屋児童館	167	1319	1	47	有	18	有		有	14			79	8	26	130	4		
那覇市母子生活支援センター	192	2111	1864	100	有		有	130	有				157	7	150	189	4		
子どもの広場	150	3792		65	有		有	190	有				150				2		
すこやか学楽原っ子	35	789		20	有		有	35	有					1			5		
安謝新都心こども広場	27	178		20	有	25							23			2	1		
小緑にじのひろは勉強室	21	118		25	有		有	5	有	16						21	3		
活き活きサロンちゅら花	15	229		10			有						1				1		
にじの森文庫	53	1300	8	10	有		有	52	有	10							4		
kakulu	143	798		100	有	117	有	28	有				161	10	35	457	5		
合計	2,034	24,563	9,255			696		672		43			1,599	116	255	931	82	1,200	

注1) 開所時間が複数ある場合は、開所日数の多い順に3つまで記載すること。

注2) 事業側の構成：スタッフの人数については1日当たりの平均的なスタッフ数、ボランティアの人数については述べ人数を記載すること。

なぜ、5年後を見据えてという題名にしたとおもいますか??
児童自立支援チームは高校進学がゴールではなく、高校を卒業の資格をとってもらい最終的に就職につながり、自立を促す支援であります。
そのための第一関門としてもいえる高校入試に合格、しかも自分で選んだ高校になるべく進学させたいと考えています。自分で選んだ高校であれば中退予防にも少しは効果があると考えています。
そこで5年後に自立してもらうための支援でもあります。

5年後を見据えて

JJチーム

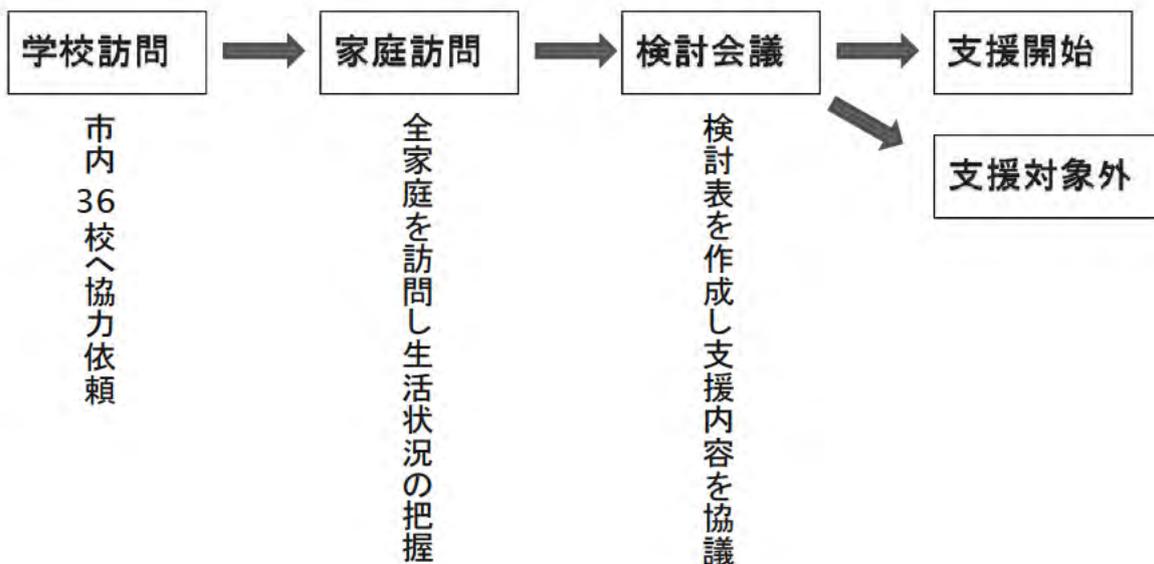
そこで昨年度私たち児童自立支援チームがどのような支援をしてきたかを昨年度の実績を基に説明させていただきます。

1

支援までの流れ

大まかな支援の流れとしてはこうです。

学校訪問に入る前に校長・教頭・生徒指導主事の連絡会に参加し顔を覚えてもらっています。



2

一番必要な学校訪問！！

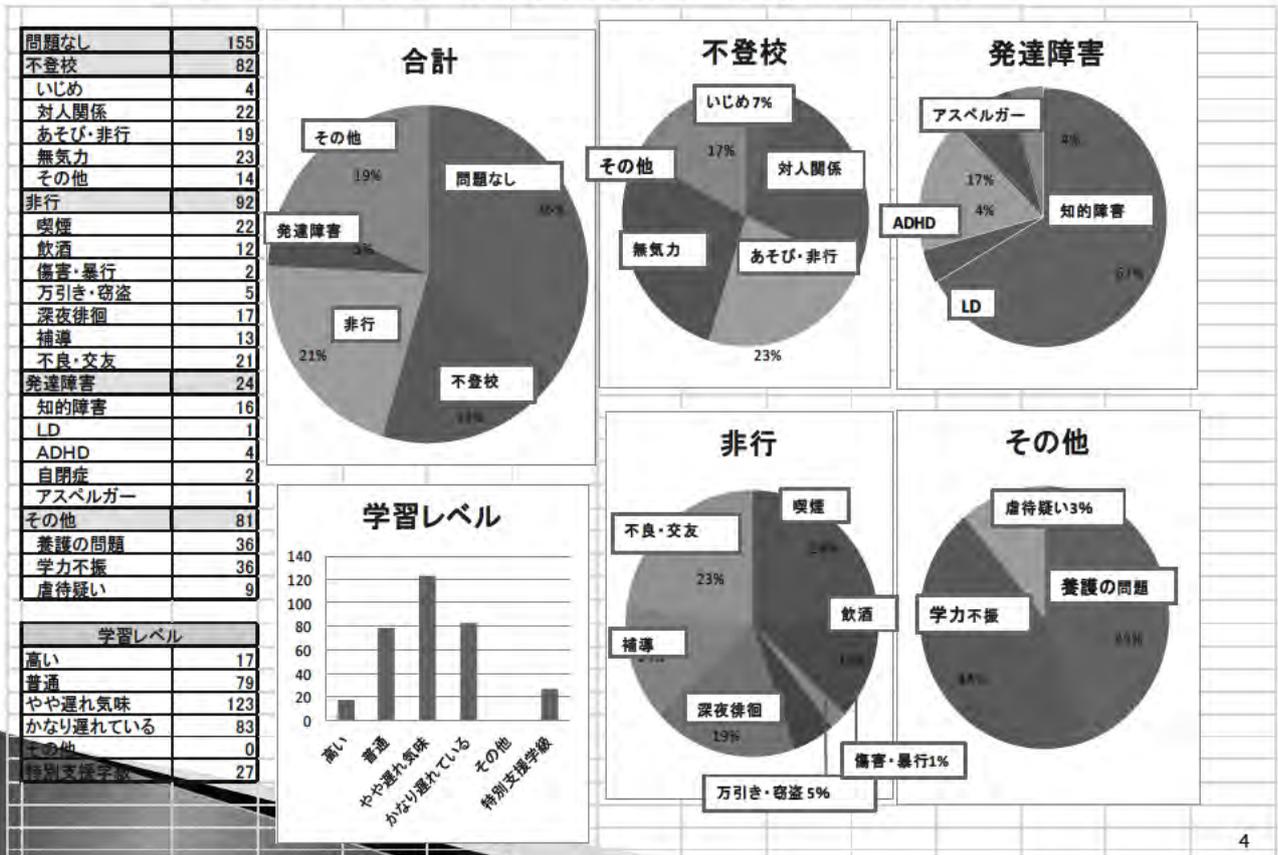
学校訪問では以下の様な調査を行っております。
学校側からの情報はとても貴重な資料になります。

世帯主名	個人名	クラス	担任名	学校での状況()内の当てはまる所に○をつける	特記事項
				①登校状況 (毎日登校・時々欠席あり・ほとんど欠席) ②遅刻の有無 (遅刻なし・時々遅刻あり・毎日遅刻) ③生活態度 (不登校・非行・問題なし) ④ ③で不登校に当てはまる場合、その理由全てに○をしてください (いじめ・対人関係・非行・無気力・その他) ⑤ ③で非行に当てはまる場合、その理由全てに○をしてください (喫煙・飲酒・傷害・万引き・深夜徘徊・補導・不良交友) ⑥学習意欲 (あり・ややあり・なし) ⑦学習レベル (高い・普通・やや遅れ気味・かなり遅れている) ⑧発達障がい (なし・知的障がい・LD・ADHD・自閉症・アスペルガー) ⑨特別支援学級 (在籍・知的・情緒) ⑩放課後活動 (校内クラブ活動入部・校外クラブ活動入部・入部していない) ⑪その他気になること (服装・食事・所持品・虐待疑い・対人トラブル)	

学校名	世帯主名	個人名	学年	就学援助
				<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請

3

H26年度那覇市内(17校)の状況



4

家庭はどうなってるの？

家庭訪問では生活リズム等を中心とした調査を行っていきます。

訪問時の聞き取り事項

該当する番号に○をして下さい。

お子さんの学年を教えてください。

(子の名前・学年) 例 (太郎・小学校6年生)

(●● ●●・小学校6年生)

問1 お子さんの起床時刻は何時ごろですか。(平日)

ア 午前6時前 イ 午前6時～6時30分前 ウ 午前6時30分～7時前
エ 午前7時～7時30分 オ 午前7時30分～8時前 カ 午前8時以降

問2 お子さんは、学校に行く日は自分で起きていますか。

ア ほとんど自分で起きている イ 父母に(保護者)等に起こされることが多い
ウ いつも父母(保護者)等に起こされる。

問3 お子さんは毎日、朝食を食べていますか。

ア 必ず食べる イ 食べない日もある

食べない日もある

問4 <問3で、「2」「3」と答えた方のみお聞きします。>

朝食を食べない理由はなんですか。

ア 朝起きるのが遅くて食べる時間が間に合わない イ 食欲がない
ウ 朝食の準備が間に合わない エ ダイエット オ その他()

問5 お子さんの帰宅時刻は何時頃ですか。

ア 午後4～6時 イ 午後6時～8時 ウ 午後8時～10時
エ 午後10時～12時 オ 午前0時

夕食の時間が遅い

問6 お子さんの平日の夕食は何時ごろ?

ア 午後6時前 イ 午後6時前～7時前 ウ 午後7時～8時前
エ 午後8時～9時前 オ 午後9時以降 カ 食べない

問7 お子さんは、自宅でどう過ごされていますか。

ア テレビやビデオ・DVDを見る()時間 イ ゲームをする(3 時間)
ウ パソコンやメールをする(1 時間)
カ 自分の趣味をする キ 勉強をする

ゲームやメールの
時間が長い

問8 お子さんの就寝時刻は何時頃ですか。(平日)

ア 午後8時前 イ 午後8時前～9時前 ウ 午後9時～10時前
エ 午後10時～11時前 オ 午後11時～12時

寝る時間が遅い

問9 お子さんは一日どれくらい家庭学習をしますか。

ア ほぼしない イ 30分前後 ウ 1時間以内 エ 1時間～2時間以内
オ 2時間～3時間 カ 3時間以上

問10 お子さんは習い事をされていますか。

ア 通っている(週 回) ()
イ 通っていない

問11 家でお子さんとコミュニケーションを

コミュニケーションを
あまり取らない

ア よく取る(会話・家事手伝い・その他())
イ 時々取る(会話・家事手伝い・その他())
ウ あまり取らない オ ほぼ取らない

問12 将来の夢について、現段階でどのように考えていますか。

とくにない

将来やりたいことがない

問13 今、子育てをしていて困ったことはありますか。

同意書

訪問時には必ず右記内容についての同意書をもらいます。この同意書がもらえて初めて私たちは支援に入ることができます。

(第2号様式)

「児童自立支援プログラム事業」

児童自立支援プログラムに関する同意書

私は、「児童自立支援プログラム事業」に関する、下記の事項について同意します。

記

- 「児童自立支援プログラム事業」による支援を受けること。
- 支援のために必要となる私の個人情報を福祉事務所が学校及び各関係機関等と情報共有すること。

以上

平成 年 月 日

那覇市福祉事務所長殿

同意者

住所 _____

(世帯主又は保護者)

氏名 _____ 印 _____

(参加児童・生徒名)

氏名 _____

氏名 _____

検討表作成→検討会議

先程の子どもの検討表です。

学校訪問で得た情報と支援員が家庭訪問を行って得た情報を、検討表に落とし、今後の支援方針を検討会議で決定していきます。

支援が必要と判断された場合は検討会議で決定した支援内容に基づいた支援を開始。
ケースとのやり取りについては随時担当CWに報告。

支援対象外については支援に入りませんが、場合によっては生活状況の把握等をおこなうこともあります。
※支援対象外の3年生については最終進路確認を行う。

支援検討会議のうえ支援の必要性があるのかないのか決め、支援評価ABCを決めます。

子ども健全育成支援プログラム検討票 中1・2 (4月～12月)													
児童番号						担当員			通学先				
姓		名		生年月日		H		年		月		日	
1. 初回連絡履歴													
2. 子どもの状況													
3. 支援経緯と経過													
4. 支援内容													
5. 支援評価													
6. 今後の進路確認													
7. 担当者コメント													
8. 支援検討会議													
9. 支援内容													
10. 支援評価													

【平成26年度 生活保護世帯 高校進学及び進路状況報告】

平成27年4月7日付

那覇市

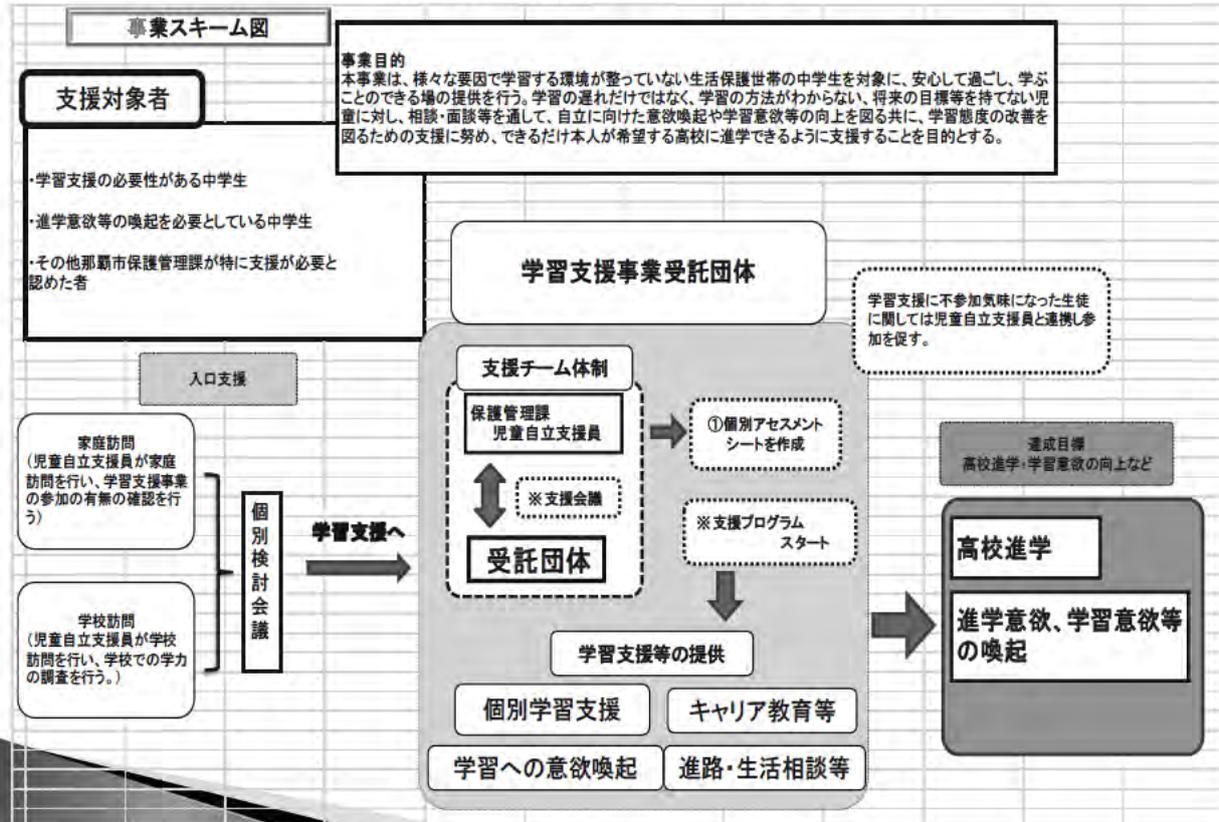
	卒業生総数			高等学校進学者			専修学校進学			就職者数			左記以外の者			高校進学率(%)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成22年度	108	52	56	87	36	51	-	-	-	-	-	-	21	16	5	81.0	65.0	91.0
平成23年度	109	60	49	94	48	46	-	-	-	2	2	-	13	9	4	86.2	81.0	94.0
平成24年度	110	50	60	96	45	51	-	-	-	-	-	-	14	5	9	87.3	90.0	85.0
平成25年度	106	44	62	93	38	55	-	-	-	2	2	-	11	4	7	87.7	86.0	89.0
平成26年度	102	61	41	97	58	39	-	-	-	-	-	-	5	3	2	95.1	95.1	95.0

参考資料

那覇市全体の進学状況

	卒業生総数	高等学校進学者	専修学校進学	就職者数	左記以外の者	高校進学率
平成23年度	3,325	3,189	12	12	112	95.9%
平成24年度	3,161	3,053	26	22	107	96.6%
平成26年度	4,659	4,515	20	24	100	96.9%

学習支援事業スキーム図



【宜野湾市】

平成28年度 宜野湾市生活困窮世帯等の中学生に対する学習支援事業実施要項

宜野湾市福祉事務所

1 目的

宜野湾市生活困窮世帯等学習支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、貧困の連鎖の防止のため、教育環境に問題を抱える生活困窮世帯等の子どもを対象に通塾による学習支援を行うことにより、基礎学力の向上及び社会性の修得を図る。

2 事業の支援対象者

高校進学を目指し学習意欲がある生徒及びその保護者の中で、以下の条件のいずれかにあてはまるものを対象者とする。

- (1) 生活保護受給世帯の中学生及びその保護者
- (2) 準要保護世帯の中学3年生及びその保護者
- (3) 生活困窮世帯に属する中学3年生および前年度中学を卒業した者で福祉事務所所長が認める者。

※ 以下(1)を被保護世帯、(2)(3)を生活困窮世帯と表記する。

3 支援対象者の決定

- (1) 支援対象人数を確定する。
- (2) 支援対象者の人数を被保護世帯と困窮世帯で配分する。
- (3) 参加を希望する対象者から提出された申請書(様式第2号)と同意書(様式第3号)をもとに関係機関を含めて協議し支援対象者を決定する。参加の可否については決定通知書(可否)(様式第4号)で通知する。
- (4) 年度途中で空きが出た場合には、申請者の中から随時追加決定する。

4 事業内容

(1) 実施内容

本事業は支援対象者の子どもとその保護者に対して、学習支援と進路相談等を行う。

(2) 実施方法

事業の実施に当たっては、趣旨を理解し適切な実施が期待できる団体に運営を委託して実施する。委託事業者は委託先で使用している個別支援計画に基づき、必要に応じて計画を修正し目的が達成されるよう努める。また、福祉事務所は委託事業者と連携し、支援者の学習環境の整備、意欲の向上を目指すため支援世帯に対し適切に支援を行う。

5 周知の方法

被保護世帯へは、地区担当者を通して知らせる。準要保護世帯へは、市内中学校を通して中学3年生にチラシを配布する。市報とホームページへの掲載および児童手当の現況届の会場でチラシを配布し知らせる。

6 応募方法

本事業に参加を希望する対象者は福祉事務所の生活支援係で事前相談をする。被保護世帯の場合は地区担当の訪問時に事前相談をしてもよい。事業内容等を理解し希望した者は、申請書(様式第2号)と同意書(様式第3号)を福祉事務所に提出する。

7 相談申請期間

平成28年5月16日(月) ～ 平成28年6月10日(金)

※被保護世帯は開始時期については問わないが、6月10日までに完了する。

※申請期間以降に応募を希望する者については、随時相談を行い、応募を受け付ける。

8 支援期間

支援期間を7月から翌年の3月までとし、支援対象者の決定は年度ごとに行う。

9 支援の中止と終了

(1) 学習に取り組む姿勢が良好でないものに対し委託事業者・福祉事務所が指導を行ったにもかかわらず改善が見られない者については、面談や訪問等を行った上支援を中止する。(様式第5号)

※学習に取り組む姿勢が良好でないとみなす基準

- ① 特別の理由なくひと月の出席状況が80%を満たさないときには、家庭へ連絡または訪問し指導を行う。その指導にもかかわらず翌月も改善が見られない場合。
- ② 家庭との連絡が取れず協力が得られない場合も同様に扱う。
- ③ 通塾先の学習環境を故意に乱している場合。

(2) 支援対象者がこの事業への参加の必要性を感じられなくなった場合は、辞退届(様式第6号)を福祉事務所に提出し支援を終了する。

附則 この要項は平成28年4月1日から施行する。

募集!

高校受験をサポートします!!

平成28年度 学習支援(通塾制度)



【通塾制度とは】

高校受験を目指す生活困窮世帯などの中学生を対象に、市の指定する塾への通塾費用を公費で負担します。



【通うことのできる塾】

市の指定した塾 (詳細についてはお問い合わせください)

【対象生徒】 宜野湾市在住で下記条件のいずれかを満たすもの。

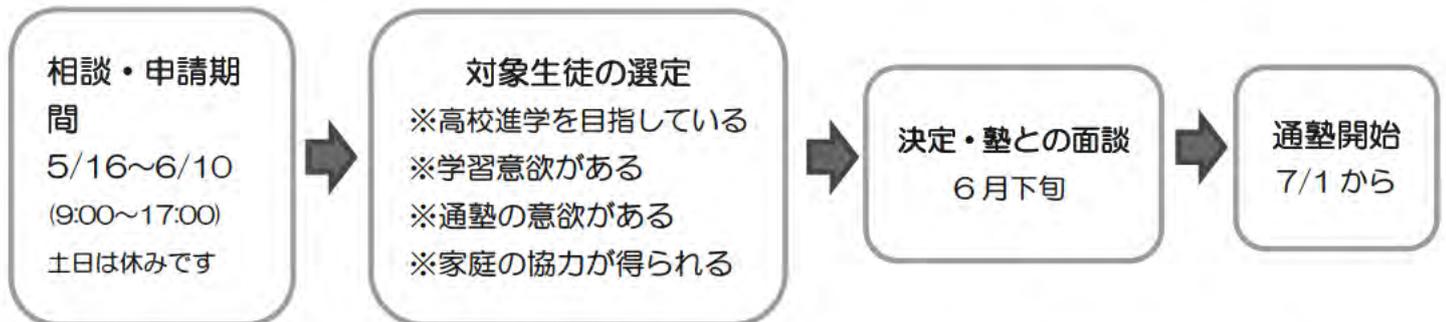
- (1) 生活保護受給世帯の中学生
- (2) 準要保護世帯の中学3年生
- (3) 次年度の高校受験を目指す生活困窮世帯の過卒生



【人数】 30名程度

【通塾までの流れ】

初めに生活福祉課(生活支援係)での事前相談が必要です。申請を希望する生徒は書類を提出してください。選定後、参加が決定した生徒は通塾が開始されます。(申請前に体験入塾をお勧めします)



【提出する書類】 ①参加申請書 ②同意書 (事前相談のときに書類を配布します。)

【支援期間】 通塾が決定してからその年度の3月まで

【その他】 交通費の支給はありません。

【お問い合わせ】
宜野湾市福祉事務所
生活福祉課 生活支援係
TEL 893-4411 (内線) 570

宜野湾市 学習支援事例集

(事例1) 学習支援事業に申請した世帯が生活保護につながった事例

【世帯構成】 母(契約社員) A君(中学3年) 妹(特別支援学校 中等部2年)

【経過】

6月、A君が学習支援事業に応募したいと母が来所した。A君は5月に白血病の疑いと診断され、骨髄移植の準備をしているところであった。母からは「本人は将来のため高校生になりたいと希望している。所の求める出席率は達成できそうにないが参加できないか。」という相談があった。考慮する事情があるものとして、学習支援事業に参加することになった。また、母からA君の看護のため現在の仕事の量を減らすので減収の心配があることも話があった。生活支援係は困窮者自立支援の相談も受けているので相談してほしい旨伝えていた。ときおり、所からA君の様子と家庭の状態を聞き取りしていた。

12月に母が来所。病気が進行していること、骨髄移植は受験が済んでからとなったこと、本人はもう受験はしないと母が説得したことなど報告があった。2月には、看病と母自身が骨髄提供することになり就労できる状態ではなく3月に退職することの報告があった。そのため母は母子寡婦福祉資金の貸し付けの相談をしているが、4月より無職になるため返済の見込みが低いと貸し付けは難しい状況であった。現在の世帯の状況を考えると生活保護がよいのではないかと提案した。後日相談、申請し生活保護につながった。本人は無事受験を終え合格した。

(事例2) 学習支援事業に申請した世帯が生活保護につながらなかった事例

【世帯構成】 母(パート) B君(中学3年) 弟(小学4年) 妹(小学2年)

【経過】

母子家庭で母が遅い時間まで仕事をしている。母が帰宅するまでB君が弟や妹の面倒を見ていたが、自分の時間がとれないB君はイライラして弟や妹にあたることもあった。母は家庭での時間を確保するためパート時間を短縮することにした。世帯収入減となるため生活保護を勧めて保護の面接相談員につなげた。しかし親子で話し合った結果、力を合わせて頑張るということになったので生活保護へはつながらなかった。

B君は学習支援事業へは最後まで参加して無事高校に合格した。また、弟や妹へあたることもなくなったと母より報告を受けた。

(事例3) 支援員の継続した関わりについて

【世帯構成】 生活保護世帯・母子家庭

- ・母(無職) 統合失調症・精神手帳1級
- ・O君(私立通信制高校1年) 自閉症スペクトラム・不登校

【経過】

・小学校時より不登校気味。中学入学後からはほとんど登校せず、市の青少年サポートセンター相談室へ不登校相談でつながる。臨床心理士より、発達課題があるとの所見があったが病院受診せず。中学2年生時、青少年相談室で週2回の通室となり様子を見ていくことになった。しか

し、相談室への来室が不安定のため、担当ケースワーカーと学習支援員に月1回の定期面談の要請があった。月1回の定期面談では、母親とO君を面談し、家庭状況の確認や今後の進路について話を聴いた。また、母親へはO君の病院受診を促した。

中学3年時、卒業後の進路について「高校進学をする」との意思があったため、8月より学習支援員が相談室にて週1回の個別学習支援を実施。当初は欠席も多かったが、後半は来室回数が増えてきた。夏休みに私立通信制高校の見学について高校側と日程調整を行ない、見学当日は同行。個別学習支援では、①基礎学力をつける ②入試に向けての学習をする といった目的を意識させながら支援を行う。高校新聞づくり（中学校の課題）や入試に向けての作文指導、相談室の準備したプリントの学習を行なった。新聞づくりの時は、学校の写真を撮るため一緒に現地まで同行した。入試当日は保護者と一緒に受験会場まで同行し無事合格。その後は、一緒にバスに乗って学校までの通学路を確認した。

中学卒業後は相談室での対応ができないことから、障害福祉サービスの活用を検討。

月1回の定期面談は継続し、個別学習支援は一時終了。障害福祉担当課へつなぎ、保護者と本人にはサービスの活用を促した。事業所の見学について日程調整し同行した。申請時も保護者に同行した。

入学後の登校について、登校は安定せず。現在、高校の担任とも連絡をとりながら支援方法を検討している。

学習支援 相談受付票（来所・電話）

相談年月日 平成 年 月 日

生徒名：..... 学校名..... 中学校..... 年.....

保護者：.....

住 所： 宜野湾市..... 連絡先：..... (.....)

昨年度の準 要保護認定	有 ・ 無	今年度の 準要保護	決定 ・ 申請中 ・ 未申請
生活保護 の受給	有 ・ 無	志 望 高 校	高 校 科
希望する 教室	① 意伸学院（宜野湾校） ②意伸学院（真志喜校） ③意伸学院（嘉数校） ④トリプル・アイ特進館（宜野湾スクール） ⑤トリプル・アイ特進館（真志喜スクール） ⑥個別教育エッグズ（宜野湾教室） ⑦代ゼミサテライン普天間スクール（トリプル・アイグループ）		

学習支援事業についての趣旨説明

・経済的に厳しく、教育環境に問題を抱える世帯に対して、公費による学習支援を行うことで、子どもに対する基礎学力の向上と社会性の修得、将来の自立の基礎をつくることを目的であること
 ※ 予算の都合上人数の制限があるため、申請イコール通塾決定 ではないこと

通塾が決まった場合の注意事項

- ① 意欲を持って真面目に参加できること（80%の出席ができる）
- ② 塾や福祉事務所との連絡をきちんと取れること
- ③ 塾や福祉事務所が求める面談や訪問に応じることができる。
- ④ 交通費についての支給、支援はないこと
- ⑤ 申請後および通塾決定後に教室の変更はできない

}

①～③について守ることができない場合は、支援の中止もあり得ることを伝える

※上記内容を理解し、尚且つ申請を希望した場合は申請書の配布をする

申請書の配布（ 済 ・ 未 ） ※申請書の配布が無い場合は、下記の説明は不要

申請書と同意書の説明（※同意書について、生徒の署名は自筆であることを伝える）

申請と決定についての説明

- ① 期間（5月16日 ～ 6月10日まで） ※郵送を希望する場合は、6/10消印まで有効
- ② 決定通知（6月の下旬頃）
- ③ 通塾の開始（7月～）

課長	係長	係

相談受付者：.....

(様式第2号)

学習支援参加申請書

申請年月日 平成 年 月 日

宜野湾市福祉事務所長 殿

生徒名.....
保護者.....印
住所.....
連絡先.....()

下記の理由により、宜野湾市学習支援事業への参加を申請します。

(学習支援を受けたい理由)
.....
.....
.....
.....

《生徒の状況》

ふりがな 生徒名		中学校名 学年	中学校 年
家族 構 成	氏 名	続柄	勤務先・学校名など
生活保護 の受給	有 ・ 無	志望高校	() 高校 ・ 未定
希望教室	① 意伸学院 (宜野湾校) ② 意伸学院 (真志喜校) ③ 意伸学院 (嘉数校) ④ トリプル・アイ特進館 (宜野湾スクール) ⑤ トリプル・アイ特進館 (真志喜スクール) ⑥ 個別教育エッグズ (宜野湾教室) ⑦ 代ゼミサテライン普天間スクールトリプル・アイグループ		

(様式第2号)

学習状況	※昨年度の成績についてわかる範囲で記入をお願いします。(任意) 国語 () 数学 () 理科 () 社会 () 英語 ()
部活動	所属している () 部 ・ 所属していない
起床時間	() 時頃) ・ あまり決まっていない
就寝時間	() 時頃) ・ あまり決まっていない
家庭学習	毎日 () 時間やっている ・ 時々やっている ・ ほとんどやらない
習い事	やっている ()) ・ やっていない
家庭での学習環境についてお書きください。	(例) 家が狭く3人兄弟で部屋を共有しており、自分の学習机も持っていない。
その他	※配慮事項や要望等がありましたらお書きください。

※ 下記の欄には何も記入しないでください

受付印

課長	係長	係

(様式第3号)

同意書

- 1 学習支援事業がくしゅうしえんじぎょうに参加さんかすることに同意どういします。
- 2 宜野湾市福祉事務所ぎのわんしふくしじむしょが、委託団体いたく だんたいおよ及び関係機関かんけいきかんと連携れんけいし学習支援事業参加生徒しえんじぎょうさんかせいとの個人情報こじんじょうほうを共有きょうゆうすることに同意どういします。
- 3 学習支援事業がくしゅうしえんじぎょうに参加さんかすることが決定けつていした場合、委託事業者ばあい いたくじぎょうしゃや宜野湾市福祉事務所ぎのわんしふくしじむしょが求める面談もと めんだんや訪問ほうもんをうけることに同意どういします。

平成 年 月 日

住所：宜野湾市

○保護者名

氏名 _____ 印

○参加生徒名（自筆）

氏名 _____

氏名 _____

宜野湾市福祉事務所長 様

宜福生 第147号-5

平成 28年 7月 日

様

宜野湾市福祉事務所長

宜野湾市学習支援事業（通塾）決定通知書

平成 28年 6月 7日付で申請された学習支援事業への参加について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 参加 可 否
- 2 対象生徒名 (中学校 3年)
- 4 通塾期間 夏期講座 ～ 平成 29 年 3 月
- 5 通塾教室 意伸学院 真志喜校

住 所 : 宜野湾市真志喜2-15-1 意伸第二ビル2F

電 話 : 098-943-7878

※ 裏面も必ずお読みください。

(様式第4号) (裏面)

(注意事項)

- 1 学習支援事業における通塾期間中、次の①から③までの事項を守るよう努めてください。学習に取り組む姿勢が良好でない場合、塾や宜野湾市福祉事務所の指導・助言を拒否する場合には、学習支援事業への参加（通塾）を中止することがあります。
 - ① 毎月の出席状況を良好にすること（病気等でやむを得なく欠席する場合は塾へ欠席の連絡を必ず入れること）
 - ② 真摯に学習に取り組むこと
 - ③ 塾や宜野湾市福祉事務所が求める面談、家庭訪問に関しては出来る限り応じること
- 2 学習支援事業における通塾期間中に通塾を辞退したい場合には、「通塾辞退届（様式第6号）」を提出してください。
- 3 住所、連絡先、生活状況等の変更ができた場合は、福祉事務所までご連絡ください。

問い合わせ：宜野湾市福祉事務所 生活福祉課 生活支援係

(代) 098-893-4411 (内) 570

宜福生第 261 号
平成29年 3月 日

様

宜野湾市福祉事務所長 印

学習支援事業参加中止通知書

平成28年6月24日 宜福生第 号により支援決定した学習支援事業への参加を
下記のとおり中止することとしたので通知します。

記

- 1 中止時期 平成29年 3月1日から
- 2 中止の理由 通塾状況の改善がみられないため

問い合わせ：宜野湾市福祉事務所 生活福祉課 生活支援係
(直通) 098-893-4480 (内) 570

平成 年 月 日

宜野湾市福祉事務所長 殿

生徒氏名.....

保護者氏名.....印

住所.....

電話番号.....

学習支援事業参加辞退届

私は、宜野湾市福祉事務所より支援を受け学習支援事業に参加しておりましたが、
下記の理由により平成 年 月 日からの支援を辞退します。

[理由]

※受領年月日： 平成 年 月 日

課 長	係 長	係

(様式第7号)

宜野湾市学習支援事業 個別支援計画

平成 年 月 日作成

ふりがな 対象生徒名		男・女	中学校名 学年	中学校 年
参加教室	意伸学院 宜野湾校 ・ 意伸学院 真志喜校		志望高校	高校
学習面	現状と課題			
	目標			
	見直し			
	成果			
社会性	現状と課題			
	目標			
	見直し			
	成果			
面談時期	・ ・			
その他				

平成 28 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業
子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業
別冊 資料編

特定非営利活動法人 さいたまユースサポートネット